

著 耶 三 興 趙 竹

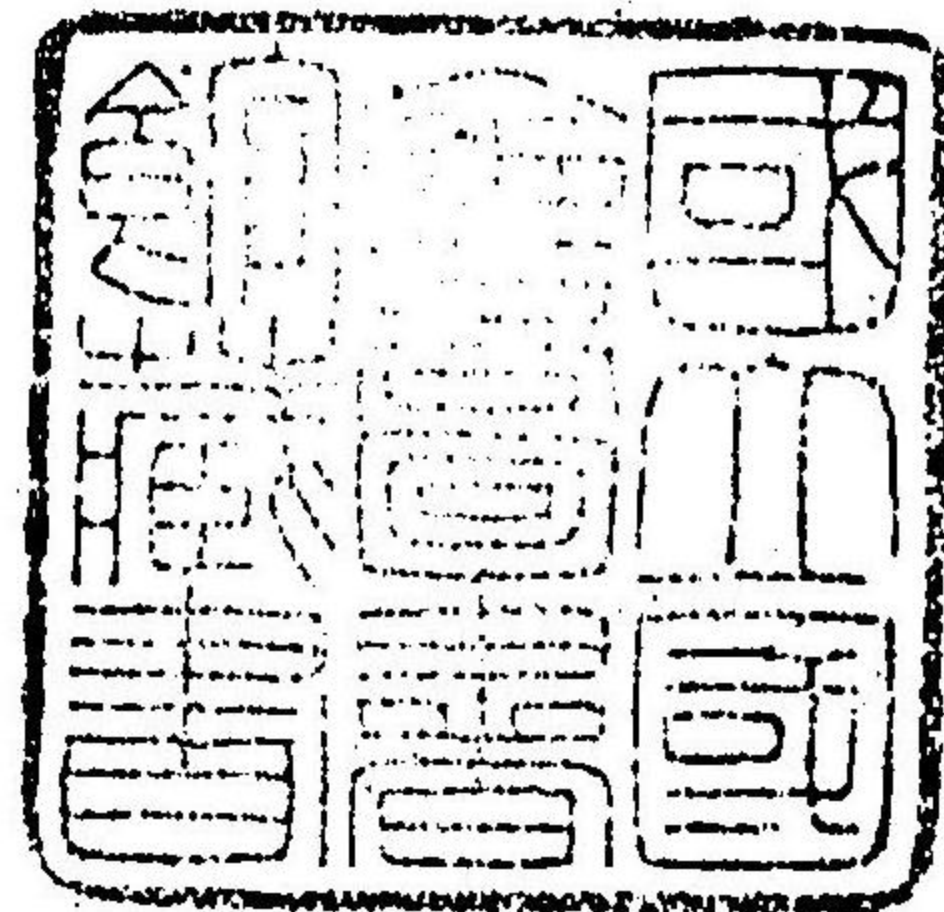
28-35

新 日 本 史

上

東京 岩波書店 發行

210.6
Ta 5178
(th)
210.6
Ta 5160
(th)



337003

本書に對する各新聞の批評一斑

報知新聞

思軒居士

「新日本史」を讀む

明治十五六年の交余は學堂居士の門に數ばして其の指教を蒙れること甚だ多かりし嘗て一夕例によりて居士を訪ひしに居士一書を出たし示して曰く罕れに得るの好書なり嗜昔の夜始て卷を開けるか乃ち手を釋くに忍ひず終に東方の白むに至れりと即ち英國マッカーシー氏の「今代史」なりき後倫敦に在て其の「ゴラッドストーン治世記」を獲て更に「今代史」の未た及ばざる所を續き以て「非ケトリヤ即位以選當時に至るまでの英國の概観を備るを得たり以爲らく當世にありて當世の事を紀するもの安ぞ是の敏腕を得むと今ま竹越與三郎氏著す所の「新日本史」を閱するに時解としてマ氏の筆を想起せしむ

「新日本」は維新前記と維新後記の二篇に大分し前記と「ハルリ來初以前の日本」日本國家の現出「勳王墳夷を被りたる政權爭奪の陰謀」「新日本の曙光」の四章より成り後記は先づ「明治政府の現出」「封建變じて郡縣となる」「反動の大波兩黨の現出」「群黨大久保政府を合圍す」「大久保内閣隆盛の極頂」「國民統一の時代」「自由民權の大運動」「民間黨の末運貴族の政界の嚆矢」「伊藤内閣の華麗政策保守黨の崛起」「憲法發布」「保守的運動の時代」「國會に赴くの用意」の十二章を掲げ別に附するに「外交の變遷」一篇を以てせり

世人の常に憾を遺す如く我邦從來の歴史は率ね外に發せる事物の迹に就て之れを採録叙述するのみ其の形而上なる社會の精神か原因よ

り結果を生し原動により反動に遷り起伏蛇行して推移するの状至にては之れを明示せるもの幾と希れなり竹越氏獨り西洋的歴史眼を以て維新前後の社會推移の趣を看取し原因と結果原動と反動其の相倚り相糾せるの狀柄として章紋を指すか如し而して之を出たすに一種靈妙の筆を以て固とす當に卓爾として文苑に高歩するに足るべきなり

其の叙述の法の編年若くは紀傳に由らず大勢の趨く所に從て之を陸次し借へは大勢と云へる年號の下に無數の記事本末を繋げたる如き體制をなせるものは「今代史」等幾多の西洋歴史が讀者に倦まれざる所以にして「新日本史」亦た能く此法を得たり殊に其辭を遺るに喩品の語を附へ用ひて其文を精巧にし古昔若くは外國の典故を援入して其方を親切にし俚言時諺を取載して其文を機慧にし恰例にする如きは竹越氏の頗るマ氏に時解せる所なり

余が本書に恨む所のものは其の叙述の稍や忙劇急促にして看容の風を欠く其文の動もすれば無雜に流るゝ迹有るとなり然れども竹越氏は國民新聞社に在りて日々編輯の重務を處理し暇餘幾ばくも無し唯た他人が辭酌を擧げ朝服を食り策を散し球を撞き或は標草を喫し或は笑話を聞はし知らず識らずの間に空消する無數の分秒を拾聚して斯の廿有餘萬の言を屬し斯の幾然たる一巨冊子を成したるを思はゞ其の急促無雜は適さに以て其美を見るに足るのみ

マ氏の頭腦はリベラル主義なり而して其作はリベラル主義が漸く益す重を社會に制するの日に出てたり竹越氏の頭腦は平民主義なり而して「新日本史」は平民主義が漸く益す勝ちと社會に發するの際に生れたり是れ重ねて奇とすべし亦た重ねて喜ぶべし

高田新聞

全誌の序事先づ三大段落に分つ曰く維新前記曰く維新後記曰く外交の變遷、維新前後の記は米國使節ペルリ來朝以前より筆を起し國會の開設に終る外交は下田條約より變遷を序し來りて大隈條約中止に筆を終つ此間數十年間著者が獨特の見を以て維新の大業を發する時勢出來を看破し維新後立憲政體確立に至たる朝野の變遷を遠視し序し去り序し來て一事一件著者の斷案を以て頓挫と爲す一たび之を續けば何故に閉港鎖港の論沸騰せしか何故に伏見の戦争を起せしか何故に將軍大政奉還に迫られしか又た藩閥政府の起原來歴、在野政黨の起伏盛衰又た條約改正の談判屢々起りて屢々中止せられたるゆゑん等一讀の下水解するを得て復た一の範圍の其の間に狹るか如きの態なし抑も方今に於て其の體裁の備はらざる者は歴史なり支那編年誌の歴史は只だ朝廷功臣の歴史にして今日に在ては固よりこれに倣ふを得ず然れば則ち泰西普通の歴史に倣はん歟將たギゾー氏等の文明史に倣はん歟是れ本邦歴史家最も苦心する所にして未だ一定の書體なきが如し然るに著者は泰西普通の歴史と文明史とを混打して更に一脈の書體を以て此の新日本史を作る故に序事に備せず又論評に備せず序事論評折衷宜しきを得て此の著述あり吾人は日本歴史に於て一難路を開拓せしもの實よ此新日本史に在りと呼ぶするに踴躍せざるなり只だ吾人の恐るゝ所は其序事中或は二三事實を誤るなきかの一事なり若しこれありとするも實に九牛の一毛他日増補改定せば足れり吾人は著者に向て斯の如き活歴史を編し世に公にしたるの勞を謝す若し夫れ著者文筆の輕快奇抜なるは世上既に知

る所豈に特に歎々するを俟んや紙數四百二十頁一冊金四十錢定價亦た廉なりといふへし

日本

新日本史を讀む

乾 坤 生

淡褐色の表紙に號外活字を以て「新日本史」上と刷出し、竹越與三郎昭纂の七字花形模様の中に丹黒く舞らる、細き見れば當世流の貴顯諸名家の題字もなく、序文もなし、扱々澁如たるもの哉、と讀めは讀む程たもしく、覺へず讀らす全編を通讀しぬ、顧みて編中に且つ彼し且つ評せし所を求めれば、何時の間かや頭腦を去りて何れへか散り失せにけり、因りて再たひ繰返しぬ、三たび、四たび、此に至りて始めて覺りぬ、其文字は、非常に華かにして至て學び易く、其語調は非常に滑かにして至て讀み易く、而して其評論は、非常に峻峭にして至て眞實なく、其の叙事は、非常に淨潔にして至て私多きもの、外、何等の感動とも、何等の利益をも與へざるものなりと覺りぬ、則ち卷を抛つて曰く咄、是れ史學社會の猫のみ、文學社會の妖嬈のみ、ア、我れ此妖嬈に化されてアタラ時間を費やしたる乎悔みても尙ほ餘りあることにござ、イナア此猫の生革引つ削り目既にして謂へらく、少なくも開國三十餘年來

政權の移動

を研究し大人癡傑も、姦雄も偽君子も、自家の味噌嗜林に投入し、肺も肝も五臟六腑皆潰れよと、得意の擗木にて擗き舞はせ、薩摩汁にあらぬ民衆汁か、但しは平民主義汁とか自稱する手前勝手味噌嗜をば眞の神なりと信せり、故に神道と見るや「木石を祭つて神となせり」と云へり、彼は「國民之友」をば雄大沈重の議論を以て、朝野の間に獨立し、公平にして先見ある評論を爲し、天下の思慮あるものは悉く之に同す」と、信せり、彼は

横井平四郎

汁を飲立てんぞ試みたる、志の露は滴す可きものあり、左れば味噌嗜は酒飲の大毒なりと云ふと雖も、無下に突き返すは禮を欠くに似たりと、則ち毒味として、一口二口味ひたる時の味を、此書の日吻に倣ひて概評となし、其一稿二稿と御換はりを命せし時の評評は、之を親しく熟讀したる人の是非に任せん、著者乞ふ妄言を尤めり何も維新の英雄傑、當今の名士紳紳を筆の先にてツツクリ散らし、昔の大名か御小姓か、茶坊主をあしらひたるよりも尙甚しき調子を、髯高かに打興し玉へる因果報と斷悟しても遙かに寛大なるを知り玉へ(以下著者の口吻に倣ふ)

被(著者)は餘りに慧眼なり

物の利害餘りに多く彼に見へ過ぎたり、最も虚心に、最も平氣に、自家でふ觀念を打忘れ、多くの事實、多くの關係、多くの結果を綜合して公平なる判斷を下す批評家は、彼に適當の樂にあらず、彼の著書は單に史と云ふよりも寧ろ政權史と云ふ方、適當にてある也彼は多くの人物を批評せり、其の人物に因りて施設せられたる多くの事實を批評せり、而して此等の多くは政權爭奪に關係するものにあらざるはなし、彼は農、工、商、文學、技藝、宗教等は政治に因り、少なくとも其政治を左右する一人、若くは二人の力に因て左右するものと信せり、彼は餘りに多く自分自らを信用せり、多くの人物、多くの事實に於て、先づ自分自らを以て其地位に置き、巧みに底の底まで穿鑿せり、彼は被(著者)は餘りに慧眼なり、彼の著者は底心邪念、精しく言へば、猜忌、嫉妬、爾虐の惡徳を備へたるものと信せり、彼は總ての事實は此惡徳の映影なりと信せり、彼は耶蘇基

をば「勇進的開國黨の魁首」とも稱すべく、度量彌大にして、能く人を容れ、眼見遠大にして、氣宇高邁」なる空前絶後の大豪傑と信せり、彼は「新」の字を喜んで使用せり、曰く「新日本史」曰く「新保守黨」彼は官稱黨、即ち帝政黨、新保守黨即ち帝政黨なりと謂へり彼は「國粹」なる字の解釋を以下に如く與へたり、帝政黨は曰く、君主の權は平民の得て通すべきものにあらずと、新保守黨もまた曰く、國粹とは即ち天皇に出資なるの心を云ふ」と彼は人皇百十九代の天皇、即ち、今上陛下の鼻祖父に當らせ給ふ仁孝天皇をば、今上陛下の先帝なりと謂へり、彼は多くの偏りの事實を傳へり、世に若し自家若くは自家と同臭味の愛憎、好惡、利害、得喪を以て歴代の人物、或は事實を取捨し、評論し、筆花燦爛、浮華流麗、文を舞はし、筆を曲げ、而かも多くの偏りの事實を傳へ、文壇に跳躍し、俯仰顧俛、意氣昂然として、騷風一時を蓋ふも、一旦眞正の史學家出て、其生革を引つ削るものあるや、筆を捨て、壇を降りて走る、所謂文學社會の猫、史學社會の妖嬈あらば、著者は實に其人にてあるなり、彼は餘りに聰慧なり、餘りに伶俐なり、青天白日の下に、公明正大なる飛躍を爲す能はざる也、彼の著者は

歸にて表みたる鬼劇

○歸にて表みたる鬼劇

る者と認むる誤謬あらんとは其の刺戟相原を叙するや「替て板垣の無上制法論を讀みて其激烈なる共和主義を驚けり」と云ひ又「自由共和の論多し其實行少きに飽きたるの時」と云ひ其自由黨を叙するや「眼中には貴族黨の區別なく純然たる赤色共和黨たる者あり」と云ひ其の結果として龍影に不敬を加へたる門田平三と脱党届を出したる宮地茂平を引證するに至る嗚呼著者は當時の自由黨員に此の共和政治を主張する精神ありと想像したる乎是れ余輩の十分に其の誤謬を辨正せざるべからざるの一大事件なりとす抑も門田宮地二人の如きは畢竟一偏の風潮者に過ぎざるのみ豈ふ之を目して自由黨の共和精神に激生せられし結果なりと認むるを得んや著者試みに思へ彼の自由黨如何に急進突飛の主義を抱くにもせよ敢て共和政治を夢想するが如き事實あらんや今日に至りては當時の帝政黨員と雖も自ら自由黨を認るに共和の二字を以てせし卑劣手段を懺悔する者あるに著者は却て堂々として新日本史に特筆するは其の迂闊も亦太甚しきに非ずや蓋し著者は其親しく政黨に關係せしとなく唯自由黨の愛護せし書目によりて之を推測し彼れ自由黨は真正に共和政治を夢想する者なりと大早計にも臆断せしは誤何ぞ容易なる余輩は苟かに恐る後進子弟此の新日本史を讀んで當時自由黨は眞成に共和政治を夢想したる事實ありと信する者あらば國家の不祥實に之れより大なるはなし故に余輩の之を辨正するは獨り自由黨の爲めに其冤を雪ぐのみならず亦一片の紀實の存する者あればなり著者を少しく自ら戒心する所ありて可なり又著者は之に反して極力改進黨を賞讃して智識と財産は同黨の専有物の如きは披露したる如きは尙一笑に付して之を怒す可も彼の自由黨が改進黨の新聞に板垣氏洋行費の出所

を論せし復讐手段として自由新聞が大隈伯と三益社と關係の事情を論せしに就ては僅々一二行の文字を以て左の如く陸隊に叙し去れり「改進黨の總理大隈が政府にありし時の過失を掲げて之を論じ誇張の筆を以て陰私を發けり次で偽黨撲滅の演説あり」云々余輩は敢て其當否を今日に問はざるも此の如き經濟上の一大問題を知らず頗る曲筆し絶へて其の理由の要領を示さざるは是れ著者が大隈伯に私して其罪を諱めるにあらざるや著者試みに之を他の大隈伯の政界を叙せる所に比較せば其面必ず火を發するの憤色あらん其他大隈伯が明治十四年民間に下りし事實は大隈特筆しなから其の再び藩閥に結託して政府に入りし事實は則ち故意に之を省察するが如き彼の條約論行論は其の大隈伯の遺難以前に於て已に内閣に破れ現に遺難の當日は大隈伯自ら辭職の儀を申出したる事實なるにも拘はらず其重きを大隈伯に致すが爲めに文を舞して「條約改正の當局者已に揚つて起す此に於てか斷行論は内閣に於て破れたる」と叙する如き著者の意匠も亦懸巧なりと云ふべし而して特に笑ふべきは「民間に在りて新條約案を助くる者の改進黨の全體と獨立政治家の一部の中のみ」と抑々此の獨立政治家とは誰ぞを指すにや若も著者の連中即ち民友社の一部とならば則ち少く誇張に過るの嫌なきや否や阿々因に實著者は竹橋近衛兵の暴發は陸奥氏等に關係せずと獨筆せり是れ余輩に於て實に創聞に屬せり而して著者ば之を説明して「賞勳の晚きと給料の減額を怨むるの情相合して不平なるに乘じて私かに陸奥宗光の黨與が之を教唆せるによるものなるべし」と信せられたりや陸奥等の黨は八月廿日に斷ざられ竹橋の變は十月廿三日を以て起りたればなり」と想ふに著者は其前段に叙せし岡本少

佐の紀州人なるを以て妄に陸奥の黨與と看做したるにはあらざる乎又其賦は竹橋の變に先づ三日前に斷ざられたるも其の所刊頗る寛にして之が爲めに變を激するの原因たるべしと信せられたるなり著者果して別に聞く所あるや否や知らざるも是れ恐らくは一己の想像を以て事實を誤れるものならん

○新日本史論評 下

余輩は著者の誤謬を指摘すると共に其の黨派心に左右せられし偏頗の傾向あるを慨然したり然れども著者か最近新の事實に向ふて其の觀察を逞しうし往々余輩の未だ聞かざる材料を付與せし功績に至りては決して之を埋没すべからざるものなり例せば大久保氏の人となり并に其の執持せし政府萬能主義の政界を公示して餘さず暗に今日まで多少繼續せる内閣閣議派即ち伊藤派の元祖系圖を知らしめたるが如き其の好敵手たりし木戸氏の人となりと同氏が立憲的政黨たる漸進家の資格を有せることを知らしめたるが如き又大久保氏已に斃れし後に大隈伊藤互に自立の心あり言を制度の更革に假りて其の實權を分取するの野心あるを叙せしが如き即ち是れなり特に其後大隈の野心いよく增長して河野と共に後進の才俊を採用して其地をなし置き即ち明治十四年開拓使擲下事件起りしを機會とし一舉に立憲政体創立者の大名譽を博せんとして失敗せし暗中飛躍の活劇を叙するの一段は蓋し一種出色の文字なるべし次に伊藤井上の二人男が相結んで政府に立ちしを冷眼に叙し去る所も亦頗る其の奇旨を穿つの妙あり固て其の一部を左に抄す

制度に通したる幾多の叔孫通は揚々として得意の舞をなし一脚踏一法制貴族的の風儀滔々として蜻蛉洲を押し流さんとして之と共而して其の反動として起りし後藤を一怪獸に比せし所も亦文情飄忽として善く其神を寫せるのみならず元老院實に之が聲援たりし事實を知らしめたるは頗る當時の形勢に適す（唯保安條例の實施に際して三島恐怖して之を難する云々大に余輩の聞く所と異なり知らし著者は果して之を事實と答ふるの懸極ありや否や）次に著者が保守黨を論するの一段は蓋し其の正面の政敵として之を駁撃するに十分の力を用ひ其の由來に溯りて彼が進化せる言論と新智識の附加せし事實を認めず是れ亦著者黨派心の炎々たるを明瞭するものよて殆んど余輩の如き局外漢に察せしむるを免れず日本新聞の激怒を招きし理由に實に此點に存するを知るべし又後藤の入閣を論する快活は快活されども要するに尋常衛生の想像に過ぎずして他に策士の之を謀せし者あるを知らず蓋し著者は未だ十分に其の源因を揣摩し得ざるものなり如し若し當時何故に板垣氏が之を賛成せしやと云ふの點に就き考へれば則ち著者も亦少しく悟る所あらん想ふに著者は歸社に氣鋭なれば其の政敵に向ふて下す所の觀察は往々皮相の攻撃に流れて之に一日の想像を加味するの弊あり苟も歴史家たらんせば更に其の眼光を極頭盡處に透徹せんとを勉むべきなり又更に進んで「外交の變遷」と題する末篇を一閱するに時として一二の創聞新得なきにあらざる副島が顧問外人某の意見により斷行案の名譽を博したるが如き或は寺島が新進に攻撃せられて外務卿を罷められたるが如き是れなり又伊藤の天津談判を評して大久保以來保有せし日本帝國の威信を一時に失墜せりと論するが如き余輩も亦切かに同感を發せざるを得ず唯朝鮮京城の變に於て多少秘密の存する所ありて其大半は之を公にするも敢て外交上の故障ともなるまじきに著者が未だ其

材料を採集する能はざりしころ惜むべきの至りなれ抑以上論評する新日本史上巻は政權外交の二部に止り其他經濟宗教文學工藝等は著者の才筆を以てすと雖も尙ほ一大勳勉を要せざるを得ざるものあり時方に炎日熾くが如し著者其れ明察淨机の間に其の精神を加養する所あれと祈るのみ

毎日新聞

變性を論くは易く正體を寫すは難し、何となれば開眼一點の正否も以て其人物を死活せしむるが如きの虞あるを免かれざればなり而して近世の歴史を修むるも亦斯の如し事實少しく錯れれば貴むるもの隨て至り夫の古史の流血漂杵の状を叙して人これを異まざるものも此にあらざるなり近世史の知り易くして修め難き所以蓋し茲に在り此書題して新日本史と云ひ筆を徳川幕府の政界に起して明治二十三年に擱き其間事實を詳するに當時の公文上書者くは議論雜筆等を以て但時に歴年、人名の間に多少の誤謬なきを保せざるか如しと雖も幸ひに其再刊に附するの時を期し之れが校訂に力むるあらば可ならんのみ

朝野新聞

維新前記を三章に維新後記を十二章に分ち筆をペルリ一來朝以前の日本に起し筆を國會開設に收む又外交の變遷を二章に分ち外人が我形勢を誤解したる處より説て青木周藏氏出で外務の職に當る時に至る用意周到にして引證該博殊に外務の一綱を特脱したるは著者が心掛けの程も見て目出度し此書ありて維新後の大勢を概括すべく彼の文明東漸史、開國始末等と並び行はれて展らざるものならん

亞細亞

然れども著者は一種機懸の眼光を有するものなり其筆力また頗る雄健にして總流の粹を取て風味を棄てたるものと云ふて可なり若し此書にして明治十九年頃に出でたらんには恐らくは全盛を「將來の日本」を競ふことを得たるならん然るに今日にあつては御本家たる徳富流すら既に千金丹的文章と稱せらるゝに至りたり日本文學發達の兆候として大に祝すべし著者の爲めには少しく其不幸を痛まざるを得ざるなり

讀賣新聞

史家は身と無上裁判官の地位に置かざる可らず徳力智力の定法を以

て組織せる法典によつて公明正大の宣告を下さざる可らず故に史家に力めて當時の事と記述する企圖を避けざる可らず何となれば當代の人が當代の事を見るに方てや餘りに明なるの故を以て解明の必要を感じざることあり餘りに珍奇なるの故を以て小事件をも大問題の如くに考ふる事あり爲に大に社會の眞相を觀破する能はざるのみならず甚だしきは黨派の偏僻人物愛憎歴史上の確執自愛的の虚偽等よりして一種爲にする所ありて筆を執りたるものにあらずやとの疑を懐かしむることなきにあらず然れどもこれ冷淡と無頓着との嘲笑境に入らざるよりは決して免かれ難き弊なれば寧ろ當代の人が當代の事を記述せざるの勝れるに如かざるなり否當代の人が只當代の史料を發掘し後世の史家として公正なる論評を下さしむるの土臺を設くるのみにて足れり強て當代の眞歴史を書かんとするが如きは却て後世をして當代を誤しむるの原因たるに過ぎざるなり此の書著者竹越興三郎氏は所謂保守黨の面々より假面的歐化主義を唱へしるゝ人なり然れども氏の眼光は極めて公平なり否寧ろ公平ならんことを力めたるが如し故に其評言多くは肯綮に中り事變を解剖し人物を直寫する所頗る當を得たるものあり然れどもこれ只一論文として見たるものゝ未だこれを以て新日本の歴史とは見做す能はざるなり何となれば假令余輩の眼にては公平なりと見ゆるものにては余輩の眼にして既に公平を欠く以上は決して眞の公平と許すべからざるものあればなり故に曰く當代の人當代を論評するは可なり歴史家として之を論評するは極めて不可なり假に本書にして公平に當代の事を記述したるものとすも其範圍は僅に政治と云ふ一小部分のみに止り新日本と云ふ事に最大の關係を有する宗教文學美術等を始めとし人情風俗の變遷工業の發達等に關して一言を費さざるものは何故ぞ淺薄なる政治論を編纂して愚憚なく「新日本史」と風靡す著者の大膽驚く可し

經濟雜誌

此書は竹越興三郎君の著書にして開國以後の今日に至るまで我邦に起りたる事實を記載せんとを勉めたるものなり、此年間は我邦に古來未曾有の多事の時に之を十分に記載せんと欲せば終身を之に委ねるも尙ほ足らざるべし、然るに著者輕々之を記載したるものゝ如し、必ず非難を免かるべからず、蓋し近世の事件の如きは之を詳すると至難中の至難なるものなり、之を詳せば遺漏も散佚して之を寛むると甚だ難きのみならず、其事件に遺漏せし人や尙ほ今日に存するを以て、一方より觀察したるものは必ず著者の觀察を誤謬なりと云ふを躊躇せず、然れども著者の如く身を挺して其任に當るものあるにあらざれば眞正の事實と蒐むるの端を得べからず、余輩は此點に於て著者に謝する也

東洋新報

予輩は此書を以て明治年間の歴史と稱せんよりも、實る竹越君が自己の見解を以て明治年間の政治上に於ける變遷を評論し解剖したるものとすの適當なるを認め、文章は民友社一派の尙有の文筆、讀んで難解する所なく、通篇悉く讀了して敢て此頃の苦熱を覺せず、思ふに斯の如き書は書生の喜ぶ所なり、論客の喜ぶ所なり、今日の

風潮に愛でらるゝ所の著なり、予輩は竹越君が我國の歴史と稱するもの、著述法に一大改良を加へんと企圖あるを知る、然れども亦餘りに此書の如きは唯評論と解剖にのみ注意して事實の點に注意せられざりしを惜む、願はくは君、此書の下編を出すべきに當つては能く歴史なるもの、著述法に注目して、唯評論の一方に傾くの弊を避くへし予輩と君が必ず解剖と事實とを併有せる歴史を編成し能ふとを知るものなり、

熊本新聞

百二十年度生

新日本史は評論的の史体を以て編纂せし、紙數數百頁滔々數萬言の大冊なり、筆を幕永六年米國水師提督彼利の來航に起し、時人の所謂の軀舟己に萬里の山を經過するの勢を以て、倭近山嶺内閣に至りて止む、其幕末の形勢を叙し、戊辰の戦亂を叙し、廢藩置縣を叙し、征韓論を叙し、民権論の勃興を叙し、内閣の變更を叙し、民間黨の運動を叙するや、秩序整然一絲亂れず、眼を大局に注し、將に又維新前の事跡は多く傳記、文藝、口碑に流れて知り得たるの勢は、維新前後の前後を誤り、議論の是非曲直を露るも雖も、此書の如き首尾大體を通過したるの書を待て初め一目瞭然たる事を得べし、且亦明治維新以來の歴史は殆んど急流急湍の勢を以て進歩し、光石火の光景を以て、變轉したるものなれば、之れを叙するは容易の業に非ず、況んや朝から其大渦中に在る者ば職らず知らず血性的の筆を舞はして其事實論を曲ぐるの慢無き能はず、然れども竹越氏の著書は大に此弊を免れたる者の如し、此書の價值固より尋常二東三文の小冊子と日とを同ふして語る可らず、然れ共余輩亦少しく遺憾なき能はざる者あり、第一著者は維新前天下尊攘說の木樵たり、遺骸慨宗の本尊たりし水戸藩を叙するの餘りに寂莫たりし事之なり、高杉晋作四郷官之助坂本龍馬勝安房松平春嶽横井平四郎は紙上

に躍跳すれども、水戸烈公藤田東湖は一行の領分も新日本史に有せず、是れ著者のために大に惜む所なり、蓋し維新改革史を編するもの薩長土肥固より忘却すべからず、然れども水戸派の尊攘說は更に一層改革の氣運を激成せし最大要素たる事を忘却す可らず、著者此點に注目せざりしは實に遺憾に堪へず、第二史餘りに評論的に流れ事實を粗略にしたる事は是れなり、著者は單に筆を下せば直ちに一大長篇を爲すの勢を以て、時勢の變轉人心の波瀾を面白く華かに叙したれども、其時勢の變轉人心の波瀾より胚胎し來る事實に注意せず、著者は時勢の變轉人心の波瀾が原動力となりて數多の活劇を演ずるを知れども其活劇が更に原動力となりて他の活劇を演ずるを知らず、是れ著者が事實を重せず之を精叙するを怠りし所以にして夫策實に此處にあり、我輩の願底には顯然として印したる幕末以來の二事實にして著者には煙眼となりしもの少からず、第三事實の誤謬是れなり、若し夫れ著者にして唯新日本論を編纂するの覺悟ならばイザ知らず、尙も新日本史を編纂せし以上は歴史の事實と雖も誤謬なきを期せざる可らず、肥前前の幕府前原一誠の如き岐阜の自由黨會議に相原が板垣退助を演壇より引落したりと云ふか如き今少し注意ありたり、然し是れ金玉の一粒著者の二汚濁固より全史の巧妙に於て少しも差支なし、酷に穴探的の批評を加へは如何なる大家と雖、完美したる者なるべし、況んや余輩は以上の批難の外全篇著者に感服し一點の間然する所なし、殊に著者の評論の活潑透徹にして人物を看破するの痛快適切なる覺へず案を拍つて他説と呼ぶもの數回、若し夫れ其文章に至りては筆墨雄揮、民友社御特意の馬高禮の如し、將た可馬選の如し、蘇東坡の如し、山陽の如し、大河の注洋として海に流れるが如し、天馬の空を馳るが如し、慷慨たり、陸離たり、讀むべし誦まべし、嗚呼著者餘僅かに二十六七にして此の著述あり、逸才美も可き哉、

女學雜誌

今其上巻を出版す。政變外交の二部に分ち、前後廿八章、紙數四百頁に越たる可なり大著なり。事實に渉らしきとあるなく、論評に秀いでたるものあるなし。概して、普通の著作なりと云はざるを得ず。左れど、文氣一向して、千萬言水の流るゝが如く、特に人物の短評に至りては、甚だ緊要と得讀者を喜ばすと多し。新日本の開化史として、從來未だ名著あらず、時に一二の出版書ありつれば、大率新聞紙の切抜に過ぎざりき。故に、左したる名著作は未だ之を望むの暇あらず、普通學校用の品にてもあれかしと要むるもの少なからざるに當りては、竹越君が此書の如き、頗る用に適すと云つべし。但だ年代の記載、不明もしくは誤記あり、同一事實を同文章によりて重複するなどの短所はありと云へば、文章の概して面白きにより、讀む人をして通讀せしむるの力あり。故に新日本史の小史を通過せんとするもの、及び、普通の學校用に備なへんとするものなせの爲には、恰好ならん。婦女諸君が、近代政變の大綱を知らまじ欲するに對しては、特に宜し、一木を購ひて可ならん歟。

○新日本史を讀む (女學雜誌) 櫻生

人物の如何を論せんと欲せば先づ其境遇位置を知らざる可からず、著者の是非を評せんとならば宜く其時代性質を究めざる可からず、蓋し人物の大小善惡と著者の難易輕重は寧ろ比較的に云ふの語にして絶對的に非ればなり。新日本史一度世に出で、批評多出、毀譽百端、津々浦々に至る迄少しく史眼を有する者は是非してやまず、余亦一言せんと欲す、抑歴史なるものは難敵然たる社會の出來事を整々瞭々見るが如くに爲さざる可からず、然れども或百十年を經たる過去の時代を寫すが如

きは易々たるのみ蓋し精細複雜の事實は多く今人の記憶に存せず、著者の事、顯然たる事實のみ僅かに記録に存す、之を取捨綜合する甚だ難きに非ず、然れども當代の人が尙實際に目撃せる當代の事實を能述するに至つては皆かも逆まき怒濤の間に回轉せられつ、其怒濤の實狀を寫さんとするが如し、凡人庸手は能はず、衆を凌ぎ、他に擯するの眼孔あり、社會の水平線上に頭角を出して觀察するの識見あるものにあらずんば能はず、是今日に於て新日本史を編むの難き所以の一なり。西洋の如き文明の國に在ては著述記録の如きもの甚だ多く一時代の歴史を編まん欲は其材料に乏しからず、然れども我國に於ては斯種甚だ少し、試みに廿余年の昔に遡り、維新前後の事を人に問へ、平常史談を喋々するの徒と雖も雖も所談なるのみ、況んや普通一般の人に於てをや、是偏に記録著作に乏しきが爲ならずや、是今日に於て新日本史を編むの難き所以の二なり、古來我國の歴史なるものは單に事實を列記せしに過ぎず、西洋の歴史の完備せる体裁に比して欠くる所多し、即ち我國には未だ歴史体を備ふる著述あるなり、外史は少しく軀骸を得たるに近しと雖も未だ以て足れりとす可からず。此時に於て西洋の史家に則り、其体裁を模し、此に完全なる歴史を編む亦甚だ易からず、是等の困難あるに係らず、竹越氏は煙眼を以て時勢を察し、勞苦を積みて材料を集め、健腕大手以て新日本史の大著をなせり、誠には當代無二の好著、余は我國に於て之を史体を備へたるもの、嚆矢と思ふ、加ふるに當代必階の書なり、豈深く著者に謝する所なくして可ならんや、余は新日本史の爲めに大に謝す。若夫れ著者が記事論評の當否是非に至つては此に細言するを得ず、或種の評者が言ふ如く誤謬は多少あらん、偏見はあらん、煩雜なる點もあらん、余は之を認め、然れども時代と此書の性質を考ふれば其微瑕を誇大に云ひなして著者の功績を没するに忍びんや、古來東西の歴史一部として欠點なきはあらず、されば

欠點あるは當然の事なり、完全のものに至ては只理想に存すべきのみ、而して著者をして勤て之に近からしめんとすべきのみ。余閑地に海浴す、偶々此書に接し、欣びに堪へず、偶々一讀、驚愕をなす事然り、精評は乞ふ之を他日に云はん。

六合雜誌

余始め巻を繰くや讀んで一章又一章に及び、炎暑蒸す如きも打忘れ其中日を設せり暨し此書は文詞流暢にして記事その宜しきを得て讀者をして殆んど新日本歴史のパンヲマを見るが如きの興味あらしむ、今その然る所以の一二を擧げば、(一)唯だに事の主要をのみ記さずして小細なる言行逸事等も記すること、(二)遠慮會釋もなく明白に事件の内幕及び人の心術を穿つこと、(三)其記す事件は吾人が平素多少見聞して知る處にて尙一層委く之れを知らんと欲する處のものたれば吾人は「波りに船」の心地する事等なるべし、之を要するに此書は素より長久に天下後世に遺さんとして勢を厭はず時を惜まずして編成せる堂々たる史乘に非ず故に若し悉く詳せば新聞紙の披率に加ふるに事件の内幕人物の心術を穿たんとするものなりと謂ふを得べし然れども著者の疑する處素よりマコーレーの英國史に非ずして寧ろマコーレーの英國今代史なりとせば吾人は其の缺點を擧げんより寧ろ長所を指摘するを以て至當なりと思惟す。

讀教

余は此書を執つて之を我青年の讀者諸君に薦む而して言はんこれ甚だ利益ある書、面白るき書炎暑三伏の長日を消すに至極適當の書なり、人の心を掠め去り又その胸を掠め去り、而して他に何の利益なきを嘗て嘗て讀したる幾多の小説を讀まんよりは竹越氏著の新日本史を讀むは其優れること幾十倍なるを知らずと。

日本評論

本書の記載する所、維新前後三十五六年に跨る。獨創の見、卓絶の論あるにあらずと雖も、輕快活麗の筆を驅りて、大勢の變遷を曲説し、人をして通説の難きを覺へざらしむ、而して著者の勢を附すべきは特に維新後の記事あるが如し。蓋し維新前の事と記するもの世間既に數多の好著述あり、殊に岡本氏の成長始末の如きは、未だ彫琢を加へざるも、終に佳實の璞玉たるを失はざるなり。唯だ維新後二十三年間に起れる餘多の事實を錯綜排列して首尾貫穿一箇の長史となすものに至りては、本書を除て未だ他に之あるを知らず。但だ本書の人を論評する間、過情に渉るの嫌なきにあらず、余は著者の眼光、鼻に似て餘り暗黒を見るの鋭きに過ぐるを恐るなり。

政變 維新前記

(一) ベルリ―來朝以前の日本……………九……………一七
德川氏の世は古今唯一の治世也○德川治平の政の容易かりし所以○榮華流れて江戸に入る○江戸侍の墮落○學問の墮落○宗教の腐敗○諸侯を弱むる統一政略○政界の一失○民間黨を撲滅す○内官權を專らにす○外交禁止の政○魯人始めて來る○海防論の端緒○民間の開國論、政府の鎖國論○高島秋帆の先見○蘭人の忠告○米使ベルリ―初めて來る
(二) 日本國家の現出……………一八……………三四
國家なる觀念の起因○國家と夷狄と兩立せざるべしとの觀念○是より以前の勤王論は一種の感傷のみ○國家と天皇と初めて聯絡す○幕府外交の失策は内にあり○德川祖宗の憲法○當時の勅詔は公卿の意に外ならず○公卿の陰謀○關ヶ原劣敗者の憤起する好機會○藩閥閉塞に決す○攘夷黨の聯合○攘夷黨の告示○幕府は真正の開國黨に非ず○魯國に依頼して英米を退げんとするの策○當時の國力○財政の窮迫○幕府は算盤の上にて已に此時に倒れたる也○幕府は退守の開國黨也、別に真進の開國黨あり○横井小楠○攘夷開國黨の一派○勇進攘夷開國黨の勢力と得ざりし所以○幕府の使者廟堂に面折せらる○井伊直弼出づ○幕府の政策一變す○大獄○井伊斬殺せらる○皇武合誌論○長州の初論
(三) 勤王攘夷を被りたる政權争奪の陰謀……………三五……………六五
江戸の流言○各藩中に二個の朋黨を現出せり○長州調和黨の首領永井雅樂○永井の開國論○永井の失落○薩摩の讒論一變す○土佐の討幕黨○調和の綱目○調和論は討幕の手段のみ○攘夷黨の真相○宮廷の大權長州に移る○攘夷論實行せられんとす○難事日に重なる○長人の陰謀謀はる○薩人の勢力忽然として生ず○親征は天皇の意にあらざる事○會津松平容保の勢力生ず○長人を禁門より退く○松平春嶽幕府朝廷を離す○反覆の輪旨○幕府勢威の回復○攘夷黨の暴發○長人兵を擧げて京師に亂入す○公卿長人を恐れて和せんとす○佐久間修理殺さる○京都の賊争○毛利侯の軍令

新日本史目録

狀○偽勅眞詔を辨するの慶輪○長州征伐○英佛の公使昭府の欺心を得んとして争ふ○佛公使幕府に助言す○第二長州征伐の原因○長人外人より兵器を購ふ○第三長州征伐初まる○パルクスの強迫○佛公使の忠告○小栗上野の人物○藩侯を討滅して郡縣となすの大計畫○幕府佛國の兵力を頼らんとす○ナポレオン三世日本の内政に干渉せんとするの發案○薩長二藩の陰謀○朝廷、國體横濱二港を開くを許す○幕府は危險なる陥穽の上を歩せり○薩長相争ふの基○薩長同盟の起因○坂本龍馬の人物○薩長の二藩、攻撃同盟を結ぶ○英佛の形跡○薩州、楸を三十六藩に傳へて長人のために訴ふ○幕軍功なくして歸る

(四) 新日本の曙光

八二一

今上天皇の即位○諸侯を集めて大事を議す○大政返上の端を開く○薩摩の陰謀○兵庫開港○開港は幕府の盛時に行はれずして其衰時に行はる○幕府は一大憂なり○幕府は形に存して已に精神に亡ぶ○如何に政体を變せんかの問題○諸侯共和の政○君主獨裁共和政治の混合政体○京都の流言○浪士の波、江戸に入る○土州侯、大政返上の體を上る○後藤象二郎、將軍に親近す○後藤の人物○將軍政權返上の體に同意するは其土佐人の口より出でたるか故也○將軍慶喜幕府に嫌はる○慶喜政權を返上するも盟主たらんことを期す○公卿慶喜の處置に驚懼す○公卿の二黨派○岩倉具視の反覆○岩倉薩摩に結託して大計畫を始め○時幕の密勅を請く○密勅と大政返上と、同日に爲さる○幕府兵を京都に上す○幕軍の意氣込○朝敵長人兵庫に上陸し官爵を復せらる○王政復古の大號令○新官職○國是會議は討幕の精神を以て爲さる○調和黨と討幕黨との大論議○岩倉以下の決心○會議の決着○幕府將士の憤慨○慶喜大坂に下る

政變 維新後記

(一) 明治政府の現出

八二二

慶喜また政權を返す○慶喜自家の主權を外國公使に宣布す○新政府また權利を布告せんとす○兩軍の兵數○幕軍大敗す○徳川征伐○明治政府の組織○現行の制度との比較○武士實士は郡縣制度の前兆也○封建的代議政体○議院政治の端○明治政府の由來○尊王は已に成就す薩長は如何に處せられたるか○新政府先づ外國に謝す○政教一致の由來○神道を國教とするの政界神佛混合を分つ○大久保利通邊部の論○五ヶ條の誓文○維新の變革は王政復古に非ず大勇進也○維新前後公卿宮嬪の陰謀○三條岩倉二消一長の由因○大下の大車二三男女の密語に成敗す○公議輿論の文字は卑賤出身の政治家が藩主長老、公卿宮嬪を抑ゆるの具也○兩大黨の聯合○國威宣布の詔○三條の高札○切支丹は邪宗門にあらず○江戸の恐慌○佛人開戦を促がす○勝安房の人物○勝安房の職界○慶喜寺院に退く○江戸の騒動○浪士の兇惡○江戸の將士散亂す○江戸に於ける主戦和親の兩派○脱兵征東軍と戦ふ○山岡鐵太郎親しく西郷に會して幕府の事情を陳ぶ○官軍の命令○江戸官軍の手に歸す○關東の戦争○幕府の平和黨失望す○彰義隊○東北の背叛○仙臺侯の上書○大山格之助等之を退く○東北初めて背く○上野彰義隊を攻撃す○封土を慶喜に與へて人心を安んず○東北越後の後○板垣退助の軍略○會津落城○武人の手より權力を奪ふ○解兵の詔○薩州一步を損す○政体を變革して立法、司法、行政を分つ○當時の政体は貴族院にして内閣を兼ねるが如し○新政体の不便○帝都を江戸に遷す○地方政治○國體戰爭

(二) 封建變じて郡縣となる

一一六

東北平定の後政治家胸中の問題○足利尊氏の徒を出さん○盛岡藩封土返上の率先○封建を變じて郡縣となすの建議○郡縣論は此に初まりしにあらず○各藩競つて郡縣の上書を爲す○上局會議は純然たる國會也○明治二年の豫算表

(三) 反動の大波、兩黨の現出

一一二

官制を改む○維新黨の失望○反動漸やく起りて名士犧牲となる○各藩主また新政を好まず○政權薩長の外に散す○薩人の野心○肥前入他藩に嫉まる○元老不平を發す○長肥政府○天下大亂の兆○功臣綱羅策行はる○肥前人の權なき所

以○藩を廢して縣となす○政府の元老分れて尙武尙文の二黨となる○尙武黨の勝利○征韓論○藩國日本を以て爲すなしとなす○征韓論武人の間に尙まる○剛謙出兵に決す○兩黨勅諭を仰ぐ○征韓聯合して退く○大久保利通の人物○大久保新内閣を作る

(四) 群黨大久保政府を合圍す……………一三三……………一四七

兵制を一變して各階級より取る○人民新政に服さず○刺客岩倉を傷つゝ○大亂の兆○各藩の攻取同盟此に至つて破る○不平黨は民権院論を揚げて来る○民権論の一例○不平黨の民権院論は恰かも浪士の勤王攘夷論の如し○民権院設立の建白○其反對論○江藤新平兵を擧ぐ○江藤の人物○江藤、西郷及び土佐に捨てらる○大久保の地位○江藤捕らはる○民権論の氣配大に響かる○地方官會議は民権論の結果なり○人民地方官會議に服せず○地方官男子あり○償金を取つて兵を退く○臺灣征伐の大利益

(五) 大久保内閣隆盛の極頂……………一四八……………一五七

言論自由の黄金時代○言論自由の一例○大久保の政界先づ言論の自由を奪ふ○干渉保護の政策此に定まる○大久保の好敵手木戸孝允○木戸の建白○井上馨大坂會議を企つ○元老開和して元老院を設く○政府また動搖す○地方官會議の無實力○元老院政府に迫る○政府の急進保守の二黨合併して大久保政府を倒さんとす○政事上に於ける宮廷の勢力

(六) 國民統一の時代……………一五八……………一七三

神風連の暴發○各地の小暴動○地租を減す○西郷長州に不平なり○西郷と大村の衝突○大村、西郷が厚兵たるべき事を探知す○函館の役、西郷を煩さんとする○各藩の兵權を取つて西郷に備ふ○西郷が天下に怪まれたるは己に明治二年にあり○西郷大久保の衝突○大久保、西郷の性行○西郷の不平は武選の一方に注ぐ○西郷門下の胸中に第二維新を畫く○武力を以て天下を經營せんとするの念○西郷暴發の時機○官軍の手配○西郷の軍隊○兩軍の戦○熊本城の連絡

(七) 自由民権の大運動……………一七四……………二〇八

○西郷以下の討滅○西郷軍の奇異なる性質○土佐の謀叛○山縣西郷に與ふる書○此年は國民統一の時なり
上にあるは大久保の世、下にあるは板垣の世○土佐の政社○明治十年に於ける立志社の運動○解僱社○中立社○上下の衝突○琉球事件○大久保刺さる○大久保の死は信念○大久保の信念○大久保の政策○大久保の死は後進政治家の途を開く○大隈重信の時代○伊藤と大隈の拮抗○伊藤同盟の起源○近衛兵の暴發○近衛兵の暴發は陸奥等に關係す○民権家大運動を始め○愛國社○各地の民権家奮起す○元老院門前の有志家○國會期成同盟會起る○集會條例○板垣關東に乗り込む○自由黨起る○大隈藩閥打撃の大計畫○大計畫の第一段○第二段○政府の組織一變して大隈の權伸ぶ○第三段、十六年國會を開設するの策○開拓使官物拂下の件○新富座の大演説○民間各派の光景○國會開議の勸諭○大隈の失策○薩長連合の好機○參事院の起原、伊藤の情勢○伊藤井上政府の實權を取る○大隈の運動○改進黨起る○當時の政府とマホメントの如し○政府黨の現出○立憲帝政黨○兩黨派の議論○板垣少年に刺さる○主權論○言論の不自由○憲法取調のため伊藤の外遊○民間黨の癡癡○板垣後藤の外遊○改進黨自由兩黨の爭論

(八) 民間黨の末運、貴族的政界の嚆矢……………二〇九……………二二九

政黨は氣風に由りて結合するの賦○自由黨たらん者の氣風○改進黨に行くべき人士の氣風○自由黨は社會改革組合也○兩黨の憎悪○自由黨先づ改進黨を攻撃す○兩黨相争つて公敵を忘る○帝政黨の解散○自由黨一變して革命黨となる○三島通庸○三島、自由黨を激昂せしむ○河野廣中等の獄、○囚人の酷待○越後高田の獄○岩倉死す○伊藤降る○伊藤の性質○冷算政治家の時代○伊藤ビスマルクに感服す○宮廷益す政治に近づく○以太利○新華族を置く○政治上の貴族的保守政界、社會上の貴族的急進政界○維新の大目的失敗す○民間黨の末運○板垣歸つてゝの議論一變す○自由黨の解散○改進黨の内訌○自由黨掃尾の運動

(九) 伊藤内閣の華麗政策、保守黨の崛起……………二二〇……………二五〇

伊藤、新内閣を組織す○政制變革の奏請○内閣を設くるの詔○伊藤總理にして宮内大臣を兼ねるの策○新内閣の役割

○井上伊藤の聯合○井上の性質○井上が總理たる能はざる所以○井上の熱心、條約改正に注ぐ○伊藤が政府内に勢力を植るの策○井上の貴族的急進政策と伊藤の貴族的保守政策○民間黨の無勢力○條約改正の消息民間黨を奮起せしむ○ポアンナード谷干城の意見○秘密出版○伊藤、井上を捨つ○井上谷政府を去る○内務大臣の訓令○伊藤の告示○後藤起つ○元老院の眼見む○伊藤内閣最後の手段として保安條例を出す○有志者退去せしめらる○自由黨、保守黨に蠶食せらる○新保守黨ハ帝政黨の切株より生じたるもの也○新保守黨の運命、帝政黨に勝る所以○保守黨、自由黨の衣冠を奪つて被る○大隈の入閣、○大隈の入閣保守黨に好機會を與ふ○保守、自由の連合○保守改進黨の地位變す○保守黨機會を得

(十) 憲法發布……………二五一……………二六八

大隈内閣に入る○伊藤内閣倒る○伊藤退かんとして樞密院を起す○樞密院の地位○民間に於ける井上○自治黨の境界

○後藤の運動○大變動に投ずる役者の性質○後藤の境遇一變す○大同團結○後藤の失策○國民之友○憲法發布○大赦令○帝政黨は憲法の上に勝つ○森有禮刺さる○森の人物○森の一身、國民信念の變を代表す○保守黨の進化

(十一) 保守的反映の時代……………二六九……………二八〇

政黨結成の潮流○政黨以外超然政黨告示せらる○後藤政府に入る○大同團結分裂す○保守黨大同團結を專有す○大隈條約改正に熱心す○改進黨既成の空氣中に入る○ロンドンタイムスの通信○條約改正反對軍の先鋒○内閣の動搖○條約改正賛成論の區分○大隈の決心○御前會議○伊藤走る○大隈襲撃せらる○内閣連辭職○長入飛揚○保守黨の勢焰○板垣見はる

(十二) 國會に赴くの用意……………二八一……………二八八

新内閣官制○三角同盟○愛國公黨○自由大同兩派の調和○國會議員第一選舉○在野黨大聯合○進歩的大政黨○後藤派の反覆○保守黨の少年、自由黨を襲ふ○朝野國會に赴くの用意○國會開設

外交の變遷

(一) 條約締結の歴史……………二八九……………三二三

外人我形勢を誤解す○佛人の勢力○米谷蘭との和親條約○下田條約○凡そこの條約は米公使ハルリスの手に成る○日英條約○米國政府の訓令○英政府の訓令○ハルリスの條約論○ハルリスの慚悔○安政五年の條約に附屬する税則は甚だ我に利益あるものなり○税則先づ英公使の爲めに破らる○條約の第一變○條約の第二變○條約の第三變○通佛公使の復命○賦税は幕府唯一の外交策也○條約の第四變○改稅約書○英公使慶喜を英國に奉せんとす○佛人幕府を助く○外人京都と江戸の戰爭を兩君主の争となして局外中立を宣布す○維新後の攘夷黨、攘夷を行ふ○新政府風服の端○新政府の外交○親王公卿をして外人に遇ふては道を讓らしむ○居留地贖買事件○布哇賣奴事件○廣貨事件○獨逸國との條約は更に一步を譲る○支那人男女賣買事件○初めて駐在公使を派す○奇品なる局外中立

(二) 對外進向の歴史……………三二四……………三八〇

條約改正の端○改正一年前に列國に通知せんとす○岩倉全權大使の出發○大使先づ米國に至る○條約改正の第一案○大使最惠國條款の眞理なるを承認し現行條約の期限外に有効なるを承認す○副島種臣一生の光彩○當時外務卿の幕僚スミン○副島の決答○白露賣奴事件○魯皇の仲裁を乞ふ○副島、各國公使より敬禮を受く○魯國皇子來る○副島初めて清帝に謁見す○朝鮮との關係○清國虛報を發して朝鮮を戒む○朝鮮征伐○朝鮮政府日本人を勝る○四郷の征韓論○

征韓黨の敗北○臺灣征伐、端なく清國と交渉を開らく○大久保清國に使す○英公使の仲裁○清國より償金を取つて兵を退く○マイムスの評論○臺灣生蕃は支那の屬地にあらず○樺太交換○魯國と交渉の次第○日魯兩國の議興○朝鮮事件また生ず○黒田井上朝鮮に使す○朝鮮との條約○朝鮮屬邦事件○條約改正また初まる○居留外人の數増加して條約改正困難也○パークスの回狀○條約改正の第二案○法權回復を提出せざる所以○人を埃及に派して混合裁判を見る○新條約成る○新條約の内實○新條約の無効○新條約はハルリスの原案と大差なし○日本政府自ら信ぜざるの一例○阿片輸入事件○阿片事件、英國國會に上る○寺島内より改めらる○條約改正審査委員○寺島外務卿を罷む○朝鮮重税事件○宮古八重山の二島を割きて清國に與へんとす○條約改正また始まる○條約改正の第三案○井上合議裁判を始む○條約案、新聞に洩る○荷蘭公使、追ひ返さる○井上の議論一變して歐化主義となる○朝鮮の保守黨、公使館を襲ふ○朝鮮談判○朝鮮公使來る○朝鮮の日本黨、日本の力を藉りて事を舉げんとす○日本公使兵を以て朝鮮王宮を襲ひて清兵と戦ふ○邦人清人に辱めらる○朝鮮との條約○清國に向つて談判を開らく○日清の天津條約○伊藤の使命○條約改正の第四案○宣教師條約改正を助く○清兵長崎に暴動す○ソルマントン事件○條約改正反對の嵐起る○井上辭退く○大隈重信出づ○強硬政界○國別談判○米獨新條約を承諾す○メキシコ條約○條約改正の第五案○日獨の新條約○大隈辭退らる○條約改正中止○青木周藏出づ

新日本年表……………三八一……………三九四

新日本史上

竹越與三郎著

政變 維新前記

(一) ヘルリ 來朝以前の日本

徳川氏の世は古今唯一の治世也○徳川治平の政の容易かりし所以○榮華流れて江戸に入る○江戸侍の體裁○民間の盛衰○宗教の腐敗○諸侯を削ぐる統一政略○政略の失○民間黨を撲滅す○内官權を専らにす○外交禁止の政○俗人初めて來る○海防論の端緒○民間の開國論、政府の鐵國論○高島秋帆の先見○關人の忠告○米使ヘルリ初めて來る

建國よりこのかた二千五百年、或は王朝の權、相門に移り、或は相門の世、一變して武家政府となり、一治一亂、盛衰の變、雲烟の常なきが如く、まゝ、平和の世なきにあらずりしも、多くは死せる平和にして、譬へば淮水の動せずして應るゝが如く、生民違々としてその居に安んずるの暇少なく、その少しく安んじたるは北條九代の世にして、大に安んじたるは徳川政府二百年昌平の間にてありき。徳川家康が關ヶ原の一戦に大諸侯を靡ち破りて天下の權を握り、幕府を建て、平和の政を布く。正に是れ天下の富、己に室町將軍以來武家の驕奢に盡き、諸侯生民まな漸く十百年間の戦に疲れ果てたる折柄なりければ、人々之に服する水の

徳川氏は古今唯一の治世也

徳川治平の政の容
易かりし
所以

榮華流れて江戸に入る

江戸侍の墮落

學問の墮

宗教の腐敗

(11)

低きに就くが如くなりき。斯くて幾十年を経たる後は、久しく發達せんとして機を得ざるまに伏しかれたる文明は、春艸の春雨に長するが如くに發育し、文學の發達、富の増加、交通商賣の便、珍寶奇貨の淮聚、前古比なきまでに及び、元和の頃より安政に至る二百三十年の間に政府が鑄造せる金銀貨一億萬兩、丁銀六百八十萬貫に達し、その一士人すら遙かに北條時代の將軍執政にも勝る生活を爲すに至れり。特に徳川氏の政策は中央に權力を集むるにありしかば、天下の權勢、名利、富貴、黄金、便益、貨財は、百川の流れて海に注ぐが如くに、日夜江戸に入り來り、江戸は日本の江戸にあらずして、日本こそ却て江戸に屬するの様あり、都と鄙との關係は、恰かもローマが各國に對するが如くなりき。

斯くて江戸は恰かも權勢富貴の海となりしかば、幕府の士人漸く此に漂ふの人となり、貞享元祿(紀元二千三百五十年)の頃に至りては人を斬り身を護るの刀劍、今は黄金を鏤めて人に誇るの具となり、劍を執り銃を取るの手は、今は三味線を習ふの手となり、士大夫縮緬の覆面頭巾を被ふりて道を行き、小袖の裏を紅にして風に飄らしめ、或は端歌淨瑠璃を習ふて公會の席に詣ひ、或は茶の湯、插花の堪能に誇り、甚しきは位ある士大夫にして妓婦と情死するものあるに至り、一身、死生の道を往來し、刀劍馬蹄にかけて天下を取り、四方の諸侯をして

風を聞て震ひ驚かじめたる三河豪傑の子孫、今は驕惰に習ふて馬に跨る能はざる者あるに至り、慶長以來の貨幣、半ばは元祿年間に海外に飛び去れり。

人心を發揮すべき學問も、今は詞章の一事に偏し、氣魄あるものは、藉て以てその不平を寫すの具となし、卑屈なるものは資つて以て上長の權勢を頌するの具となし、その詞章を鼻じむるものも、また訓話の一方に偏し、楓橋夜泊の詩を解するに、三年の歲月を費し、「日新又日新」の句を解するに一年の力を極めたる儒者あり、經世實用の學、蕩然として地を拂つて去れり。人心を清潔ならしむべき宗教も、今は腐敗の極頂に達し、俳優にして身を變じて寺院の主座となり、高貴の婦人を誑惑して淫樂を貪るあり、美少年を寺院に養ふて男色に耽るあり、江戸の町々に軒を並べたる男色店の好得意は御殿女中と僧侶とその大部を占め、頰頰を抱へて遊里に入り、極樂を發見せりと戯る、高僧あるに至れり。是れまた無理ならぬ事なり、當時幾萬の僧侶、多くは平人にして自ら衣食するを懶とするものにして、同宿、諸化、江湖などを稱して大寺に寄食するもの、多くは平人に勝る好悪の徒あればなり。されば熊澤蕃山すら早く己に北狄來るか、大飢饉あるか、國家多難の時に流賊となる者は、此の數萬人の出家ならんと云へる程なりき。

此に於てか人心の反射鏡たる小説も、豪傑物語、復仇物語より墮落して、輕薄なる娼婦士人の痴情を寫すの具となり、織巧、淫靡、浮華の小説は、戸々家々に傳唱せられ、嘉永安政の前後に及びては、江戸の侍、悉く微弱となり、驕慢となり、短慮となり、遊惰となり、一旦事あるに及びては、最早物の用に立つべしとも思はれざりき。

諸侯を弱
むる統一
政略

斯かる風俗の變は、また政治上より養成せられたり。大凡そ天下の變は、常にその偏重して擧らざるの處に伏すれば、古今政治家の苦心せし所は、中央と地方との關係にあり。中央重くして地方に強臣なくんば、奸臣内にあり、權を擅にして、内重の弊となり。地方諸侯の力強大に過ぐれば、外重の弊となりて、尾大掉はざるに至る。北條氏は三年に一度五十日を限りて諸大名が鎌倉に參勤するの制を定め、その費を節せしめしが、徳川氏に至りては成るべく諸侯の權を削減するを目的とし參勤交代の制はありしも美麗壯大なる邸宅を江戸に構しめ、或は造營の費を課し、或は遊宴を催さしめ、百方その資力を江戸に蒔き散らしめしかば。之がためには、諸侯の家臣多くは黨を樹て派を分つに至れり。或る者は本國にある主家の妾婦と、江戸に在る夫人とによりて分裂し、或る者は江戸風の意見と、御國風の意見によりて分裂し、遂には江戸にある主君の限なき求に應せんがために、人民に重税を課するより、民心離散し

政略の一
失

て、百姓一揆を起すに至れり。是れ皆幕府が坐から諸侯を弱めて、之を制せんとする參勤定府の制に出でざるはなし。斯くて諸侯の内政宜しきを失するや、直ちにその封を没官し、若しくは之を裂きて他に與ふ。之がたのに諸侯は愈よ削弱せられて、江戸の權勢、益々發達せり。然れどもその削減せられしものは、皆近親譜代の強藩にして、他日事あらんときは中央政府の藩屏たらんものにして、直に恐るべき強藩を削るの機を得ざりしは、實に幕府の一大不幸にてありしなり。

民間黨を
撲滅す

幕府は此の如く諸侯を削減すると共にまた民間に勢威を有する者を掃蕩せり。その慶安の年には由井正雪の徒に叛名を付して之を殺せるが如き、政府以外の勢力を絶たんとすの政畧に外ならず。斯れば豪俊の士政府に進まんにはその道なく、政府の外にありて名を爲さんには滅絶の憂あり、事ありし時にあはずして猛虎も猫となり、寶劍も鉄となるを憤り、放浪戲謔、一世を睡夢に附せんとするより、放談空言の風、街に遍ねく、戲謔滑稽の俗、世に起れり。斯く世は泰平となりて、坦々たる砥の如くなりければ、政府の上にて最も有爲才幹の人物を用ゆるの機會なきより、巧言令色の徒、并び進み、一轉して小性、御殿女中、御茶坊主の

内官權を專らにする(14)

陰謀時代を生じ、威權嚇々たる外權の君主も、以上の内官に賂せずして、耻辱を受くること往々にしてあり。大小の政策一に内官の手に決し、大老、老中等の諸大臣は、唯だ手を供ねて其旨を奉ずるのみなりき。

外交禁止の政

此くの如く幕府の政策は、單に内政の一方に注ぎ、その諸侯豪俊を鎮壓するの一事に於ては、正しく成功せしより、上下宴安に耽りて、幾千萬の士人、睡生夢死の境に入りしが、天保弘化(紀元二千五百二年)の際、思ひもよらぬ邊より、幕府を煩はすもの出で來れり。

徳川氏の政策は、唯だ國民一統にありしかば、諸侯が外人と交通するは、その甚だ危険とする所にして、私かに修交するを許さず、蘭人、清人の外、交通を許さず、大艦巨船を作りて、遠洋に出るを許さず、長崎の地にあらざれば外人と互市するを許さず。一に外國の文明を内國に輸入するの道を杜絶し、甚じきは貞享二年(二千三百四十四年)阿媽港人長崎に來り我漂流の民十二人を送り還すや、幕府之に答て、我邦嚴に通信を禁ずれば、自今以後、漂流の民あるも送り還す勿れと告ぐるに至れり。

魯國初めて來る

海防論の端緒

民間の開國論幕府の領國論

英佛琉球を窺ふ

(16)

外に向つて領地を拓き、殖民交通を感むるの策を施すに汲々とし、各々舟を遠洋に放つて交通の地を求めしが、寛政五年(二千四百二十一年)遂に轉じて日本に來り、先づ清人、蘭人の如く交通貿易の許諾を得んと申し出しは魯國にてありき。然れども幕府は祖宗の法を述べて之を拒絶せり、魯國は容易く去れり、而してまた來れり、而してまた去れり。その來往去就の度ごとに、その辭令愈々厲しく、遂には海防の備少なき北海の地に出沒して、土人を劫掠するもの數回なりしかば、愛國の士は早く已に海防の忽にすべからざるを見、小説に托し、風聞に事よせ、海外の形勢を述べて、大に國門を開らきて外國の文物を研究するの急務なるを論し、開國論大に民間に行はれしが、幕府は此等の人々を拘禁して其書を燒き、妄言の罪に問へり。此時に方つてや民間の議論は開國にして、政府の議論は領國にてありし也。

尋で英佛の軍艦また來りて互市を請ふも、また却けて容れざりしが、彼等は已むを得ずんば琉球を以て立脚の地となさんとせるものか、弘化元年(二千五百二年)三月佛國の軍艦琉球に來り、書を國王に贈りて、英人日本の國を鎖して好を絶つを憤り、將に之を難たんとして、先づ琉球を取るべきを揚言し、速に佛國の保護國となりてその禍を避くるの利なるを告げ、佛人一人、清人一人を留めて去れり。之より先き蘭人の長崎にある者、頻りに歐洲諸國侵略の威勢を説

きしかば、長崎の町年寄高島四郎太夫(秋帆)等は、早く外國の砲術を學ぶの急務なるを信じ、銳意して之を學び、且つ上書して、之によりて陸軍軍制を一變せんことを論せしより、上下漸く心を軍事に委ねしが、英佛琉球を取らんとするの聲言を聞くや、天下傳唱して萬馬等しく境を歴し、危機一髪を殘さざるの感ありき。

尋で蘭人上書して、廣く各國に對して通商交易を許諾せずんば、各國同盟の兵力を以て迫るに至らん、故に宜しく今日に及んで通商を廣め、海外各國の軍備に習熟すべきを忠告するや、幕府はなほ祖宗の禁を守ると稱して回答せざりき。此の如くして幕府は外人との交通を謝絶せりと雖も、外人の來往愈々繁く、時に黠流人を送還して好を乞ひ、時に近海に出没して形勢を探れり。此の時に方つて英佛は常に其連合軍を以て東西に雄飛し、其東方政略として土耳其を保護せんとして、此に魯國と衝突を來せしかば、早晚魯國と東方に事あらんことを慮り、地を東方に求めしが深く琉球に着目し、一朝事あらば此土に據らんとし、來往毎に國王に面せんことを望み、その許されざるや人を止めて去れり。されば當世を憂ふるの士は、此報を聞くごとに心胸勃々として動きしが、嘉永六年(二十五年)六月三日米國水師提督「ペルリ」が、軍艦四艘、五百六十餘人を率ひて相模の浦賀に入り來りしとの報あるや、我人心の動搖その

頂上に達せり。我國民は本國曾て外交の何たるを知らざるものなり、その儘かに知る所は、我より兵力を以て三輪を威服せたるも、元主が十萬の兵を發して、我邊境に迫りし一事のみその記憶の中に存せり。去れば外交を滅亡とは、殆んど我國民の腦中には二様の意味に解されたり、元んや百千丈の塵の如き四艘の黒船が浦賀に入り來るや、その義俠博愛なるワシントンの子孫が通商を求めんが爲めに來りしものたるは、我國人の解し得ざる所なり、その煙筒は燄々として日夜煙を吐くを見たり、その砲門は濼々として人を威すが如きものあり、その劔戟は皎々として朝日に輝くものあり、一犬實を吼へて萬犬虛を傳へ、四艘五百人の米人、江戸の市街にては、増加して十艘の軍艦、五千人の兵士と聞へ、その京都に達したる頃は、兵艦百艘軍士十萬人と傳唱せられ、人々皆を弘安の役を回顧するのみ、羣々擾々、浮説百出、人心の紛亂、恰も鼎の沸くに似たり。

(二) 日本國家の現出

國家なる觀念の起因○國家と夷狄と兩立せざる一しとの觀念○是より以前の勤王論は一種の感傷のみ○國家と天皇と初めて聯絡す○幕府外交の失策、内にあり○徳川祖宗の靈法○當時の勅詔は公卿の意に外ならず○公卿の陰謀○關ヶ原劣敗者の憤起する好機會○幕府開港に決す○攘夷黨の聯合○攘夷黨の告示○幕府は真正の開國黨に非ず○魯國に依頼して英米を退けんとするの策○當時の國力○財政の窮迫○幕府は算盤の上にて已に此時に倒れたる也○幕府は退守的開國黨也、別に勇進的開國黨あり○横井小楠○攘夷的開國黨の一派○勇進攘夷的開國黨の勢力を得ざりし所以○幕府の使者廟堂に面折せらる○井伊直弼出づ○幕府の政策一變す○大歡○井伊斬殺せらる○公武合論○長州の初論舉國震驚、人心擾々の中より、先づ霞の如く、雲の如く、幻然として現出せるものは『日本國家』なる理想なりき。幾百年間英雄の割據、二百年間の封建制度は、日本を分割して、幾百の小國たらしめ、小國をして互ひに藩屏關所を据へて、相猜疑し、相敵視せしめられたれば、日本人思の腦中、藩の思想は鉄石の如くに堅けれども、日本國民なる思想は微塵ほども存せず。之が爲めに日本全軀の利益を取つて、一藩の犠牲とせんとする者少からざりき。士人識者に於て已に此の如くなれば、商賈農夫に至つては、殆んど郡の思想あるに過ぎず。概して云へば、愛國心なるものは、殆んど芥子粒とも云ふべく、形容すべからざる微小なるものにてありき。然れども米糧一朝浦賀に入るべ。驚嘆恐懼の餘り、船を同うして風に逢へば胡越も兄弟たりと云ふが如く、夷敵に對する敵愾の情のためには、列藩の間に存する猜疑、敵視の念は融然として掻き消すが如くに滅し、三百の列藩は兄弟なり、幾百千萬の人民は一國民なるを發見し、日本國家なる思想此に油然而して湧き出でたり。而して紛糾せる頭腦に於ては、此國家と外國との間には、寬濶なる餘地あるを解する能はず、國家と外國とは決して兩立すべからざるものと信じ、外人は是非とも國家の外に墮と拂はざるべからずと信せり。是れ實に攘夷論の起原にして、久しく幕府の異端政治家たる水戸侯齊昭と、其近臣にして權畧一世を蓋ふ藤田虎之助(東湖)等その唱首たり。

國家なる觀念の起

國家と夷敵と兩立せざる一しとの觀念

是より以前の勤王論は一種の感傷のみ

是より先、世の慷慨家は、天子の山陵、至る所に荒草茫茫として掃掃する者なきを見て、或は皇威赫々の盛時を追懷し、或は南朝の天子、親しく戈を取つて武人と戦ひし往事を回想し、如今皇室の威權なきを憐み、曾王の議論を唱ふるものありしも、是れ唯だ詩歌的懷古の情に出でしに過ぎずして、曾王の字義を分析し來れば、天皇の采邑を多くすべし、幕府は皇室に敬禮を盡すべし、天皇の山陵を掃掃すべしと云ふの類のみ。未だ天皇を以て政治上の立物とせんとする明白の思慮あるものなかりしか、外人の來航によりて、激昂熱湧せる我が人民の腦中に、國家なる思想の生じ、此の國家に對して殉せんとする焔々たる烈士の生ずるや、國

國家と天皇と初めて聯絡す

家と天皇とは初めて連絡を生じ、國難に殉ずるは、即ち天皇に勤むるものにして、天皇を尊ぶは即ち國家に勤むる所以なりとせし、佛國にありては專制なるルイ王の口を藉りて出でたる「君主國家」なる幼稚なる思想は、吾國に於ては先づ人民の腦中に生じ、此に於てか尊王の字、初めて政治上の意味を含むに至り、尊王攘夷の二語は、電の如く、疾風の如く、須臾にして日本を二貫して到らざる所なきに至れり。

幕府外交の失策は内にあり

米艦の浦賀に入り来るや、その人心の變斯くの如じ、而して幕府執政は如何なる處置を爲せしかと云ふに、唯だ浦賀奉行の、米人國書方物を奉じ通信交易を請はんがために來れりとの注進に接して、懺愕、周章、狼狽したるのみ。諸侯に合して米國使節の意計るべからざれば、萬一外船品川に入らば乃ち急に登城すべしと令じたるのみ。而して最後の手段として、之を朝廷に奏し、また水戸侯齊昭を幽囚より起して、幕議に參せしめ、書を諸侯旗下に廻達して對外の政策を建白せしむるの窮策に過さざりき。此の最後の窮策は、實に幕府が大權を失する所以の原因なり。從來、外國に對するの政策、一として幕府の專決に出ざるものなり、英佛を退くるも、吾國境を犯すも、幕府自ら之を裁決し、決して他の助言を待たざりき。慶長二十年七月徳川家康が定むる所の禁裡法式に於て「一、淳和井學兩院別當職、關東將軍へ被

徳川祖家の憲法

當時の勅詔は公卿の意に外ならず

公卿の陰謀

任候上は、三親王攝家を始、公家並諸侯と雖、悉く致し支配一候、國役一切可爲知、政道奏聞に不_レ及候、四海鎮定じがたき時は、其罪將軍に有るべし」と定め、天皇は古道を學び、和歌を學ぶべきものと定めたり。是れ陽に萬機の決、その實將軍にありと爲し、その實、萬機裁決の權を幕府に收め、決して奏聞するを要せずと定めたるものなり。然るに米艦の來るや、幕府の大臣、倉皇狼狽、舉措を失し、祖宗定むる所の法禁に背きて、之を天皇に奏聞す。是れ實に天皇に對して幕府の政治に干渉せんことを願ひ出じものに異ならざる也。當時天皇の詔勅と云ふも、その實、宮廷に出入する公卿の意に外ならず、彼等は數百年來、宮廷の暗處にありて陰謀の中に生長せり、思ふことは之れを藏くし、思はぬ事を語る、陰險なる外交官的の氣風のみ長せり、彼等は純然たる御殿女中なり。されば徳川氏の權勢盛なるに方りては、云ひも習はぬ東語を學び、強ひて關東に擬すれば、その權勢の將に衰へんとするや、天下の豪傑英俊すら、未だ氣付かざる間に之を看破して覆さんと計る。彼等はハウが坐右の銘とせむが如く、毒蛇の掌上に上るや、痛苦を忍んで動かざるなり、その一たび地に下るや、鼻を上げて之を粉砕せんは已まず。今や幕府なる大蛇は、漸く公家の手を離れて地に下らんとす。是れ鷹目狼視、天下の變を待つ公家が、足を上げて乗せんと待ち構ゆるの

時なり。而して幕府が米國使節の事を以て天皇に奏するや、實に公卿の陰謀に一大機會を興へたるものなり。爾來幾十年幕府の政策、毎々天子の旨を以て公卿のために干渉せられ、沮害せられしもの實に此に初れり。

幕府その上に對するの處置已に一步を過てり、その下に對するもまた然り。水戸侯齊昭は何人そや、彼の家は世々幕府の執政を制肘する舅姑也。田沼主殿守を退治したるも、重もに彼が家の力也。齊昭は是れ惘復權變の老猾子、天保年間攘夷の精神を以て大砲を作り、罪を當路に得て幽囚せられたる者にあらずや、今や之を起してまた大政に參せしむ、是れ明かに幕府が其舅姑たる水戸侯に降服したる者なり。且つ幕府の外人を退くる常に祖宗の禁を以て口實とす、若し此時に方りて外人を退くるの志あらば、宜しく斷々乎として之を退くべきに、縱て書を列藩旗下に下して對外政策を問ふ。夫れ疑なきものは問はざるなり、問ふものは即ち疑惑自ら決せざるの證なり、此に於てか豪傑の士をして漸く公けに幕府の政策を議するの道を得せしめたり。徳川氏の統一政略能く列藩を壓せりと雖も、英雄豪傑の士が幕府を窺ふや一朝一夕にあらず。殊とに西國の諸侯、薩長二藩の如きは關ヶ原の敗北者にして、曾て家康の前に膝行頓首したれば、徳川氏に對して遺恨こそあれ、恩義の深きものあらざるなり。

況んや旗下の諸士が、鷹揚に高ぶるの時、外様の大名を田舎者と呼ぶの時、外様大名の士人を執へ、惜しくば刀に掛けて受取るべしと威張るの日、彼の外様大名の心胸はむらくとじて燃へ上れり。されば徳川氏の末世となり、尾大掉はざるの勢あるや、彼等は刀を磨き、矢をそぎ、隙間もあらば打ち込まんと待ち構たり。然るに米艦の來るや、幕府の大臣、書を各藩に發して意見を奏せしむ、是れ實に諸道の豪傑をして、十年磨し來れる一劍を揮て、幕府を攻撃せしむるの口火を點じたるものなり。

幕府已に此の二大過失を犯し、僅かに明年蘭人に托して報答すべきを告げて、米國使節を退けたり。同月魯國水師提督ブーチャチンもまた軍艦四艘、六百九十人を帥ひて長崎に來り、和親通商の條約を結び、樺太雜居の地境を匡さんことを請ふ、また三五年を期して報答すべしと告げて退けぬ。此くて外人は退きぬ、されども兵備は元の如くに依然たり、新たなる經綸も生ぜざるなり。在昔半年を経て安政元年(二十五年)正月、ペルリ^{ペルリ}また七艘の軍艦を帥ひて浦賀に入り、本牧に泊し、前年國書の報答を催促せり。此に於てか幕府の中、議論紛々、群疑滿腹、十餘日を経るも決せざるより、米艦遂に進んで品川灣に入り、盛に武威を示し、前年の約を取つて動かず。此に於てか幕府遂に三月三日に至り、下田箱館等の二港を開き、

米人の此に居留するを許す。

是れ實に形勢の大變にして、曾て鎖國黨にして外國の事を云々せる者を罪したる幕府は、一轉して開國黨となりたる也。攘夷鎖國黨の首領水戸侯は中心固より幕府の政策の己むを得ざるに出でしを知りて、半ば之を諾したりと雖も、天下之を善とせざるもの多きを見るや、遂に幕府を退けり、天下幕府に反對するものは、皆を此攘夷鎖國黨の大率の下に集れり。幕府の大臣に對して私怨を挟む者、幕府を倒して之に代らんとする者、少年氣鋭、功名に急むる者皆な心ならずも此に集り、彼の堅信敢爲の攘夷鎖國黨と合して、張大なる黨派となれり。暫らくして攘夷鎖國黨の首領水戸侯は、書を京都に在る關白政通に上り、幕府の外使に接見するを止めんことを乞へり、此に於てか民間の保守黨と宮廷の保守黨とは、始めて連絡を通じたり。此に於てか即ち上は宮廷に出入して、天皇を挟みて四方に號令するの便ある公卿より西國諸藩より、下は浮浪の壯士に至るまで、皆な此の大黨派に入り、合従大呼して、上すより、幕府を挟みて之に迫り、條約を廢棄し、外人を退げんことを求めたり。此より先き水戸侯が福山侯に與たる海防愚存なるものは、實に鎖港黨の告示とも稱すべきものなり。

海防愚存

神州の幅員廣大ならず候得共外夷には畢竟往古神功皇后三韓御征伐、中古弘安之變古御退治近は文祿の朝鮮征伐、寛永の切支丹御禁絶等其御明断は英武海外に播居候然るに此度アメリカ夷(中略)御禁絶犯し大城程近は内海へ乘入り我を劫し我を要し候夷賊御退治無之而已ならず萬一顧之趣御開濟に相成候様にては御國林に於て相濟申間敷切支丹の儀は御當家御法度第一に相成居候(中略)アメリカを新に御近付に相成候は(中略)自然右宗門再起之勢必然之義乍憚祖宗の神靈(被爲對御申譯無之)

アメリカ夷(中略)御許容被遊萬一ウロシヤ等より顯出候は、何を以て可被遊や
夷國人は(中略)初は交易を以て因を求め遂に邪教を弘め亦は種々の雜種申越候
當時遊惰の風俗外國より傳に數隻の軍艦渡來して一人人心恐怖致候間彼に要せられて交易相始り候様にては外國へ渡り違事なすなど、は席上の空論に候
此度など會津家來共災天を犯して八十里之遠路日夜急行馳付候(中略)處夷船内海へ乘り入我儘に測量致しては打拂之義不相成空敷革命に懸候
長崎海防黒田鍋島(被仰付(中略)浦賀近傍て外夷の顯出御請取に相成候様にては(中略)右兩宗無用の御關所番に被仰付候姿に當り候
此度夷賊の掘舞眼前一見いたし候者匹夫も心外に存候(中略)打拂の儀御決定不相成而は餘り寛宥仁愛の御處置(中略)奸民共は威光不恐異心を生し候も難計
當今の風情假令様の下に火の廻り居候にも不心耐火防の手當を忘れ居候も同様の姿にて實に海間敷士風 候(中略)今日にも愈々御打拂の方に御決着被成候は、天下の士氣十倍し武備は益々相整候儀影響しりも早く可有之

幕府は眞の開國黨にあらず

魯國に依頼して英米を退けんとするの策

攘夷銷國黨の主張する所此くの如し、甚しきは犬羊の夷狄と相接するは、人類の耻辱となすものあり。幕府が外人に對して腰弱きは、秦檜が宋朝にありしが如く、外人の賄賂に迷ふものとせり。然れども幕府は決して民間の攘夷黨が主張するが如き、極端なる開國黨にありざりしは、當時の海防掛、石河土佐守、松平河内守、川路左衛門及び江川太郎左衛門等が連署して水戸侯の海防愚見に答へしものを見て之を知るべし。彼等は水戸侯の不可和十ヶ條を見て、皆を可とせり。然れども急に戦ふは國力の許さざる所となして、國力の具備するまで兎も角もして、外人を手なづけんとせり、而してその外交の方略は魯國に依頼して、他の英米等の外人を退けんとするにありき。その意見書に曰く、

御國の武勇奮闘に勝れ居候義勿論とは乍申大箇處も水軍も及戦争候義は元より無之其の上二百年餘の昇平武備廢れ候初(中略)夷人共と争ひ必勝の義無覺束存候されとも元來武勇に勝れたる御國に付此上土氣 振候據御世話有之(中略)武力充實致候は、萬里の海上を経て死を求に參候者無之候(中略)されとも右武力充實と申義二年三年に可行届とは萬々不奉存候間了れまで夷人共を如何處とも取廻しなづけ置申度もの候(中略)當時海上を乘取廻り諸國へ通商いたし候は魯西亞、英吉利、佛蘭西、共和政治(米國)の四ヶ國にて其内魯西亞第一の大國(中略)魯西亞一國に限り餘國より決して渡來いたし不申據取計候事候に、勸辨は品も可有之候得と國々を示談の止参り可申旨申遣はし候は、魯人ども力を盡くし掛合参り可申哉うれには必二三年も相懸り可申候其上にて彌よ示談行届外國より参り不申候魯西亞人受合候は、其功を以て年限を定め交易之儀試に御免有之道々に交易の物品参り候旨を以て御断に相成候は、其功

正しくの其理も順に御座候

當時の國力

此の如く攘夷黨は祖宗の制禁、國躰の違反を以てその論據となし、開國黨は國力微弱を以てその根據となして、互に相論難せしが、當時天下の形勢は、實に開國黨の云ふが如くなりし。嘉永六年六月より七年六月まで、諸家より届出たる大筒の鑄造高は千三百七十四挺にして、その種類は最大なるもの十三貫五百目玉、小なるものは百目玉に過ぎず。幕府の有する所は三百九十八門にして、最大なるものは八十ポンド砲、小なるものは一貫三百目玉なり。而して其形式甚小さくして以て海軍に應ずるに足らざるは云ふまでもなく、軍士の砲戦に慣れざる銃砲の効用の半ばを減殺せんとす。况んや軍事通信の具は狼烟に過ぎずして、百里の地は五日を費さずんば行く能はず、海軍一旦九州を攻むるも、その上國に知らるゝは半月の後にあらず、その軍事に於て戦ふべからざる固より云ふまでもなく、その財政に至ては更らに困迫を極めたり、貞享元祿以來、浮華驕奢の俗、靡然として風を爲せしより、金銀は銀香と稱せられて支那商の手により、銅は蘭人の手を経て、年ごとに海外に流出せり。此に於てか幾回か古金銀を改鑄してその混合物を増加し、その品質を下し、その分量を多くし、以て時の危急を救はんとせりと雖も、貨幣の品質粗悪なれば貨幣の價下落し、貨幣下落すれば物價騰貴す

財政の大切迫

るは、普通の道理なれば、頻年物價騰貴して已まざるを見て、幕府は頻りに訓令を發して物價を下落せしめんと計りしかども、固よりその効をかりき。斯くの如きもの已に數十年たりければ、上下の經濟甚しく紊亂しけるに、邦人は外國貿易に於ても、深く思慮する所なきあり、我金銀貨の價は、外國金銀の價よりも貴とを知らざりしかば、蘭人、清人の手を経て、我金銀は水の決するが如くに外に流出しければ、國庫にも民間にも、金銀は極めて欠乏を告げたりき。此かる所に米艦天邊より入り來りしが、朝野攘夷の論に響きかりしも、借てその武器は何れより求むべきかと云ふに、之れを夷狄より求めざるべからず、之れを求めんには些々たる金銀を以て事足りりとすべからざれば、遂に海防費の爲めに、新たに舊銀貨を改鑄して、新一朱銀を鑄造せしが、その引換の割合として幕府の定めしものは、慶長金百兩に對しては、二百七兩、元祿金百兩には百四十三兩、古三朱銀百兩に對しては百十五兩の割合なり。之によりて之を見れば、元祿より安政二年に至る百九十年間に、政府貨幣の價、百兩につき四十三兩下落せし割合なり、然れども人民は之を以て尙ほ不充なりとせざるも、適き古金銀を藏するものもあるも、深く藏して之を出さざりき。此くの如く人民は出さず、國庫は空し、然れども貨幣の必要は日一日より増加せり。此に於てか遂に窮策を案じ、死刑宣告を

幕府は算盤の上にて已に倒れたる也、幕府は退守の開國黨也、開國黨は退守の開國黨あり

横井小楠

受たる囚徒を佐渡嶺山に入らしめ、頻りに鍍金の金地を造りて之を金銀座に輸入するに至りしが、尙ほ入る所は出る所を償ふに足らざりき。されば此時徳川氏の幕府は、算盤の上にて早く已に倒れたるも、僅かに事なきを以て命脈を維持したるに過ぎず。況んや之を以て對向の戦端を開かんとせざるは思ふより事なりしなり。故に幕府は決して純粹の開國黨なるも、其の精神は尙ほ外人を夷狄視するものにして、僅かに内外の勢を迫られて、外人を容れたる退守の開國黨に過ぎざるなり。然れども政治上に、社會上に、國內の罷敵は如何にして之を療やさんか、如何にして我國民を建設して大國民と爲さんか、紛々たる群黨は唯だ目前の事件に熱して、此の問題を忘れたる。此の問題に向つて解釋を試みたる者は、即ち勇進の開國黨とも稱すべしものにして、その翹首たるものは、實に横井平四郎なり。横井は小楠と號す熊本の人、度量濶大にして能く人を容れ、識見遠大にして氣宇高邁、思想湧々が如く、最も談論に長じ、識見遠大の人之を談ずるや、自家の地位を忘て、一個の識見家をなす、失望落膽の人彼を驚るや、傾に生氣を生ず。小楠風に天下の形勢を察する所あり、彼國は決して我國祖宗の本意にあらざるを見て、滔々たる天下の潮流に逆きて、開國の急務なるを論じ、曰く「天地の氣運と萬國の形勢は、久爲を以

攘夷的開國黨の一

勇健的攘夷的開國黨の勢力を存せしめし所以

て私する事を得ざれば、日本一國の私を以て鎖閉する事は勿論、たとひ交易を開きても鎖國の見を以て開く故、開閉共に形の如き弊害ありて、長久の安全を得がたし、されば天地の氣運に乗じ、萬國の事情に隨ひ、公共の道を以て天下を經營せば、萬方無碍にして今日の憂る所は飽て憂ふるに足らざるに至るべきなり」と是れ純然たる自由貿易の意見を記しなり。かゝる勇進的開國黨の外、更らに攘夷的開國黨の一派あり、其の首領は信州の佐久間象山也。彼れ博學多才、深く天下の形勢を慨し、到底、今日の國力を以ては、外夷と抗立する能はざれば、先づ一たび外國文明に降服し、其の利器軍制を習ひ得て後、攘夷開戦とも爲すべしと立せしが、其論堂々として當るべからざるものありと雖も、以て當時の形勢を急變する能はざり。是は彼の鎖國攘夷黨なるものは、無學亡術の徒の口に出ると雖も、その實習慣により、恐懼により、迷信により、感情により、偏癖により、且つ正直と一轍の氣象によりて固まり而して水戸一派の誇張、銜華、權變の言動によりて鼓舞威嚇せられたる三千萬人の議論を代表するものなれば、其の力ある云ふまでもなく、之を予にしては此の有力なる保守黨あり、而して保守黨よりは其の開國黨たるの故を以て、幕府の怯懦なる議論を同一視せられ、之を上にしてはその勇往の論、幕府の退守的政略に違ふの故を以て政權を以て壓せられ、上下の間に

挾りて不幸なる地位に立ちたればなり。

幕府の使者、廟堂に面折せらる

斯くの如く、開國の一事に關して、國論は三分せり。而して米國使節の開港を促すもの愈よ急なり、戦はんか力なきを如何せん、和せんか保守黨の暴舉を恐る、然れども到底開港せざるべからざるや明かなり。此に於てかまた之を朝廷に奏し、朝廷より開港の承諾を得て以て保守黨の口を符せんとし、林維源をして、京師に上りて之れを請はしめられ、その時攘夷黨は早く己に公家に結托して、その極端なる攘夷論を宮廷に吹き込みければ、物論黨を以て遂に報答するところなきより、また老中堀田正篤を京師に遣はして、之を請はしめたり。此に於てか幕府の弱點愈よ露見し來りしかば、公卿なる猶はその柔軟なる毛肉の間を癢くしたる爪を現はし來り、開港の非を論じて堀田正篤を面折し、却て尾張、總前、水戸の三侯を京師に召すの詔を取て堀田に與へたり、堀田は手を空うして江戸に歸れり、而して米國使節の迫る愈よ急なり。此の如き危急存亡の秋に方りて最も驚くべきは、攘夷鎖國論の漫延せるのみならず、西國關東より私かに京に出て、宮廷に結托する浪士、皆幕府を撃て之を倒さんとするの大計ありて、京師は此の時より政治上の中心點たらんとすることを發見せり。此に於てか幕府は恰かも四邊より襲ひ來る激浪暴風中に立つが如し、老中以下皆を驚愕して

井伊直弼
出づ

手を拱ゆくのみ、一大人物の出で、之に處せんことを望むのみなりき。而してその人出で来れり、井伊直弼こそ實にその人なりき。直弼の祖先は家康四天王の一人にして、譜代恩故の家柄なり。彼れの祖先が天馬空を行くの勢を以て戰場に横行せしが如く、彼れの政略は疾風の如く、急雨の如く、果敢俊敏、人をして耳を掩ふの暇なからしめたり。彼れ先きに革命を奉じて京師を護衛し、深く浪士の形勢が宮廷の内情に通せり。今や攘夷論は尊王論と結托し、宮廷と浪士と相結托するの結果は、幕府を打ち倒さんとするに至るを見たり。而して京師より三家を召すの結果は、即ち攘夷黨の首領水戸侯の勢力をして大ならしむるに見たり。此に於てかその出で、大老職に就くや、直ちに水戸侯を幽囚し、尾張越前の兩侯を謹慎せしめ、宮廷をして其の密旨を洩らすの道なからしめ、安政五年七月遂に米國と假條約を結び、次で英佛に及ぼし大膽にも開國論を實行せり。

幕府の政
策一變す

直弼已に出づ、此に於てか幕府の退守的開國論は、一變して勇進的開國論となれり。之を共に天下の攘夷論は、一變して討幕論となり、京師に於ける陰謀家は、頻りに幕府、列藩をして、個々相分離せしめ、幕府をして孤立の地に立たしめんとして汲々として已まず。此に於

大獄

井伊直弼
からる

てか私かに水戸侯に下すに勅旨なるものを以てして、幽囚中にもありても天下の事に關すべきを論じ、尾張、越前、加賀、薩摩、肥後、筑前、安藝、長門、因幡、備前、備中、阿波、土佐の十三藩に勅して、水戸を助けしめんとせり。水戸に下せる勅來、幕府の邊勅を責むるが如く、公家武家の合謀を望むが如く、甚だ漠然たりと雖も、その實水戸家をして、起て徳川の權を削かしめんとするに外ならず。此に於てか直弼は直ちにその腹心の老中下總督間部詮房をして京師に上らしめ、此の密旨に關係せる浪士三十餘人を縛り、延て清涼院宮を幽閉し、前關白鷹司政通以下の大臣を落飾禁居せしめしが、更に江戸に於ても大獄を起し、水戸侯を終身水戸に禁錮す、其の他浪士の罪せらるるもの百餘人に及べり。此に於てか水戸黨は万延元年三月、遂に井伊直弼を櫻田門外に襲撃して之れを殺せり。攘夷黨は及に血ぬる討幕は血を嘗めて愈よ猛ける。此に於てか或は高輪東禪寺の英國公使館を襲ひ、或はまた老中安藤信睦を襲撃し、遂に京都の公卿を襲して、公然、兵を擧げて幕府を撃たんとするものあるに至り、天下の局面一變す。而して幕府は其柱石として頼みたる井伊を失もて、周章狼狽、其の處所を知らず、此に於てか攘夷、開國は先づさしめて、如何にして内國の政略を定めんかの議論天下に生じ來れり。

家に擔石の善なく身に重大の責任なき者、即ち上は公卿より、下は浪士に至る一派は、此問題解釋して曰く、幕府を討つてその權を取る後醍醐の朝の如くならざれば不可なり。諸侯、各藩の執政等地位あり、責任ある者は皆曰く、急激の變は利にあらざり、幕府朝廷互ひに相譲り、皇武合昧して一國の治安を保ち、而して後徐ろに外國に向ふこと。此に於ては各藩の中にも、また有可と浪士との間に分裂を生じ、その争擾烈を極めしが、初に當ては皇武合昧の論大に力を得たり。幕府の御殿女中、橋本氏の如きは頻りに皇統和意を得て將軍に就せば、皇武合昧の事成らんと主張じ、自ら京都に至りて、強て和宮を請て歸りぬ。長州侯毛利慶親の如きも、また頻りに書を幕府に上り、「朝廷幕府相和するは本なり、閉鎖の議の如きは未なり、願は王室を翼戴し、協和して以て衆心を鎮せん、國脈已に立つ時は、朝儀の權我にあり、我より海を航して西洋に互市するも亦可なり」と云ふ。その他薩摩の島津三郎の如き、越前侯の如きも、皆を重なる皇武合昧論者なりき。然れども如何にして皇家を武家と合昧せしめんか、幕府一旦皇家に服せんか、其の權威は千斤の重さを以て退し退せん、皇家幕府の所置を認識せんか、皇家の權甚だ少なきなり、是れ甚だ六ヶじき問題なりき。

(三) 勤王攘夷を破りたる政權争奪の陰謀

○江戸の流言○各藩中に二個の朋黨を現出せり○長州和黨の首領永井雅樂○水井の閉關論○水井の失策○薩摩の暗闘二變す○土佐の討幕黨○調和の綱目○調和論は討幕の手段のみ○遠東黨の眞相○幕府の大儲養州に奪る○眞實論實行せられんとす○難事日に重なる○長人の陰謀黨は○薩人の勢力忽然として生ず○親征は天皇の意にあらざる○會津侯松平容保の勢力生ず○長人を禁門より却く○松平春樹幕府朝廷を離す○反覆の給旨○幕府勢威の回復○攘夷黨の暴徒○長人兵を擧げて京都に亂入す○公卿長人を恐れて利せん○佐久間修理殺さる○京都の職掌○毛利侯の軍令狀○獨斷眞髓を辨するの慶驗○長州征伐○英佛の公使幕府の歡心を得んとして争ふ○佛公使幕府に勸言す○第二長州征伐の原因○長人外人より兵器を購ふ○第二長州征伐初まる○英公使の強迫○佛公使の忠告○小栗上野の人物○諸侯を討滅して郡縣となすの大計畫○幕府佛國の兵力を購らんとす○ナポレオン三世日本の内政に干渉せんとするの發案○薩長二藩の陰謀○朝廷、國情横濱二港を開くを許す○幕府は危險なる陷井の上で歩せり○薩長相争の基○薩長同盟の起因○坂本龍馬の人物○薩長の二藩、政體同盟を結ぶ○英佛の形跡○薩州、據を三十六藩に傳へて長人のたるに訴ふ○幕軍功なくして歸る

此の時に方て江戸に於ては頻りに評判して曰く、島津は徳川に代つて幕府たらんとするものなり、曰く宮廷と長州との間には、奇怪なる密約ありと、此に於てか江戸と京都の間、事情益々阻隔す。初め兩藩主各諸侯の幕府と皇家とに對する、固より皇武合昧を以て最良の政策と信じたるには相違なし。然れども此時各藩の中、身を卒伍より起して藩主執政の外に一勢

力を作るの煽動家紛々として生じたり。彼等は多くは慧眼の士にして、また功名の徒なり、その功名の念は天下の動亂に乗じて、驚天動地の大快事を爲さんと欲せしめたり。その慧眼の政令、皇室と幕府との二門より出て、矛盾支吾、天下を以て依る所を知らざらしむるを見て、紀綱立たず、尾大揮はざるの幕府を倒して、政權を他に移さんとするの計畫を爲さしめたり。彼等は自由の叫によりて起ちたる佛國の人民の如く、萬民同等の議論を知るものにあらず、然れども王公將相軍有種、の思想は彼等の頭腦に充てり。彼等は新國民を建てんとして崛起せる以太利人民の如し、如何なる政體を建てんと望みたるものにあらず、唯だ舊政府の羈を脱せんとせり。彼等の中には中心開國を主張するものなきにあらず、中心所謂浪士の無道暴虐を厭惡せざるにあらず、然れども彼等は攘夷浪士を以て、鞭つて進むべきの好高潮を信じたり。此に於てか之れを煽動せり、之れを教唆せり。且つ凡そ何れの藩に於ても、その藩主が封土に就きし以來、或ひは一個人の憎惡により、或ひは權政の競争により、或は復仇の由來により、或は階級の相違により、或はその尊崇せる人物により、或は學派により、隱然私黨を分たざるものなし。而してその優者が一旦勝たる以上は長く、勝利者の地を占むる、恰かも文明世界に於て富者が貧者に對して長く勝利者たるか如く、容易に動かすべからざるものあるなり。此に於てか彼の屈辱せる一黨派は、刺客が常に敵を窺がふが如く、彼の優者は覆すの機會あれがしと望み居れり。幸なるかな、夷狄を打ち拂ひ、幕府を倒すて革命派の運動は、實に數代の間屈辱を慨したる劣敗者をして、その怒憤を洩らさしむるの一大機會たり。彼等は思らく、和親論は彼の優者が責任により、地位によりて已むを得ずして囁ふる所なり。攘夷論を以て之を苦しむべし、聴かずんば之を名として幕府と共に倒すべき也。此に於てか諸藩の足輕、下士、小身者、藩侯に縁因薄きもの、政治上の失意者は、多く攘夷討幕の革命派に入れり。猶ほ彼の政權上の敗北者たる公卿諸侯が、上にありて革命を唱ふるが如し。此に於てか之を上にしては、公卿諸侯は幕府に對し、之を下にしては、小身者は大身者に對し、政權争奪の攻撃大同盟、尊王攘夷なる譜牒の下に成れり。

之より先き長州の如きは皇武合夥黨の首領、永井雅樂その雄才大略の資を以て、全藩の輿論を作り、之を以て藩主の親任を得て、幕府皇室の間に遊説し、開國鎖國の論をさしをきて、皇武を合夥せしめんと計り、先づ左の封藩を閣下に奉り、堂々たる數萬言開鎖の利害を明かせり。

夫れ戦はんとするものは先其利害曲直を明に察し直利我に在て而後、戰ふ事所謂勝算よて古今名將の重する所に候曲者

我にあれども憤怒に堪ず或は一時の血氣に誘はれ無策の腹を起し敗亡を取候者古來歴史に數々盡し雖も候然に當今關東に於て御條約相濟候儀京師より一圓御不納得の御事に候得は關東の御團體を御助しとの趣を以て彼是御取札有之候共御國內而已の御事にて外夷へ對し御口實には相成間敷其故は皇國三百年來御國內の御政道に關東へ御委任と相見へ外夷へ對し候ての御取引も悉皆關東へ被相仰出候得は外夷共關東を皇國の政府と心得候は尤の事にて政府にて條約調印相濟候得は同盟の國と心得候事は又無餘儀事に候然に當度限り天朝御不納得の筋を以て卒然約を破盟に背候は彼れ各國百年來の例を申立不信の名を以て皇國に與へん事必然に候且關東は武將の棟梁に候處外夷へ面目を失ひ治綱の綱を亂し候ては事ある時の御用に相立間敷是我に曲を取彼れに直を與ふるの拙策にして智者の取らざる所に候且彼れは航海に熟して數萬里の海路を不日に航行し數十年航海を業と仕候國柄に候得は船數に富殊に近年皇國の海路に熟し候事故戰爭と相成候は、要津出沒し府城を剽掠仕候は必然に候左候時は海國は不及申海路不通國迄も隣國騷動候は、自國警衛の外他事無之候はん偏に九州を以てたとへば僅に四五艘の軍艦を以て朝には東夕には西或は海濱に大砲を發し或は海濱の國境を放火し濫く働きし輕く引候は、陸路の將士奔走に勞れ我に追討へき軍艦に乏切齒扼腕而已にて手を束ね彼に致さるゝの外定策無之恐らくは九州數百萬の土僅に四五艘の軍艦に頼るやれ心は彌武に候て自國の騷動難差置只一人も赤島開を渡り東する事決して相成間敷候事案鏡を照らして見るより明也六十餘州の中に於て海路不通の國とは僅に四の一に足り不申然に四の三餘夷艦の害と受候は、僅に獨の國にも辱亡し國勢の勢となり隣國を救候位は處も角も兵を遣遣つ候儀は決して相成間敷京都は素より日本の題目に候得は四支の國々舉て保護仕候は理の當然に候得共四支國を受候得は題目の用を盡す事能はず是れ自然の勢に候是默夷の約策にて恒言に日本は二三千の兵を以て臨るべしと妄説由て起る所に候斯る時に相成候は、京師も擁護實に心許なく萬一京師を默夷の蹄に蹴され候儀等有之候ては六十餘州驕はすして彼れ爲に風塵せられん事恐れども愚々數事に候尙又數百年太平鼓腹の武士を以て倉卒無戰の爭端を開き候は實利害三國の

意も辨すへ候然れば曲害は我に在て直利は彼に在候歟と時勢事理を深察仕候は、輕々數戰爭を好不申所に候儀又備國と申儀は三百年の御歴にて島原一亂後別て嚴重被仰付候其以前は異人とも内地留置許され且天朝御隆盛の時京師も鴻臚館を建置れ候事も有之由に候は全く皇國の御尊法と申にても無之伊勢神宮の御誓宣に天日の照臨する所は皇化を布き及し給ふへとの御事の由に候得は夜國氷海は兎も角も天日の照臨なし玉へる所は悉く知し召すへき御事に候儀國なと申儀は決して神慮に不相叶人の手探たる者上下さなく其祖先の志を繼事と述るを以て事と仕候既に神后三尊を征し給ふも全く神祖の恩召を繼せ玉へる御事に候其大の御大事と令以稱し奉候中古はいまだ海外の事明白ならず候得共三韓の外若干の國有事を聞し召玉はす若聞し召玉は、御征伐三韓にて御止りは有之間敷想像奉り候然に當今五大洲若干の國ある事を聞し召のみならず彼より仰らす皇國へ來り刺へ皇威を蔑にし奉りて鎮國とて御業被遊候御神祖の御誓宣に御民に候に當り神意の程も雖計誠に奉悉く候假令鎮國の儀主張仕候も守る者は或るの勢有之候て社能守り候儀に候得共鎮國仕候とも或るの勢難關候徒に海岸險阻を頼み鎮國仕候は萬々無覺東候然れば當時に於て攻取るの勢を張候儀第一の急務と奉存候得は仰き願くは神祖の恩召を繼せ玉ひ鎮國の御慮思召替られ皇威海外に振ひ五大洲の貢悉く皇國へ捧げ來らすは故とすとの御國は一旦定らば禍を轉して福とふし忽默夷を抑へ皇威海外に振ひ候期も又不違と奉存候然れども此時に方つてや、討幕黨の公卿官廷に充滿して、之を聖聽に達せしめず、語辭無禮誹謗に亘るものありとなして之を突き返し、却つて無禮の臣を朝廷に遣はすの廉を以て毛利侯を讓めたりき。此に於てか長州に於ける討幕黨の勢力猛烈として燃へ上り、今や福原越後等兵を率ひて京師に上り、雅樂は遂にその首を失せり。薩州の如きは小松帶刀、大久保市藏(利通)奈良原喜八郎(繁)大山格之助(綱良)等の調和黨は、京師にありて島津三郎に隨從して

周旋し、遂に有馬新七等の革命黨を打殺せしと雖も、西郷吉之助(隆盛)等革命黨の勢力、漸く増加し來れり。而して一劍千里を横行して義故を招集するの士は、多くは各藩の革命黨をりしかば、世は早や革命黨の世となりしなり。此時まで土佐は最も能く近畿の地に飛躍すべき好地位にありながら、國論一定せずして彷徨せしが、薩長の形勢將に一變せんとして、その浪士は相互に結託して幕府を撃ち、大革命を爲さんとの密謀ありと聞くや、土佐革命黨の巨魁武市半平太等は、今にして此の攻讐同盟に入らざるは、土佐の權百世まで延びずと爲し、遂に温和黨の首領吉田元吉を暗殺して革命論を主張し、進で小南五郎右衛門等と共に、藩主を擁して京都に入れり。是れ實に好機會に投じたるものなりしかば、朝廷は薩、長、土の三藩を待て味方となせり。是より諸侯其の榮に與らんとして京都に朝するもの引きも切らず、凡そ八十諸侯に至りしが、三藩獨り宮廷に親近するの故を以て、名望卓然たり。而して革命黨は多く各藩にありては微祿小身の士にてありし也。

京師に參朝せる八十諸侯は、多くはみな調和論者なりしなり。然れども此の如くして京師が政治上の中心點となるや、公卿の權之と共に増加し、今までは和歌の刪削に口を糊せ、花合札の制作に生活し、參朝の垂衣に滿身の敗履を藏くせしもの、忽ちにして諸侯の前に横行

し、贈遺の國產その門に堆きや、その野心もまた共に增長せり。且つ各藩主に從つて京都に入るの士、その名は調和黨にして、その實革命黨なるもの少からず。されば公卿が之と交て各藩の事情を審にするや、猫の目は忽ちに變せり、最早や調和を以て満足するの時にあらず、斷じて革命を爲すの時なりと信ぜり。此に於てか浪士の手によりて浪士を煽動せり、而して彼の調和論の諸侯に對しては、浪士を鎮撫せんことを依頼せり。

此の如く調和論の諸侯は、公卿と浪士間の外交的技術に弄せられしが、その調和の手段として申し出されしものは、實に左の如くなりき。

- 一、將軍をして大小名を率ひて上落し、家國を治め、夷狄を攘ふを圖せしめ、上神祖の宸怒を慰め、下義臣の歸嚮に從はしめん、
 - 二、豐太閤の故典に依り、沿海の大藩五國として、五大老と稱せしめ、略て國政を決し、夷狄を防がしめん、
 - 三、一橋刑部卿慶喜をして將軍を輔佐せしめ、越前中將をして、大老として幕府内外の政を輔佐せしめん、
- 是れ所謂の皇武調和の策なるものなり。見るべし、調和論は何時か革命派の手に移りしを。
- 此の調和案中最も必要なる骨子は第二條にあり。公卿の所謂る五國とは、仙臺の伊達、薩摩の島津、土佐の山内、加賀の前田、中國の毛利を指せるものにして、此五藩をして幕政を左右せしめて以て、その速に分裂せんことを望めるなり。而してその第一條は長州の桂小五郎

(水戸孝允)の發案にして、第三は島津三郎の發案による、之を編して勅文となせしものは公卿にして、攘夷的公卿の首領は實に三條實美なりき。

輕慥にして狂氣じみたる左門衛尉大原重徳勅使となり、島津三郎之を護衛して以上の勅書を奉じて江戸に入る。依々疑惑の後、幕府は之を承諾せり。此に於てか温厚至誠の君子越前中將は出で、總裁となり、横井小楠の議を用ひて大に政弊を改革し、一方に於ては伊井侯以下の封土を削りて、以て天下不平の徒の歡心を得んとせしむ、然かも數十年來の積弊、幾百千人の憤恨得て救ふべからず。將軍は諸侯を率て京都に朝せり、然れども政治の實權漸く京都に歸し、公卿が幕府の肘を掣するもの愈々煩はしく、時事非より非に赴き、事態益々切迫せり。

此の如き事態の切迫は、固より攘夷黨の初より希望する所なり。彼等の先輩は固より開國の大利を知らざるにあらず、攘夷論の本来たる水戸の先輩藤田東湖は安政二年、地震のために壓死せしが、其生前已に攘夷の行ふべからざるを知りしも、其固有の權略好なる性質は自ら改むべからずして、強て攘夷を以て他人を鼓舞し來りし也。されば之より先き攘夷の諸侯にして、已に少年を擧げて佛英米の諸國に留學せしめたるものあり、慶應三年に至つては薩

攘夷黨の眞相

摩よりは自ら琉球王の使者と稱して佛國に渡航せるものすらあるなり、彼等は私かに英人と相結托して武器を購入せり。去れども彼等は尊王と攘夷の二語を以て、幕府攻撃の大譜牒を爲し、之れによりて天下革命黨の氣焰を鼓舞せんとせるなり。而して三藩の中、薩州にありては、革命黨尙ほ調和黨を壓する能はざりしも、長州の政治は全く革命黨の手によりて爲されしがため、宮廷中の革命黨、三條實美、以下の徒は、深く長州と結托し、土州之に和し、激論、暴行、兇殺を繼にして天下の耳目を驚かし、飽まで幕府を死地に落さずんば已まざらんとするを見て、尙ほ調和論に熱心せる島津三郎は、天を仰ぎて長嘆し、その黨を引て薩摩に歸れり、是れ文久三年(二十五年)三月なり。

此に於てか形勢一變し、宮廷の大權全く長州の革命派の手に歸せしかば。五月十日を以て攘夷の期となして之を天下に公布し、天皇をして親しく男山八幡宮に行幸して、攘夷の節刀を將軍に授けしめんとす。將軍之に従はずして、惡聲を得たり。此に於てか幕府は一步を蹶けり。島津三郎等か江戸より歸るの時、武州生麥村に於て、その前驅を切り抜けたる英人四人を斬り捨つるや、英軍艦擧つて横濱に入り、耻辱を回復せんとして談判愈々困難なり、將軍之を聞て江戸に歸らんと請ふも、朝議之を許さず、此に於てか幕府はた一步を蹶けり。將軍

宮廷の大權長州に移る

難事日に重なる

京都にあり、金幣によりて稍々公卿の歡心を得るを見るや、熊本の轟武兵衛、長州の久坂玄瑞、土佐の武市平太等、近衛關白に迫りて、速に攘夷を斷ぜずんば、都下に伏する五千人の同志は、將に暴發して公卿を攻めんとすと強迫す、此に於てか公卿また急に攘夷を斷ずべきを論ず。將軍強て東に歸るや、英公使上書して、將に大事を呈出せんとせば、宜しく將軍に代つて此局に當る全權大臣を京都に置くべしと促し、以て其の東行を阻まんとせり。五月十日長人、豊前田の浦を過ぎりたる米艦を砲撃して攘夷の端を開けり、二十三日は下の關にて佛艦を砲撃せり、二十六日は蘭艦を砲撃せり、六月十四日は鳥取藩士英國船を砲撃せり、二十七日は英國の軍艦七隻鹿兒島に入り、七月二日に至り互に砲を放つて相攻撃せり、英軍は其の總督ウヰルモットを失ひ薩摩は三千戸を焼失せり、九日幕府朝陽丸を發して長人が妄に外艦を砲撃するの罪を詰問せしめ、二十一日その淡路沖を過るや、徳島藩士之を砲撃せり、二十二日朝陽丸豊前沖に近くや、長人之を砲撃せり、艦長、小艇を以て長人を詰れば、答て曰く、縦ひ幕船たりとも洋船を摸造せしものは、之を撃つべしとの勅命なりと、併せて朝陽丸をも奪へり。此の如くして長人の勢力は宮廷に蟠り、遂に八月十三日に至り、天皇大和に行幸じ、祖宗の山陵に至り、春日神社に於て、横濱の外夷を攘捕するの軍議を爲すべきを天

下に令するに至り、宮廷と革命黨との勢は、一步一步、幕府を窘縮す。

横濱の外夷を親征するとは、語を換へて之を言へば、東、勅命を奉ぜざる幕府を伐つと云ふに同じ。此に於てか革命黨の陰謀を發きて、是れ長人が天皇を挟みて四方に號令せんと欲するものなりと云ふものあり、岡山、鳥取、米澤、徳島の諸侯は切に此舉を止めんことを請ひしも、朝議之を聞かざりき、何となれば朝議は實に長州黨を以て多數を制したればなり。然れども、天皇の意は必しも此かる急激の議論にあらずして、寧ろ島津三郎の調和論にあり、且つ公卿中其の舉を危ぶむもの少からざりき、されば三郎の國に歸るや親翰を發して之を召じたりしが、横濱親征の令出るや、薩人の中、三郎黨の京都にあるもの奈良原喜八郎、高崎左太郎の徒大に周旋し、會津藩士廣澤富二郎、秋月悌次郎等と共に中川親王、(久邇宮、尹の宮とも云ふ)近衛公、二條右大臣等の温和派を訪ねて利害を陳辨し、切に親征を止めんことを請へり。此によりてか十四日の夜、中川親王、親しく天皇に謁して、親征の容易ならざるを陳せしかば、天皇はその何事たるを知らずと答へり。中川親王、親征の詔を示し、是れ陛下の出し給へるものにあらずやと云ひしかば、天皇大に驚きて是れ朕が知らざる所なり、先きに親征の期今日にありと奏するものありしが、その容易ならざるを以て、未だ之を嘉納せざり

會津侯松平容保の
野生す

長人を禁
門より退

調和論力
を得

き、帝陵を拜するは朕の素志なるを以て之を許せしむ、是れ親征するものにあらずと答ふ。此くて勅書の偽文にして、上意を識したること明白なれば、速に關白に命じて之を處分せんと請へしが、天皇默思して、夜宮女を以て中川宮に云はしめて曰く、此の處分は到底強藩會津侯にあらずんば爲す能はざるべしと。中川宮勅を奉じて直ちに會津侯松平容保を招くや、夜未だ曉けざるに彼は戎裝の士數百を率へて來りしかば、直ちに命じて宮城の九門を鎖じ、三條實美以下長人に黨せる七卿の參朝を停め、長人の守衛を命じて、薩人をして之れに代らしめ、劍戟の光互に映り、銃砲列を爲して、各藩をして各々兵を勒して變を待たしめしかば、長人爲す所なく、遂に七卿と共に相率へて長州に歸れり。此に於てか七卿の官爵を削り、長人の再び入京するを禁ず、是れ所謂る八月十五日の變なり。

長人は已に奔れり、土佐の革命黨もまた、藩主の命によりて鎮壓せられ且つ、乾(板垣)退助、後藤象二郎等の手により、或は獄に投ぜられ、或は死を給りしかば、調和論大に力を得たり。然れども皇武合夥の前途を遮るものは攘夷の一事なり。京師にある諸侯公卿は、假令皇武の間には調和論者なるも、外人に對しては依然たる攘夷論者なり。而して幕府は嘉永以來外人に接する已に三十年をれ、略は外人の情に通せり、必しも之を以て夷狄となさず、道を

以て之れと交はれば良友と爲すべきを信せり。加ふるに前年來英國、蘭國に留學せしめたる學生は、頻りに彼の文物典章の美なるを説きしかば、此時江戸將士の外國に關する思想は、一變して我より進むも、尙ほ且つ開國を求むるの急務なるを信するもの多く、越前侯春嶽の如きは其の所謂る所存書に於て、越前の國論を奏して左の如く云ふに至れり。

松平春嶽
朝廷幕府
を離す

當時盛んに攘夷論唱はるは攘夷を守りて御國御寶の振合夾て無之且又京都にて只管攘夷御唱に相成り候得共調和論御計畧は無之事かと相聞へ就ては是非航海に無之では難相成全陸西洋を邪宗旨と唱る類古の切支丹とは異なり隨分取用候ても弊害と可生宗旨とも不承然れども是等は歩度の立方に寄事にて此の方人民彼等に押染り候は畢竟此方政道彼に及ぶるの儀にて可存之就ては能く勸導の上處置すべき事とあり故に越前家一定の論と申は是迄幕吏航海の脱とに大に異り彼五ヶ國と立並んで同く大軍艦千艘調へ環海出散艦軍に濠洲を設け此方より頗んに航海し皇國有用の品を彼に與へず不用を以て有用に易へ或は亞米利加の器物を英國へ持越し佛蘭西の産物を以て露西亞に持越彼等に一入抜出で貿易するに至る時は自然に海内富強の國に至る既に攻る勢を以て環海を固め御國位益まで強し以て永く通信するに至る時は萬世絶て患へ無るべし萬一彼より信を破らば曲彼に在て忽ち航海其居國を亡滅するに至るべし尤當今攘夷の聲と違ひ五ヶ國なる事決して無し故に破る時は一國或は二國とすれば小敵なれば破るに最も安かるべし然るに京都にては斯る跡に御目を附られず只管洋夷を離れて攘夷など唱へ禽獸の如く、被思召候へ共變夷既に開け仁政を施し如今萬國通信の爲に古と同日の論に非ざると明也素より天地間の人に相遠無之京都の論の如く孔子も夷狄と唱ふ是を攘ふも可ならんか且又幕府洋夷に通信の致は畢竟恐怖の心より引起り大いに其策を誤りて別て、皇國の御爲なる間航海之有理を知らず故にかゝる時節にも至り候なり就ては乍恐、天朝の恩召も幕府の所置も共に天理を知ざる處と可申乎

去れば進む者は愈々進み、止まるものは止つて動かず、新舊思想の衝突益々激烈を加へたりしが、此衝突も暫らく幕府の權勢のために抑へられ、土佐侯、島津三郎等の獎勵により元治元年正月、將軍が一橋中納言(慶喜)會津侯以下四十八侯を將お、威儀堂々として入朝するや、天皇は左の勅語を下せり。

朕不肖の身を以て夙く天位と雖も、萬世無缺の金甌を受け恒に寡徳にして先皇と百姓とに背かんことを恐る就中嘉永六年以來頗る猖獗來港し國體殆ど云へからず諸侯沸騰し生民塗炭に困む天地鬼神天朕を何とか云ん嗚呼是誰の過うや夙夜之を思て止む能はず嘗て列御武將と是を誦せしむ如何せん昇平二百有餘年威武を以て外寇を制壓するに足らざることを若し妾に懲懲の典を擧んとせば却て國家不測の禍に陷んことを恐る幕府斷然朕か意を覆充し十四世の舊典を改め外には諸大名の參勤を弛め妻子を國に歸へし各藩に武備充實の令を傳へ内には諸侯の冗費を省き入費を減じ大に砲艦の備を設く實に是れ朕が幸のみならず宗廟生民の幸也且去春上洛の廢典を再興せしこと尤爲貴すへし豈料らんや藤原實美等夫の暴亂を信用し宇内の形勢を察せず國家の危殆を思はず朕か命を繼て輕卒に攘夷の令を布告し妾に討幕の師と興さんとし長門宰相の暴臣の如き其旨を愚弄し故なきに夷舶を砲撃し幕使を暗殺し私に實美等を本國に誘引す如此き狂暴の輩必ず罰せずんば有へからず然りと雖も皆是朕か不徳の致す處にして實に悔慚に堪はず朕又思へらく我の所謂砲艦は彼が所謂砲艦に比すれば未だ慢夷の膽を吞に足らず國威を外國に顯すに足らず却て洋夷の輕侮を受んか故に爰に願ふ入つては天下の全力を播海の要津に備へ上は山陵を安し奉り下は生民を保ち又列藩の力を以て各其要港に備ひ出ては數艘の軍艦を盤へ無敵の亂夷を征討し先皇舊禮の典を大にせよ夫去年は將軍久しく在京し今春も又上洛せり諸大名も又東西に奔走し或は妻子を其國に歸らしむ宜なり費用の武備に及まると今より決して然るべからず他て太平國運の難費を減省し力を開

うし心を專にし征討の備を精銳にし武臣の驕望を盡し永く家名を辱しむると勿れ嗚呼汝將軍及各國の大小名皆朕か赤子也今の天下のこと朕と共に一新せんと欲す民の財を耗すこと無く結息の政を爲すこと無く齊整の備を嚴にし祖先の家業を盡せよ若し怠惰せば特り朕か意に背く而已に非らず皇神の靈に叛くなり祖先の心に違ふなり天地鬼神も又汝等を何とか云んや

先きに幕府の違勅を責め、今また之を賞し、先きに長州を賞し、今は却て之を責む。此に於てか時人之を嘲つて反覆の論旨と爲せり。幕府もまた攘夷の經綸なくして、謹んで攘夷の實を擧げんと奉答せり、此に於てか皇武の調和成れり。此の調和の結果は『皇國を治安せしめ、外夷を征服するは幕府の職掌にして、今般將軍上洛、列藩の建議一決し是より政令一に幕府に委任せん、脱京の七卿、長州の暴臣の事も速に之を處置すべし』との勅語となり、二月十五日、横濱を鎖して長崎函館を開くを許すの勅とされり。

此の如く革命黨が宮廷に於て勢力を失つ、初りし時は一方に於てか攘夷黨が暴發しつ、ありし時にして文久元年水戸の田丸稻之衛門、藤田小四郎、武田耕雲齋等、水戸老侯に親近せる者老侯已に幽囚の中に長逝せしかば、その木主を奉じ、兵を野州宇都宮より大平山の間にて起し、攘夷の勅を實行せんとすと聲言す。然れども水戸老侯已に長逝し、關東また公けに攘夷を唱ふるものなく、今は攘夷の中心は全く關西に集りたれば。之を助くるもの少なく、且

つ僅かに加擔せる浪士も、その藩中の私怨より出じものなるを聞かや、去つて來らざるものあり、已にして近傍諸侯のために合圍せられ遂に京都に至つて闕下に事を訴へんとし、八百の殘兵を以て中仙道に出で、行く／＼沿道の諸侯を破つて美濃に至りしが彦根の大兵道を要するを聞き、轉じて越前に入らんとして、遂に加賀の軍に逢ふて之に下り、或は斬られ或は獄に投ぜられて事平ぐ。

長人兵を擧げて京都に亂入す

一方に於ては關東に於て、此の如き騒動あると共に、一方に於ては文久二年、松本衡、藤本眞吾、吉村寅等、大納言中山忠能の子忠光を奉じて、兵を大和の五條に起し、天誅組と稱す。最初の討幕論者にして筑前の浪士なる平野國臣、また生野に兵を起して京師に入らんとし、共に速に平けらる。長人また兵力を以て君側の森を掃ふと號し、濱忠太郎、久坂義助、來島又兵衛、寺島忠三郎の徒、國老福原越後を首領とし、兵四百を率ひて軍艦に乗じ、大坂を経て上京の途に就き、秀吉等が天下分目の戦を決せる天王山の要地を控へ、書を朝廷に奉り、速に長人の冤罪を容るして、再び京師に入らしめ、七卿の官爵を復し、速に攘夷を實行せんことを乞ふもの數次。此時に方り天王山伏見に屯するの長軍四百に過ぎずと雖も、洛中洛外は服裝を變じたる浪士を以て滿されたり。彼等は何時にても機會を得れば溫和黨を殺戮する

公卿長人を恐れて和せんとす

に遲疑せざるものなり。されば長軍の書を出すや、幕吏、公卿大に駭き且つ怖れ、長人、走虎の勢を以て來るに之を邀て兵端を開かば、天下の大亂之より生ぜん、宜しくその請を許して萬全を策るべしと云ふものありしが、中川親王及び中納言徳川慶喜、會津侯、松平容保等、勃然色を爲し、長人の浪士を煽動して天下を危ふする一日にあらず、今また兵力を以て朝廷を要す、一旦之を許さば朝權立どころに落ちん、急に之を討たんに如かずと駭せしかば、議遂に此に決し、在京の諸侯に命じて九門の警衛を嚴にし、箭火を焚きて變に具へ、晝夜洛中を巡警せしめ、劍戟鋒々として聲あり、馬、夜色に嘶けは洛中の市民此の有様を見て、すはこそ大亂の起りたれと、家財を打すて老少を助けて、洛外の村々を指し禽の如く奔り獸の如く散り、上を下へと騒動せり。

佐久間修理殺さる

斯くて兩軍相持して未だ戦はざるに、長州の國老國司信濃等また二百人を率へ、長人を鎮撫すど號して嵯峨に來り、天龍寺に陣せしかば、洛中に潜伏せる革命黨の浪士は、愈よ勢を得、劍を撫して機を待ちしが、先づその犠牲となりしは、佐久間修理なりき。彼れ今や大に幕府に用られ、朝廷幕府の間に往來して周旋する所あり、その奔走するや洋製の馬具を用ひて、人の耳目を驚かせしが、十一日の夜遂に浪士の要撃に逢ふて倒る。浪士は三條橋に掲示して

曰く「修理西洋學を好み、交易開港の説を主張し、中川宮、會津侯等と謀り都を彦根に遷さんとするの國賊なり」と、浪士等已に及に劔れり、而して長州の國老益田右衛門介等また長人を鎮撫すると號し、兵數百を率ひて山崎に至り、天王山に陣し、藩侯また次て大兵を以て至らんと聲言せしかば、土氣大に奮ひ、堂々として九門を壓するの勢あり。此に於てか朝議遂に速に之を討伐するに決し、十八日檄を諸侯に飛ばせり、此に於てか長人先づ發して之を制せんと、福原越後等先づ伏見を出で、京に入らんとせしが、大垣の兵之を要し、伏兵もて之を亂し、大砲もて之に迫りしかば、福原等遂に破れて退けり。此砲聲と共に國司信濃等は、三百餘人を率ひ、進んで中立賣に向ふとき、忽ち一橋慶喜の兵馳せて之に入らんとするに遇ひ、砲撃して之を奔らせ、追ふて蛤門に至れば、長兵の別隊已に此門を破れり。此に於てか兩軍力を戮せて、大に會津兵と戦ひ、將に之を破らんとせるとき、薩兵の隊長、仁禮源之丞、松方清左衛門等、來りて横さまに之を砲撃しければ、長兵遂に敗れ、伴りて降を乞ふて逃走せしが、來島等また盛り返して蛤中立賣の兩門に向ひ、直ちに蛤門を破り、「百騎打たれて一騎となるも會津侯の首を獲ずんば歸らず」と叫びつ、進みしが、また薩人の横隊に遭ふて敗走す。此時久坂義助等の一隊五百人は鷹司邸に入り、要害の地より堺門を砲撃せしが、正

に是れ諸方の長軍已に悉く敗走したる時なりしかば、諸藩の兵四方より鷹司邸を圍みて之を攻撃し、一橋慶喜の如きも自ら手兵五百を率ひて此に向へり。已にして砲烟天をかすめ、呼聲地を震はせば、朝紳等之を恐れ「一橋慶喜を召して曰く、『敗れて和すれば耻辱とすべきも、勝つて和するは寛典にあらずや、宜しく今日に及んで長人を許すべし』と、慶喜拂然色を爲して曰く、諸君何ぞ一砲聲を聞て恐るゝの甚しき、禁闕に亂入するの國賊を許さば、何ものをか忍ぶべからざらんと、鞭を揚げてまた戰場に歸り、急に命じて火を鷹司邸に放たしめしかば、北風、黒烟を巻き、寸前暗黒となり、久坂等重傷を負ふものは自殺して、その餘は圍を突ひて走り、福原、益田、國司等僅に殘兵を以て脱して國に歸る。此の役洛中大半兵火にかゝり、公卿の第宅、神社佛閣、失せて跡なく六七年来繁華の地となりし都も、一朝にして荒涼衰殘の地となり、見るものは焼け残りたる門扉の微なる烟を發すると、家を畏ひし犬の道に迷ふもの、み、應仁の亂もかくやとばかり思はれたり。

長人敗走の後、國司信濃が毛利侯より受たる軍令状なるものを遺失せしが、この軍令状によりて之を見れば、國司等の入京は決して一個人の舉動にあらずして、一に國論により、而して毛利侯は自ら大軍を擧げて、後より進むの計畫たりしこと分明なれば、天皇は一方に於て

は毛利以下の官爵を削りて追討の令を發し、一方に於ては左の勅文を發して毛利征伐の詔勅の偽をらざるを論ず。

假勅詔を辨するの廣論

- 一此頃世上雖々數由甚心痛の事に候昨年八月十八日一件關白始予の所存を矯候にては決して無之且其後申出候件々各眞實に候偽勅との風説有之由に候得共必ず心得違有之間敷事
- 一親征行幸の儀遠不好候得兵段々差追言上に付實に無遠大和行幸申出候得共實は意外の事に候得は延引申出候事
- 一十八日一件守備職の儀故肥後守へ申付候同人忠誠の周旋深令感候儀決して私情を以致し候儀にては無之候其旨無間違可心得候事
- 一長州人入京は決して不宣事と存候此儀も各無疑感據の事

長州征伐

是れ實に幕府の威勢を天下に示すの好機會にてありき。此に於ては薩州以下二十餘藩の兵を部署して、征討總督紀伊大納言徳川慶勝の號令に従へ長州征伐の役に従はしむ。慶勝已に發して廣島の行營に次して、先づ毛利氏の罪を問はしむ。之より先き、歐洲各國の公使は長人が屢々外船を攻撃せるを憤り、本國に照會して軍艦を求めしが、各國の軍艦横濱に着したる頃は、恰も長人が京都に大敗して歸りし時なりしが、英艦十隻、佛艦三隻、和蘭艦四隻、米艦一隻は幕府の強請を聴かず、十八隻の軍艦船相望みて長州に向ひ、數回交戦の後、その壘場を破壊し、大砲を奪ひしが、長州侯自ら出て和を請するに至つて止り。長人已に外兵に勞る、今また陸路大兵を受けんには、最早防禦し得へきにあらずと信じたれば、薩の西郷

英佛の公使幕府の歡心を得んとして争ふ 佛公使幕府に助言す

等、到底幕府と生死の戦を爲さんと欲する者は、長州若し覆没せば、唇滅ひて齒寒からんことを慮り、私かに長幕の間に往來して和解に勉めたり。此に於ては、益田、國司、福原等の一黨、自ら罪を引て主家の難を解かんとして自殺し、長州侯また門を閉ぢて謹慎恭順の意を表せしかば、幕兵は凱歌を唱ひて歸り、是れ實に慶應元年なり。之より先き佛國にありてはナポレオン三世その傑犖の資を以て衆望を博し、クーデターの一擧によりて大統領より帝位に上り、大に東洋に向て侵略の手段を試みんと欲する矢先なりしかば、佛國公使レノン、ロレノはその亞非利加の殖民地に於て練磨し得たる溫柔政略を以て、頻りに幕府の歡心を得んと計り、英國公使アルコックと競争せしが、幕府が英國公使の剛峻執拗なるを厭ふより、佛國公使遂に勝ちて幕府の歡心を得しかばアルコックは去つて最も幕府の好敵手たるべき薩人と深く結托せり。而してロレノは深く幕府のために計畫する所あり、征長の師起るや、竊かに之を德通して、且つ用兵の方略一篇を上れり、その中に云ふあり。

我れ察するに一方敵を攻め、一方下の關を攻め、大兵陸路直ちに撞けば、長人狼狽さながら見るが如くならん、惟ふよ攻城の術、務て城の必死を期せざる機仕向けべし、賊も一門、眷族、臣下極て多し、故に皆悉皆な許されざるを知らばるの必死の狂人の如くならん、故に務めて彼等の中に反離の心を生ぜしめ、兇惡を謀る機仕向けべし、故に未戦の前に先づ、先づ使者を長浦へ一人、一門へ一人、又臣下へ一人遣すべし、皆別使なるべし若し時日を移し金貨の費あるも、

決して妨礙なし、今の故は古の名將の言に、軍戰三要あり第一金幣、第二金幣、第三又金幣と云ふことあり、今の私見には、祇を攻めざるの日に方り、先づ大君京師に朝して帝の意を満悦せしめ、且今の守護を嚴にし、然る後出陣ありたし、京師を安んじ大君腹心の兵にて警衛すべし、また今回の事は内亂なれば、我甚だ之を厭ふと雖逆臣のため無餘義此に出たりとの楮文を發すべし必ず血を見ずして勝たん。

幕府が此策を用ひしや否やは知るべからず、然れども幕府はその最も信任する、最も驍勇なる、桑名會津の兩侯をして京都を守らしめ、その發するに先つて使を發し、各國の同盟軍、海岸より長州に廻り、而して幕軍陸路、之を壓したれば、その跡は恰も此策を用ひしものに似たるものある也。英佛二國の勢力の我國に消長する實に此より初る。

斯くて征長の軍は、未だ一兵を傷はず、未だ一劍に血ぬらず、未だ一矢を發せずして、八九年來、天下禍亂の原動力たりし長州をして、叩頭謝罪せしめたり。久しく幕府を惱ましたる攘夷の議論も、漸やく薄らぎて眞面目に之を鳴らすものは、一部の浪士に過ぎざるに至りしかば、氣漸く驕れり。長人が京都に亂入したるとき最も防戦に勉め、最も長人を惡み、その肉を食はんとまで思ふ桑名、會津の兩侯は、京都に止りて一矢を長人に加ふる事も爲さずして、意甚だ不平なり。江戸にある幕吏は、長州を以て俱に天を戴くべからざる大仇となして、總

第二長州
征伐の原
因

長人外國
より兵器
を買ふ

督が一人をも殺さずして歸りしに不満なり。之よりさき幕府は頻りに歐洲の兵制に擬して、軍を編制せしか、その將士は訓練したるところを、一たび實地に試みんと欲して已まず。此かる所に長州より忽ち急報あり、曰く長州の高杉晋作等、市井の無賴、平民中の兇漢を編みて奇兵隊を作り、溫和黨を襲ふて之れを戮殺せりと。英人また長人が伊藤俊介等をして、上海に於て米人より銃砲彈藥を購はしめたるを報ず。此に於てか西吉十郎等をして上海に出で之を偵せしむるに、果して二萬金を投じて十六挺のカノン砲、三千挺のミンゲール銃を購ひたりと報ぜり。細作また報じて曰く、天下の革命黨私かに長州に入るもの續々として已まず、曰く米國の壯兵五人を聘すと、此に於てか短慮、驕傲なる幕軍の氣は猛然として燃へ上れり。誰れ云ふとなく再び長州を討すべとの議、輿論となり、幕議となり、尾張侯等がその出師の名なきを辨するにも係らず、勝安房等がその不利を論ずるにも係らず、慶應元年五月將軍遂に諸侯を率ひ江戸を發して、征長の途に上りしが、此行こそ實に幕府自滅の端緒にして、不祥なる黒雲はその前途を蓋へり。

第二長州
征伐初る

將軍は京坂の間に躊躇して已に九月に及びしか、時に各國の公使は兵庫に集りて前約の如く、兵庫港を開かんことを求めたり、而して此時の英公使はパークスにして強項剛愎、壓抑威嚇

を以て東洋に對する唯一の政略と信じたれば、頻りに前約の如く兵庫を開くべしと迫り、長州が砲撃せるに對する償金三百萬兩を求め、速に兵庫を開かばその半ばを免すべし、幕府にて断行する能はずんば、自ら京師に上りて、天皇に拜謁せんと威嚇す。此に於て佛國公使ロレンスはまたその間に立ち幕府に忠告せり、曰く

佛公使の忠告

方今貴國の形勢を見るに、上は天子の意定まらず、下は各藩、幕府に服せず、此の二つのものは實に大患なり、幕府假りに條約を各國に結ぶも諸侯と議論を異にすれば内乱常に絶へずして政府之を鎮むる能はず、已に去年も各國長官を討んと欲してまたやめたり、又薩長の二侯は俄かに使を英國に通じ二國の港を開くを約束せり、而して幕府のみ獨り鎖港の備を守る、今英公使の來るもの面たり之を將軍と購せんかためのみ、我等事の至難なるを憂へ之を聞老に報知し、その守備をなさしめ且つ英人の積弊を削せんを欲す、幕府今尙ほ決せずんば、我等もまた直ちに京師に入るの仲間とならざるべからず、

小栗上野の人物

と此一書は實に幕吏と、薩長二藩の陰謀を發きたるものなり。所謂る各國長官を討んとするは即ち幕府が諸侯を討滅せんとせるものなり。否を幕議としては未だ決せず、然れども當時、幕府にありて威權赫々たる小笠原重忠守、酒井飛騨守の徒がその任用せる小栗上野介等と私かに計畫せる所なり。小栗上野は最も能く血氣猛烈なる關東兒の摸形を代表せり。その思慮は甚だ明白にして堅固に、その氣質は勇敢にして難を恐れず、卓厲風發その一たび決心するや、

諸侯を滅して郡縣と爲すの大計畫 佛國の兵力を鑑らんとす

眼中、固より朝廷あるなく、殆んど主人なからんとす、朝廷會て幕府に諭して近畿四州を割きて慶喜に與へしめんとするや、小栗は痛く之れに反對し、死を以て争はんとし、遂に慶喜せられたり。今や天下の諸侯、譜代恩敵の大名すら、悉く幕府の命に服せず、大權地に墜ちてまた振はざるを見、大に兵を起して薩長土を打滅し、延て悉く諸侯の地を没官し、封建の制を一變して、郡縣となすにあらざんば、天下一統、對外獨立の事遂に行はるべからざるを信じ、之を執政等に説きて、その同意を得たり。然れども大兵を起さんとせば、まづ要する所は金銀にあり、而して金銀は一片だも國庫に存せず。然れども掃蕩は兎も角も之を断せざるべからず、此に於てか遂に佛國の兵力を藉りて之を断行せんとせり。而して其の發意は元治元年佛國に遣はしたる使節が、ナポレオン三世に會じ、國內保守黨の陰謀を述べて暫時條約を解きて鎖國の昔に歸らんと談じたるとき、彼が佛國の兵力を借りて日本の保守黨を滅すべしと助言したるを復命したる左の書狀にある也。

ナポレオン三世日本の内政に干渉せ (59)

鎖國を主張し極力論辨せよひ候處彼方におもても和親の御契に對し懸親の意を以て條約面助事致し候兎徒御鎮定被成候は、何様にも國內の軍賦を以て御加勢も可申上旨申立此方より申談候御懸親の取とは意味行違居候へとも詰り同盟詰交の誼に對し右加勢御請不被爲在候ては矢張御懸親の趣意に戻り候様相成候義にて彼方に於て假令野心を掩み情實難計候得共言辭の處無此上懸親の筋に相當り世界列國への聞へも有之候趣不相通候得共なから彼方の曲とも難申且井戸ヶ

谷長州一條とも已に然談たよひ唯此一事(鎮港)に至り不直の名義被爲受彌以御手切に相成候はく一昧の御趣意も全く斷
餅に歸可申旨申迄も無之却て彼方の報中に陥入鎮港の義は現置兩都兩藩御開市の期限迄彼方見込通相促候も同様の勢に
可相成候

此に於てか小栗は塚原但馬、小野内膳、栗本安藝の徒と相共に佛國公使レヲロンヌに就き、
佛國政府より金六百萬兩、軍艦數艘を借らんことを遊説せり。ロンヌは喜ひて之を本國に申
し込めり。然れども其の答書の未だ來らざるに先つて、長人亂入の變已に京師に起りたれば、
その事に及ばざりき、ロンヌが各國長官を討たんとして果さずとは此事を云ふなり。當時幕
吏の中には此の如き陰謀あり、而して薩長藩に於ては、頻りに鎖國攘夷を唱ながら、陰に使
を外國に發して開國を期し、而してその約束たるや、日本國の開鎖の權は自家の手にあるが
如くに陳述し、薩州侯の如きは、慶應三年その臣岩下佐治右衛門(今の岩下方平)をして、日
本國外に獨立する琉球國王松平修理太夫(薩)の公使と稱して、佛國大博覽會に參同せしめた
り、而して其國旗を幕府の國旗の下に立つるを拒みたり、勿論此一事は二年後の事なりと雖
も、此當時表に攘夷を唱へて、私に交を外國に修めたるもの皆な此の如し。然れどもその相
手とする所英國にして、英國政府に幕府を助くるよりも、寧ろ薩長を助けんとするものなり
しかば、佛國公使の口を經ずんば知る能はざりし也。

外には外國公使は此の如くに迫れり、幕府は佛國公使の書に接して初めて長薩二藩の異志を
聞て驚嘆せり。兵庫開港を朝廷に奏してその勅許を求むれば、朝廷は開港の可否は後にし
て、先づ長州の處分を決すべしと却つて開港の許否を答へず。而して内には「橋慶喜、將軍
職を望むの野心を有すとの流言紛々として行はれければ、將軍家茂、遂に煩惱に堪へずして
職を辭するの表を上つり、併せて開港の勅を請ひしが、朝廷僅に横濱、長崎、函館の三港を
開くを許せしも、兵庫に至ては終に許さず、幕府此に於てかまた窮す、然れども此時幕府は
最も危険なる絲蹄の上に坐するを知らざりしなり。當時天下の大運動に關して最も勢力ある
ものは薩長二藩にして、之に次ぐものは土州たり、而して薩州は初に當ては調和黨の勢力盛
にして、革命黨は公然たる運動を爲す能はず、土州もまた革命黨の激論兇行、藩論に容れら
れざりき。此を以て去年長人が京都に亂入せるときは、薩土の二藩、共に力を幕府に假して
長人を攻撃せり。殊とに薩州は初より勢威の競争より、互に相解せざるより、長人が過て薩
州の瀛船を打ち沈めたるより、長人革命を唱ふの日に方り、薩人が頻りに調和論を唱へたる
より、長人は深く薩人を怨みたるに、蛤門の戦に數々長人を破りしものは、實に薩人の力な
りしかば、薩長の間には解くへからざる敵對の感情ありて存したり。然れども今や形勢一變

薩長相争(62)
の基

せり、革命黨の首領西郷吉之助(隆盛)は出で、漸く勢威を奮へり、調和論の結果の甚だ見事ならざるは経験せられたり、薩摩が調和論を唱へしものは唯だ長人に代つて禁闕の權を専らにせんと欲せる也、然るに長人敗走するや之に代りたるものは薩人にあらずして會津人也、此に於て調和黨大久保利通等も、また一變じて革命黨となれり。薩州が調和論者たる間こそ長人も之を憎みたれ、今や革命黨の首領にして、且つ長人と遠交ある西郷にして、その主權を取る以上は、兩藩の間には氣脈暗々に通じたり、土州に於ては武市半平太等死せりと雖も、今や坂本龍馬等の革命黨出で來れり。此に於て久しく敵視せる三藩は、今や同論となれり、此の同論を調和して、幕府に對して攻撃同盟を作らんと周旋せるものは坂本龍馬なりき、彼は實に土佐人の氣風の最良點を一身に表はせり、その眼は終始動て變を伺ひ、その耳は常に微を聞かんぞす、而してその一たび機微の乘ずべきを見出すや、滿身の膽力を投じて險を冒す、彼は調和家なり、然れども調和の行はれざるや、一變じて冒險家となる、彼は最も能く他人を煽動す、然れどもまた自ら動くを知れり、彼に於て著しきはその智慧と、冒險的の氣象と相聯絡せるにあり、彼れ今や日本八十餘州の諸侯は無氣力なる軟艸の如く、何れより吹き來る風のためにも靡かざるを見たり。幕府に對して抗立せんものは三藩の外なきを見たり。

薩長同盟
の因起

坂本龍馬
の人物

薩長の二
藩攻撃同
盟を結ぶ

(63)

此に於てか先づ長人に説きて三藩連合の端を開きしが、此時筑前の藩士、早川勇、月形仙藏等も、早く已に西郷に會して薩長同盟の利を陳せしかば、將軍、再び長州を征せんとせる頃は、薩長の同盟略ぼ成り、土州之に追從するの計畫ありしなり。而して幕府知らず、此の陥井の上を最と鷹揚に履み行けり。
五月江戸を出でし幕軍は、十一月三日先づ永井尚志をして長州に入つてその罪を問はしむ、然れども温厚簡雅の江戸侍、争でか強頂詭辨の長人と口舌の間に争つて勝つを得んや、問ふところ悉く辨明せられて歸れり。此くて初めて戦端を開きしは備中倉敷の地にして、それすら長人の此に襲ひ來れるなり、而して一方には、問答あり、辨難あり、戦争あるの間、長州の本戸準一郎(木戸孝允)は品川彌二郎、三好軍太郎(重臣)早川渡の三人を護衛として、密かに將軍の本營大坂を経て京都に入り、小松、西郷、大久保等の薩州の首領と相會し、攻撃同盟を結びたり。而して幕府知らず、頻りに薩州を促がして征長の軍に加はらしめんとせしが、薩州一兵を出さず、却つて黒田了介(黒田清隆伯)村田新八の徒をして私かに長軍に入りて幕軍に抗せしめたり、而して幕府また之を知らざり也。
此くて幕軍に進めり、然れども長軍は一國の精英を集めて四境を守り、或は冥願書を上り、

或は陳辯する所あり、幕府をして曠日彌久自ら沮喪せしめんとせり。此くて六月一日、幕軍大攻撃の策を決し、周防長門の境に迫りしが、幕軍の機密は何時か悉く長軍に洩るゝのみならず、その弱き者は長人の慄悍決死の鋒先に恐れて進まず、その強き者は地理に通ぜずして、覆り、全軍また起たざるに至りしかば、長軍の氣益々奮ひ、攻守の勢今は一變して長人却て幕軍を攻むるの勢となれり。此時に方つて佛國が幕軍を助け、英國が革命黨を助けたるの跡また見るべきものあり。幕府が陸路大兵を率て長防の四境に迫るや、佛國水師提督は軍艦を率ひて下の關に入り、長人に會して曰く、吾が佛國は已に幕府と條約を結びて、與國たり、與國たる以上は、幕府に敵する者は即ち佛國に敵すると同じ、長人若し恭順して兵を已むるにあらずんば、余輩は直ちに砲を發して下の關より長人を撃たんと、長人は固よりその非理の言たるを知るも、勢如何ともする能はざりしが、折よくも英國公使また下の關に入り來り、強ひて佛國の提督を宥めて之を止めたり。英國公使は此の如く佛國公使を宥めてその砲撃を止めたるのみならず、また私かに兵器彈藥を長人に賣りて、局外中立の義を犯せり、此に於てか長幕の争は、則ち陰に日本に於ける英佛勢力の争たりしを見るべき也。

斯くて長人は一方に於ては天下の大兵を四境に引き受け、防戦屈せず、その武威を輝すと共

英佛の形跡

薩州檄を三十六藩に傳へて長人の爲めに訴ふる

幕軍功なきして歸る

に一方に於ては私かに書を薩摩に贈りて冤を天下に訴へんことを乞ふ。此に於てか薩摩乃ち檄を三十六藩に傳へて之を救解せんことを乞ひ、また書を朝廷に上りて長州再征の非理を述べて曰まざる。今や幕府は進んでは攻むるの力なく、退ては守るの名なく、窮迫の地に立つに方つて不幸にも將軍家茂、八月を以て大坂に長逝せり、此に於てか慶喜之に代つて將軍たり。彼れ已に自ら兵を督して廣島に入れり、然れども事已に已んぬ、幕軍は殆んど解躰せるもの如く、また用ゆべからざる也。此に於てか將軍の死を名として征長の兵を弭むるを天下に令して、沮喪せる大軍を引て大坂に歸れり、此に於てか政權兵權去つてまた歸らず。

(四) 新日本の曙光

今上陛下の即位○諸侯を集めて大事を誦す○大政返上の端を開く○薩摩の陰謀○兵庫開港○開港は幕府の盛時に行はれずして其衰時に行はる○幕府は一大難なり○幕府は形に存して已に精神に亡ふ○如何に政体を變せんかの問題○諸侯共和の政○君主獨裁共和政治の混合政体○京都の流言○浪士の波、江戸に入る○土州侯、大政返上の端を上る○後藤象二郎、將軍に親近す○後藤の人物○將軍容易く政權返上の端に同意せるは其土佐人の口より出てたるが故也○將軍慶喜幕府に嫌はる○慶喜政權を返上するも盟主たらんことを期す○公卿慶喜の處置に驚愕す○公卿の二派派○岩倉具視の反叛○岩倉薩摩に結託して大計謀を初む○討幕の密勅を請く○密勅と大政返上と同日に爲さる○幕府兵を京都に上す○幕軍の意氣込○朝敵長兵庫に上陸し官爵を復せらる○王政復古の大號令○新官職○國是會議は討幕の精神を以て爲さる○調和黨と討幕黨との大議論○岩倉以下の決心○會議の決着○幕府將士の憤慨○慶喜大阪に下る

今上天皇の即位
諸侯を集めて大事を誦す

天下幕府を厭ふて、人心變を思ふの時、孝明天皇は忽ち十二月を以て崩御し給ければ、今上陛下は萬民の望を負ふて位に就き給へり、是れ實に慶應三年正月なり、時に幕府は内、實權を失して外、各國公使の頻りに兵庫開港を迫るに遇ひしかば、遂に上書して列藩と共に國事を議する所あらんことを請ひ、手書を發して諸侯を召集せり。是れ專制獨斷の權、漸やく諸侯に散ずるの端にして、幕府が政權を奉還せざるべからざるに至りしもの、實に此に胚胎せり。かくて諸侯は已に集まりしが、薩州は已に薩長土の聯合を企てたれば是非とも長州を寬

大政返上の端に
開く薩摩の陰謀
兵庫開港

典に處してその連合軍の勢力を保たざるべからず、此に於てが頻りに遊説して遂に先づ長州侯を寬典に處すべしと定めたり、而して開港の一事に至つては天下の輿論共に異議なきに至りしかば、遂に兵庫をも許すに至れり。此の如く開港の一事は、實に三十年來天下爭亂の源にして、幕府は之がために威信を天下に失したるにも係らず、幕府が斷行の政略を取り來りしにも係らず、幕府をほ兵政の權を握るの時に方つては毫も行はれずして、その威權地に墜つるに至つて行はるゝを見ては、また以て輿論の變遷を見るべく、列藩、公卿、浪士の徒幕府を忌むものが、之を以て幕府攻撃の講牒となし、幕府已に衰ふれば、最早や此の講牒を無用なりとして打ち捨てたるを見るべき也。

幕府は一大難也

實に米人グリッフ井スが評したるが如く、幕府はその腹は白くしてその背は黒く、一身兩面ある一大難にてありき、外人は唯だその黒きを見て、之を大君主と信じたり、之に向て和親を申込み、然れどもその京都の宮廷に對するときこそ、その腹の白斑を見るの時なりき。彼は斯の如くその腹背を以て敵に當りて自ら苦しみ、その成らざるやイッソフ物語の藝の如くその腹を膨脹せしめて、京都の大牛に當らんとして、遂に自ら破裂せり。今や幕府の形は存せり、然れどもその精神骨肉は已に亡し。此に於てか如何にして此後を善くせんかとの問題

幕府は形に存して已に精神に亡びた

如何に政体を變せんかの間
諸侯共和の政
君主獨裁共和政治の混合政

早く已に政治家の腦中に現出せり。薩長の二藩は他まで棄て之を倒し、更らに自ら幕府を爲る能はざるも、各藩聯合の共和政治を行ひ、自らその盟主たらしむと欲せり。幕府の中にも最早やその實權を失したるに氣付きたる者は、共和政治を起して、幕府その盟主たらしむ望むものあり。また一方には横井小楠の流を汲みて、君主獨裁制の下に、米國風の制度を建て之を以て天下に號令せんとするものあり。慶應二年家茂將軍尙ほ世にあるの時、幕府稍々悔悟の色あるや、小楠越前侯に上書して曰く

幕延御悔悟、其心被爲發誠に感悅の至也、四藩の御方一日も早く御登京、御誠心一致の御申談朝廷輔佐に相成候へば、皇國の治平根本此に相立申候……新政之初、別而御大切に於て四藩之内御登京之上は御大赦大號令被仰出度、但し朝廷も御自反、御自責、被遊天下一統、人心洗濯所希也……大改革の御時節なれば議事院被建候筋尤至當なり上院は公武御一府、下院は廣く天下の人材御擧用……總而用度は先づ勘定局より出し外國交易盛行の時は諸藩の運上交易商役を以て之に當つべし此費用莫大なれば議院中の人物必ず能く之を辨するものあらん
外國公使奉行並びに諸藩領事等の御役人關東御辭職と雖も諸侯之長にて候へば其職一人は旗下の士より擧ひ用に定めて其餘は下院中より擧舉記録等は下院にて爲すべし

時に幕府狼狽の折柄なりければ、此の建言を採つて斷行する能はざりしと雖も、當時速に國民を一統して外國に對立せんとする識者は、皆な此の流を汲みたり。彼等は内に於てはなほ

京都の流言

浪士の波江戸に入る

皇武合牀の陳腐論に區々として、幕府を棄つて之を倒す破天荒の術を試みるの心なく、舊制度を保存するに汲々たるも、一方には最も急進なる意見を有して、米國風の制度を入れ、舊制度を遺るに新制度の活氣を以てし、一兵を殺さず、一矢を折らず、陰々密々の内に舊日本をして新日本に移らしめんと欲せり。然れども天下は大物なり、人心は我儘なり、此の如き注文には應ぜざるなり、薩長は最早や密かに藝州を誘ふて、公然討幕の兵を擧げんとして寄りく公卿を誘へり。此に於てか京都頻りに流言あり、曰く某の夜、薩軍將さに會津侯を襲はんとす、曰く昨夜、戎装の兵二三千人、劔を抜きて夜走るを見たりと、而して此の風説は今や江戸に入りて、ますます誇張せられたり、曰く朝廷は幕府を廢するの意あり、曰く徳川氏に代つて幕府たらんものは薩州なりと。而して天下の革命黨は幕府の衰殘せる有様は、彼等自らも豫想せざりしほどに大且つ速なるを見て、今も京都より進んで、幕府の根據たる江戸に侵入し、八百八町、浪士を見ざるの地なく、暗殺強盜を事とし、その最も兇暴なるは小隊を組み馬を引きて幕府の金庫に入りしものあり、而して薩人その巨魁たり。されば多血性急の江戸將士は切齒して之を怒りしかば、薩長自ら兵を擧げて討たずんば、幕府の將士よりその端を開かんず有様にして、天下大亂の兆歴々として見るべかりき。

一日西郷、後藤、辻將曹(辻維嶽)等大坂に落ち合ふ、西郷曰く幕府已に實權を失して空名を存す、是れ第二の朝廷なり、此の如くして久しきに至らば天下歸着する所を知らざるに至らん、宜しく幕府をして政權を奉還せしむるの建言を爲すべしと、衆皆善しと稱す、西郷次で曰く然れども空言事に益なからん、若し愈よ建言を爲さんと欲せば其最後は之を刀劍に訴ふるの覺悟なかるべからず、幕府建言を聽かば即ち可也、若し聽かずんば兵力を以て撃つて之を朝廷に歸さざるべからず、諸君果して此の覺悟をりやと、後藤等をして言を左右に托す、蓋し此時に方り土州の革命黨は、薩長を聯合して幕府に當らんと力を盡せしが、その藩主山内容堂及びその一派は、公然幕府を討するを以て爲すべからざる事となせり、然れども此儘にして放任せば、天下の大亂たらんこと歴々として見るべければ、後藤が西郷と分れて歸るや遂に所謂の大政返上の建言を爲せり。

土州侯大政返上の議を上る

誠惶誠恐謹言、天下運世の士口を噤して云はざるに至り候は、誠に懼るべきの時に候朝廷幕府公卿諸侯皆越相違ふの狀あるに似たり誠に可憫の至に候此二個は我の大患にして彼の彼於是乎成矣と可謂候如此事懸に陥り候は其貴果して誰に歸すへきや併し既往の是非曲直を喋々難難するも何の益かあらん唯願はくは大活眼大英斷を以て天下萬民と共に同心協力公明正大の道理に歸し萬世に在て耻ざるの大根柢を建てざる可らず此旨趣前日上京の初にも追々建言仕り候心得には候得共何分阻隔の筋のみ有之其内圖らずも、舊疾再發仕り不得已歸國仕り候以來起居動作と雖不離

意の亦に成り至り再上の領暫時相聞不申候は誠に遺憾の次第にて只管此事のみ日夜焦心苦慮仕り罷在候因て愚存の趣一二家來共を以て言上仕り候唯幾重にも公明正大の道理に歸し天下萬民と共に皇國數百年の國體を一變し至誠を以て萬民に接し王政復古の業を建てざるべからざるの一大機會と奉存候猶又別紙得度御細覽被仰付度懸々の至情默止し難く泣血流涕の至に不堪候

慶應三年丁卯九月

松平容堂

別紙

宇内の形勢古今の得失を鑑み誠惶誠恐頓首再拜伏て惟るに皇國興復の基業を建てんと欲せば國體を一定し制度を一新し王政復古萬國萬世に不耻者を以て本旨とすべし奸を除き良を擧げ實行の政を施行し朝幕諸侯齊しく此大基本に注目するを以て方今の急務と奉存候前月四藩上京仕り一二獻言の次第も有之容堂儀は病症に因て歸國仕候以來猶又篤々熱慮仕候に實に不容易時應にて安危の決今日に有之やに愚孝仕候、因て……微賤の私共を以て愚存の趣々恐言上爲仕候一天下の大政を議定する全權は朝廷にあり乃我皇國の制度法則一切萬機必ず京師の議定所より出づべし

- 一 議政所上下を分ち議事官は上公卿より下陪臣庶民に至るまで正明純良の士を撰ぶべし
- 一 庠序學校を都會の地に設け長幼の序を分ち學術技藝を教導せざるべからず
- 一 一切外藩との規約は兵庫港に於て新に朝廷の大臣と諸藩と相議し道理明確の新條約を結び誠實の商法を行ひ信義を外藩に失せざるを以て主とすべし
- 一 海陸軍備は一大主要とす軍局を京師の間に築造し朝廷守護の兵として世界に比類なき兵隊と爲さんことを要す
- 一 中古以來政刑武門に出づ洋艦來港以後、天下紛々、國家多難、於是政權轉動く是れ當然の勢なり今日に至り古來の舊習を改新し技藝に精せ小條理に止まらず大根柢を建つるを以て主とす

一朝廷の制度法則往昔の律例ありと雖も方今の時勢に適合し固々或は當然ならざるものあらん宜しくその弊風を一新し改革して地球上に獨立するの國本を建つべし
一議事の士大夫は私心と去り公平に基き術策を設けず正直を旨とし既往の是非曲直を問はず一新更始今後の事を見るを要す言論多く實効少き通弊を踏むべからず

右の條目恐らくは當今急務内外各般の至要是を捨て他に求むべき者は有まじく情……或は從來の事を執り辨難抗論朝奉諸侯互に相角の意あるは尤も然るべからず……乍恐是等の次第空しく御聽すてに相成候ては天下の爲め遺憾不勝候此上寛仁の御趣意を以て後賤の私と雖も御親問被仰付度奉願候

慶應三年十月九月

松平土佐守内

寺村左膳 後藤象二郎
福岡藩次 神山左多衛

後藤象二郎將軍に親近す後藤の人物

此の一書によりて後藤象二郎は將軍に親近し、頻りに政權を朝廷に返さしめんと計れり。彼れ曾て坂本龍馬の門にありてその感化を受け、莊言大語、他を壓し、他を嚇し、他を教唆し他を鼓舞するの一事に於て著しき能力を有せり。彼は過ぎ去らんとする制度を惜しむ者にもあらず、成らんとする制度を望むものにもあらず、彼は己の外凡べての事に無頓着なり。然れども利害一旦己が身上に落ち來るの時は、猛然たる獸力を以て進み、彼は暗夜私かに約して白晝之を破るを恥ざるの人なり。大凡陰謀家は煽動家にあらず、陰謀家は煽動家にあらず、然

將軍政權奉還の策に同意す

將軍慶喜幕府に嫌はる

慶喜政權を返上するも盟主たらんことを望む

れども彼れは一身にして兩技を具へたり。此の如き人物こそ群疑滿腹、人心動搖の間に周旋して成功すべきの機者なり。彼は一方の革命黨に對しては激論放言、幕府の討せざるべからざるを唱へたり、而して一方の幕府に對しては速に政權を朝廷に返すの得策なるを説けり。將軍も固より實力の上に於ては、最早や幕府の維持すべからざるを知れり、且つその出身の初めは水戸老侯の姻戚たるの故を以て、一派に嫌惡せられ、朝廷の力を以て職につきし由來を以て一派に憎惡せられ、幕府常は二分して事意の如くならざれば、早晚政を朝廷に歸さんとの思想時として起らざりしにもあらず、されば後藤象二郎が融通變化の才に富むる薩藩の小松帶刀等と共に、頻りに政權奉還を説くや、心私かに動けりと雖も、二百五十年來の大權を取つて一朝他に渡すことなれば、憤惋の情に堪へず、晝夜煩悶苦惱して自ら決せざりき。後藤は將軍猶ほ憤惋の情あるを見るや、隙さす之に乗じ、一夜、將軍に説きて曰く、政權奉還は天下の一大美事なり、將軍斷じて此に出れば必ず天下の耳目を一新せん、幕府衰たりと雖も尙ほ天下諸侯の宗なり、朝廷威を振ふと雖も、尙ほ幕府を恐る、將軍假令政權を奉還するも、諸侯が推して以て新政府の首坐となすものは必ず將軍ならん、是れ名を捨て、實を取るもの也。此言若し薩長討幕黨の口より出しならば、容易く將軍の聽を動かす能はざりしと

唯も當時中立せる土佐より出でられ、將軍の意遂に決し、慶應三年正月十三日太に列藩
將士を京都三條の場會して、政權奉還の奏案を示し、廣く意見を諮詢せしむ。諸藩惣故の
將士、或は憤怒し、或は落膽し、或は驚嘆し、群議紛々として決せざりしが、小松帶刀、
後藤象二郎等、備前の牧野樺六郎、宇和島の都筑莊藏等と傍より類好は之れを德恩もて事遂
に決す。斯くて後藤等は將軍を説き伏するや、直ちに走つて宮廷に入り、徳川氏明日その二
百五十年來の政權を奉還すべし、疑い無き事にして是れを辱ぐるは、朝廷の利なるを説
きしめ、公卿等もその異圖あらざるを恐れて之を肯んざりき。蓋し此時の有様たる始かも
貧民が富家の門を開かれざるを見て、大聲疾呼、折衷重なりて之を開かれんとあせるに方り、
急に之を開け、彼等は却て驚走するが如し。公卿は政權を望むも斯くて是れを恐るるは、
思はざりし也。然れども後藤等が百方遊説して之を取らずれば、天下の大亂驟然として來ら
んと述るや、公卿は幸と之を肯んじて、明日日將軍の土奏に接すれば直ちに之を受けん決
した。去れば朝廷が政權を收めて新政を布かん時、幕府はその主座たあふと明白にし
て、後藤が手に提すは、事成らば五萬石の大名とすべし。是の誓約後藤等が活の効あるべし
と思はれた。一方には、この如き平和手段の試みるべしと共、其の無期には、其の効あるべし

謀行はれた。是より先き幕府の公卿は、其の幕府の結託せる調和黨
也。其の一方は長州に結託せる革命黨なり。岩倉具視は實に調和黨の首領にして、百方幕
府と幕府と革命黨の計畫を妨げしがため、長州の権力者の頂上に達し、革命黨の公卿が飛
揚跋扈するの時、幕府は諸公卿の強効を受け、削髮して嵯峨野の庵室に籠りしが、革命
黨はその首領三條實美以下、長州に奔馳して人なきに苦じし。其に、大塚一博、幕府の權漸
く衰へ、幕府の衰へるを見ざるや、彼れ薩長に結びて、翩然として革命黨となり、
之かためは、許されて宮廷に歸れり。彼は公卿中の公卿なり、爾ち陰謀家中の陰謀なり。幕府
府なるや彼等之を結託せし、幕府衰へるや忽にして革命黨に入れり、而して今や幕府の權勢地
に落つるの勢あるや、之を謀み、暗りてその血を絞らんとするの陰謀を企てたり。彼れ私に
小松帶刀、西郷吉之助、大久保市藏等を召して、共に幕府を討するの策を謀じ、此三人をして
其藩主島津三郎に説かじ、其同意を得たり。此に於て、幕府は長州の山縣狂介、品川彌
二郎等を説きて、西郷大久保等と共に、長州に歸り、木戸準一郎、廣澤兵助等に命じて、議を決
せしめ、直ちに、幕府を討らし、長州に天子を奉じて、此の身、幕府に討たせしめ、遂に進んで、討幕の密勅
を請はしむるに至れり。而して三藩が徳川幕府を征伐し、併せて會津侯、桑名侯等を誅戮す

密勅と大政運上は同時に爲る

(76) へしとの密勅を得たるの日は、正に是れ、一方には徳川慶喜が左の奏文により、断じて政權を返上したるの日にして、機一發、髮を容れざるの間にてありき。

臨んで皇國時運の沿革を考へ候に、昔し王綱紐を解き、相家權を執り、保平の亂、政權武門に移り、我が皇宗宗廟に至り、更に龍寶を離り二百有餘年于孫相受け、臣等の職を奉ずる雖も、政刑を失ふこと不中、今日の時勢に至り候も、畢竟龍寶の數十所、不堪想像候、況や當今、外國の交際日に盛なるにより、愈々朝權一途に出で不申候ては、國權離立候間、從來の習習を改め政權を朝廷に歸し奉り、廣く天下の公議を盡くし、聖斷を仰ぎ同心協力、共に皇國を保衛在り候へば必ず海外萬國と可立立候、度皇國家に盡くす所是に不遜と奉存候、臣等皇國の國體を以て可申聞旨、密勅へ相違上置候、依之此處離れて皇國を奉以上

十月十四日

朝廷は速に此奏聞を賜きて十五日左の令旨を下したり、
祖宗以來御委任厚儀候御爲在候共、方々内の時勢を察し、近日の旨趣尤に、皇國召候間、御國體を奉ず、同心協力、皇國を維持せ、御事成候御爲候、此の旨趣、臣等皇國の國體を以て可申聞旨、密勅へ相違上置候、依之此處離れて皇國を奉以上
徳川慶喜慶喜長八年を以て征夷大將軍に上りしより、以來二百有餘年の幕府此に在りて、
事實に於ては幕府國は、
其首長たることを期し、
是れ、
幕府兵を
京師に上

幕府の意

兩帝が、
心として、
此の報の江戸に達するや、
閣老等遂に江戸市中の十組問屋、及び上野芝の兩寺に命じて御用金を獻せしめ、
りに上國に向つて兵士を送れり。永く和蘭にありて兵學を修め、
て歸國せる榎本謙次郎(榎本武揚)等の徒は、頻りに開戦を主張し、
軍艦を以て戦は、
れば、
は、親しく京坂の間に入りて公卿、
會津、桑名の將士は、
斯くて朝廷は徳川氏の政權を收め、
くもて定むべく、
の會同を待つて議決すべしと爲せり。然れども國家の大事も必しも衆議を盡されず、
士は先きに討幕の密勅を得るや、
長人は精兵を撰びて已に兵庫に上陸せるを見て、
朝廷は十

朝敵長人兵庫に上陸し官爵を復せしむる

(77)

二月九日先皇崩御の官符を授け、その天皇を許し、三條實美以下七卿の位を復して、薩土、越前、尾越の五藩の兵を以て禁門の外を守衛せしめ、所謂王政復古の大勳なるものを發せり。

徳川内府は前記の如く、大政返上將軍職辭退之兩條今般斷絶後、開府後、即癸丑以來、未嘗有の國體、而常服年數、而後、薩侯、伊次、等、第、庶、衆、の、所、知、に、候、儀、之、被、改、服、薩、土、王、政、復、古、國、體、挽、回、の、御、奉、本、被、爲、立、度、後、同、自、今、垂、開、幕、府、事、體、地、加、今、垂、開、幕、定、後、與、の、三、卿、之、位、に、被、任、可、被、行、而、神、武、創、業、の、始、に、原、を、神、武、舞、臺、上、地、下、の、別、に、五、藩、の、兵、を、以、て、天、下、を、保、衛、を、圖、可、被、經、行、也、
故、處、に、付、各、藩、國、を、來、朝、の、清、習、を、以、て、可、奉、行、儀、事、也、
斯、如、く、存、在、の、御、奉、本、被、爲、立、度、後、同、自、今、垂、開、幕、府、事、體、地、加、今、垂、開、幕、定、後、與、の、三、卿、之、位、に、被、任、可、被、行、而、神、武、創、業、の、始、に、原、を、神、武、舞、臺、上、地、下、の、別、に、五、藩、の、兵、を、以、て、天、下、を、保、衛、を、圖、可、被、經、行、也、
右、大、將、國、長、谷、三、位、岩、倉、具、親、橋、本、少、將、を、以、て、參、典、を、し、勃、比、尾、越、薩、土、越、前、の、五、藩、を、別、各、藩、三、大、將、の、參、典、を、推、薦、せ、し、め、た、り、又、た、他、處、に、諭、告、を、て、假、使、も、大、政、の、上、を、許、り、奉、り、一、職、は、假、使、の、職、を、入、任、せ、し、め、事、を、曲、げ、て、功、に、奉、り、奉、つ、る、と、進、の、如、き、業、も、あ、ら、ま、ず、と、令、し、て、宮、女、の、陰、謀、を、以、て、幕、府、を、新、政、を、敷、く、の、道、を、進、む、一、方、に、は、幕、府、に、親、近、せ、る、公、卿、大、臣、親、王、皇、子、七、人、の、參、朝、を、傳、へ、之、體、置、せ、し、め、亦、の、夜、越、幕、府、義、兵、隊、を、薩、土、越、前、の、田、宮、如、雲、丹、羽、休、木

郎、田中邦之輔、越前の中根雪江、酒井十之丞、薩州の大久保市藏、岩下佐治右衛門、土州の後藤象二郎、神由左多衛、越州の辻將曹、伊豫田平朝の徒、刻を正位、下小御所に集り、陛下の御前に大會議を開きたり。
此の會議は、實に薩、長、越、の三兵を以て、時勢の大運動を初めんとせしむる岩倉具親の陰謀が、俄かに慶喜の大政奉還に遇ふて形を變じて、國是會議となりしものかれば、時勢の精神は他處でも充滿し、兵力を以て徳川氏を滅する能はざるも、せめては會議の多數を以て之を打ち滅せんとするの計ありければ、革命黨は互に謀じ合する所ありたりき。然るがて大納言中山忠能立つて此會議によりて萬古不拔の國是を定めんとするの意をなれば、宜しと聖意を奉獻して公論正議を盡すべしと述ぶるや、調和黨の首領土州侯、山内豊信は席を進め昂然として岩倉具親等を望見して曰く、大政維新の初に方つては、公平無私、天下を興に休戚を共にするの意を以て、萬機を決するにあらずんば、天下の民心を服する能はざるなり。然るに昨今朝廷の舉動を見るに、事往々陰險にして正大ならず、天下と共に事を爲すと稱じて、五藩の兵を以て兇器を以て禁門を守らしむるは何事ぞ。徳川氏の過失大をりとするも、其の祖宗以來二百年間泰平の治を爲せし功は没すべからざるなり。慶喜に至つて靜平に二百餘年の伏權を朝

岩倉以下の決心
會館の決

廷に歸して惜じず、その純忠没すべからざるなり。然るに今日の會議も二三公卿と五藩の士とに限りて、慶喜等を參せしめざるは何事なる。昨今の事、天下と事を共にするにあらずして、討幕の精神を以て萬事を爲すもの、此は是れ内訌で公議を重んずるの旨趣にあらず。抑彼の二三公卿は何の見る所ありて此の如き暴舉を爲すかと。大膽疾呼、公卿等を攻撃せしかば、論戰此に初まり、越前侯もまた土州侯の議を賛じ、真正に公議を重んずれば、宜しく慶喜をして此會議に參せしむべしと論ず。岩倉具視は色を厲して之を駁じ、幕府の罪を責めて曰く、慶喜果して自ら其罪を悔るの意あらば、宜しく當に官位を退き、土地人民を返納すべきに、徒らに幕府の虚名を奉還するも、土地人民の實力を専有す、是れ大政奉還は虚名にして、決して實事にあらず、その心術未だ知るべからず、何ぞ俄に之を延きて國是の大議に參せしむべけんや。此に於てか大久保は岩倉を助け、後藤は之を駁じ、議論紛々として決せざりしが、此時岩倉は事若し成らざらんば、衛士に命じて土州侯以下の對反論者を誅殺せしむるの覺悟せりき。去れば早く已に維新の大亂は朝廷國是會議の席上より初まらんとせしが、人あり後藤等を別室に延き、之を諭せしむ、殊に後藤侯を以て徳川將軍を誦して、その言を退き、土地人民を朝廷に歸せしむるに歸着し、彼會したるは世變の月漸く傾く頃なりき。

幕府將士の憤慨

此國是會議の一報は、實に一大刺激を幕府の將士に與たり。慶喜もその新政の初よりして、已に除かるゝを憤り、後藤等の甘言の如くならざるを怨めり。幕府の將士中、政權を還すも朝廷必らず之を受けずして、再び徳川氏に與へんと信じたる者は、朝廷が進んで暴ふが如き形跡を見て驚けり。其他會津桑名の諸將士は、已に初より朝權必らず薩長の縦にする所とならんと論じたれば、此一報に接して、是れ必らず幼帝を騙かして、私利を謀る者の策に出でしならんと信じ、何人の首唱するとなく、幕府遂に上書して、昨今の事公議に従ふの詔勅に違へば、諸侯の會同して公然之を決するまで、舊によつて政治を見んと請しかば、朝廷大に驚きて、守衛を嚴にし、二條城と、禁門と、岐然相對して隙を伺ふもの、如く、都下騒然として、流傳百出せしが、十二日、慶喜、臣下の暴徒を鎮定せんと唱へ、書を止めて大坂に下りしより、京師靜然として大波の去りたるが如くなれば、公卿等初めて愁眉を開きて互ひに事なきを祝ひ、慶應三年も此に暮にけり。

慶喜大坂に下る

維新後記

(一) 明治政府の現出

慶喜また政權を握む○慶喜自家の主權を外國公使に宣布す○新政府また權利を布告せんとす○兩軍の兵數○幕軍大敗す○徳川征伐○明治政府の組織○現行の制度との比較○武士眞士は郡縣制度の前途也○封建的代議政体○議院政治の端○明治政府の由来○尊王は已に成就す攘夷は如何に處せられしか○新政府先づ外國に謝す○宗教一致の由来○神道を國教とするの政界神佛混淆を分つ○大久保利通進部議○五ヶ條の誓文○維新の變革は王制復古に非ず大勇進也○維新前後公卿宮殿の陰謀○三條岩倉一僧一長の由因○天下の大事二三男女の密話に成敗す○公卿輿論の文字は卑賤出身の政治家が藩主長老、公卿宮殿を抑ゆるの具也○兩大黨の聯合○國威宣布の詔○三條の高札○切支丹は邪宗門にあらず○江戸の恐慌○佛人開眼を促がす○勝安房の人物○勝安房の戦界○慶喜寺院に退く○江戸の騒動○浪士の兇惡○江戸の將士散亂す○江戸に於ける主戰和親の兩黨○脱兵征東軍と戦ふ○山岡鐵太郎親しく四郷に會して幕府の事情を陳ぶ○官軍の命令○江戸官軍の手に歸す○關東の戦争○幕府の平和黨失認す○彰義隊○東北の背叛○仙臺後の上書○大山格之助等之を知く○東北初めて背く○上野彰義隊を攻撃す○封土を慶喜に與へて人心を安んず○東北越後の役○板垣退助の軍界○會津落城○武人の手より權力を奪ふ○解兵の請○薩州一步を損す○政体を變革して立法司法行政を分つ○當時の政体は貴族院にして内閣を兼ねるが如し○新政体の不便○帝都を江戸に遷す○地方政治○函館戦争○戦雲慘憺、血の雨もふらんと景色なり○慶應三年も、徳川慶喜の大坂下りと共に無事に暮れしかば、久しく奔竄したる京都、伏見、鳥羽邊りの民も、一年一度の元旦は我が家にて屠蘇

慶喜また政權を握む

慶喜自家の主權を外國公使に宣布す
新政府また權利を布告せんとす

兩軍の兵數

汲まんものとして、皆その家に歸り、頑是なき娘子は追羽子に餘念なく、老さき短かき老翁も耳熱して古を語るに忙しき折柄、驚破すは一發の砲聲天地を震はして、伏見鳥羽の兩街道は黒烟滿ち、彈丸雨注、馬と人と木の葉の飛ぶが如くに倒れ一片修羅の街ちまたと化したりけり。是れ實に明治元年正月三日にして、一旦政權を奉還したる徳川慶喜が、朝廷の處分を憤りて君側の姦を掃はんとして、桑名會津の驍騎を左右の先鋒として京都に向ふの途上、端なくも伏見鳥羽にある薩長の戎兵に要戦せられて、遂に開戦せるにぞありけり。

慶喜の事を上るや、豫じめ各國公使を大坂城に集めて、日本の主權尙は自家の掌中にあるを宣言し、今兵を擧げて京都に向ふも、君側の奸を清むるに過ぎざれば、各國が之に干渉すべからざるを述べて、以て自家の權利を宣布せり。是れより先き京都にても、速に大政維新の事を述べて、新政府の權利を各國公使に宣布せんと計るものあり、佛國公使は謀じてその英人の助言に出るを知り、幕府に勸めて、先づ京都の新政府に先じて、此の宣布を爲さしめたる也。去れば名は君側の姦を清むると稱するも、其實最早新政府の處置に失望して、他までも幕府再興の志なりしを見るべきなり。此時伏見鳥羽の戎兵は六千人と稱するも、其實三千人にして、幕軍は一萬にして三萬と稱せしかば憐れ承久の亂、北條氏の兵、京師を蹂躪したるが

幕府大軍

如き有様とならんと、京都の公卿色を失して、各々奔竄の用意を爲し、幕府已に大坂の要地に據つて關西の咽喉を扼したれば、是より海軍もて糧道を絶ち、陸軍もて江戸より東海道を攻め來らば、京都の軍遺類をからん。且つ土佐の向背未だ知るべからざればとて、西郷等も斷して此に戦端を開くを難たんじ、烽火を見て猶ほ軍議に餘念をきを見るや、井上聞多大聲疾呼して曰く、土佐若し應ぜずんば二十四萬石の敵を増加したりと知れば即ち足れりと、遂に開戦に決す。已にして兵鋒交るや、山田市之丞(山田伯)伊地知正治等死力を盡くして戦ひしかば、幕軍一戦して敗れ、再戦して敗れ、淀を守り橋本に通れ、遂に退ひて大坂に下れり。此に於てか慶喜事の爲すべからざるを見て、東歸の表を奉り、前軍過つて禁關を懸かせ上は、徐かに東に還る旨を述べ、將士と共に回陽艦に乗じて江戸に走れり。此に於てか官軍進んで先づ近畿、四國、中國を徇へて立脚の地を作り、七日に至り、詔して慶喜以下の官儀を削りて、朝敵の名を附し、有栖川宮を征討總督とし、西郷隆盛を督府參謀とし、海軍道を分ち、錦旗を掲げて江戸を征せしむ、橋本少將、東海道の先鋒兼鎮撫使たり、木梨精一郎之に參謀たり、岩倉具定東山道の先鋒兼鎮撫使たり、乾退助(板垣)之が參謀たり、高倉永佑北陸道の先鋒兼鎮撫使たり、小林兼吉、津田山三郎之が參謀たり、澤宣嘉、奥羽先鋒兼鎮撫使たり

徳川征伐

明治政府の組織

現今の制度との比較

武士貴族の階級制

り、黒田丁介(伯)品川彌二郎之が參謀たり、聖議院海軍總督たり、島田左馬吉(後ち會我祐準を加ふ)之が參謀たり、各級を沿道に傳へて兵を進む。斯くてまた一方には大に新政府の組織を正し、中央政府を太政官と稱し、太政官中に神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七科を置き、總裁之を總理し、議定、各科を分督し、參與之を分掌するの制を定め、議定は内國事務都督を兼ね、參與は之に屬して内國事務掛を兼ね、議定は恰かも今の内閣と樞密會議の如く、議定にして事務都督を兼ねるは、恰も内閣參議にして各省の卿を兼ねたるが如し。之より類推せば參與にして事務掛たるものは、恰かも各省の次官の如くなるものあり、然れども新政府の實権は專る此の事務掛に存したるが如し。而して此事務掛の下に、下院と云ふべき武士貴族の一階級を付せり。武士たるものは實に都府有才の者を撰擧拔擢せるものにして、武士は左の方法によりて撰出せられたるものなり。

一大藩三員

一中藩二員

一小藩一員

右は今般王政御一新仰出され輿論公議を執り候御趣意と以て各藩より武士として太政官へ差出し候様仰出され候條其御趣意に相基き國々の國論にも相代るべき者人撰有之差出し候様御沙汰候事

但右御奉當日より五十日を限り差出し可申尤其者參着次第辦事役所へ可届出事

一大藩

但四十萬石以上を唱

封建的代議政体

一中藩 但十萬石以上三十萬石に至るを唱
一小藩 但一萬石以上九萬石に至るを唱
右之通諸侯石高を以三等に區別相立候様仰出され候事

之によりて之を見れば、此の貢士なるものは國々の國論を代表すべきものにして、新政府は封建的代議政体を實行せるものなりと云ふべし。然して之と同時に徴士は奉命の即日より、朝臣と心得、舊藩に關係なきものと知るべしと云ふは、是れ明かに新政府の組織上に封建大名の分子なきを證明するものにして、その徴士なるものは即ち一藩の雄才にして、其雄才一藩に推されて出るや、直ちに朝廷に直隸すべしと定めたるものは、その表面より考ふれば、今日の代議政体に於て、議員は選舉までは府縣に屬し、己に選舉せられて議場に入るや、直ちに國民的代議士の資格を以て立つと同一の仕組なるが如しと雖も、その實、一藩に推されたる雄才を以て、新政府の勢力を作り、之を以て各藩を鎮壓し、他の室に入りその戈を取つて其口を統するの策にてありき。而して徴士の在職は四年にして改選し、その人當器、退くべからざるものは、在職八年とす、貢士はその各藩主の意志によりて進退せしむと定まれり。新政府は徴士貢士を名けて下議事所と爲せり。然らば即ち參與議定は上議事所にして、貴族

議院政治の端

明治政府の由來
尊王は已に成就す
攘夷は如何に處せられしか
新政府先づ外國に謝す

院と衆議院の分子已に此時に芽^そせり、かくて參與議定は議事官を以て行政に參すれば、是れ議院行政の端已に此に開きたるものと云ふべき也。
徳川幕府は已に名目上に於て滅亡し、王政復古なる名の下に新政府現出せり。然るに此新政府の由來を考ふるに、その真相は兎も角も、此の新政府の發起人が、公然天下に示してその大運動の譜牒となせしは、實に尊王攘夷の二語にてありき。斯くて天皇は已に尊とばれたり、勤王の士は幕府を背きて、否を幕府すらも已に政權を奉還して、尊王の一事は已に成就せられたり。然らば即ち他の攘夷の一事は如何に處せられしか。二月備前の兵卒神戸に佛人を殺し、土佐の兵卒、界浦に碇泊せる佛艦の兵卒十六名を銃殺し、或は殺し、或は傷くるや、佛公使は大に怒り、四ヶ條の要求を政府に向つて爲せり。曰く政府の貴官、佛艦に入りて罪を謝すべし、曰く日本人の刀を帯びて居留地に入るを禁すべし、曰く十五萬元の償金を出すべし、曰く佛人を殺害せし兵卒を刑せよ、凡そ此四事三日の内に確定すべしと。此の如きの談判が若し幕府に向つて爲されしならば、天下の諸侯は眦を裂きて群起すべかりしなり、而して中江弘其局に當り異議なく之を諾せり。三月英公使パークスが宮闕に入らんとして浮浪の徒に襲撃せらるゝや、横濱に在る英字新聞は、左の如き論説を公にし、而して日本政府は一

に英政府の要求に應じて、浮浪を處刑せり

此度は公使等實に彼兇徒等の信すべからざるを知り自今以後決して右様の異變無かるべき處置を行はん事是れ我輩の欲する所なり

最早寛大の處置を行ふべき時にあらず歐羅巴人米利堅人身に一毫の罪無くして命を失へる者既に三十人に及べり此後かくの如き狂死の數増加せん事疑ひ無し然れば手荒き處置を行ひて日本人の暴悪を止むべき事當然なり

先日佛蘭西ミニストルの請せし處置は甚手早くして且其目的を得るの真策にて此地に在る外國人等極めて敬服せり此度英吉利ミニストルも亦宜く是にならふべし

ゴルシカ人の語に一人殺さるれば一人を殺すといへる事あれども吾等は是に倣ふ事無く宜く一人殺さるれば千人を殺すの心を以て復讐を行ふべし吾等一度命令を下せば日本は外國の才智兵力に屈服せざる事を得ず日本人若し頑固なるときは遂に印度人の轡を服むに至るべし

日本人は歐羅巴米利堅等に往きて其國人の如く自在に歩行するも妨無し何故日本にては外國人にこれを許さざるや畢竟日本人をして其國習を改め公平の法を守らしめんか爲には大軍を上陸せしめて國內に攻入り軍艦を以て海岸を圍まざるを得ず

同三月外國掛、伊藤俊助(伊藤伯)は兵庫在留の外人に對して、永久地面家屋を貸すの約束を爲せり。その文中には「地所雜賣」と云ふ土地賣買の如き文字ありて、明治廿二年に至りて外人との間に葛藤を引起したる文字あり。此の如きの談判若し幕府によりて承諾せられしならば、天下の浪士は賣國の奸人を罵るべかりしなり。而して天下の浪士によりて組織せられたる

る新政府は、安然として此の間に處し、彼の攘夷黨は若々として開國主義の政策を行ふて進めり。是れ實に鎖國攘夷の二黨が尊王の一事によつて手を取つて相合し、他の幕府黨に對したるを見るべき也。

革命黨は已に幕府の政權を乗つ取れり。彼等は今迄は破壞家たり。善惡邪正は之を問はず、觸る、所悉く破壊して來れり。その破壊の事業中には責任をかりし也。彼等が外國船を砲撃するや、その責は幕府之を受けたり。彼等か外人を殺すや、その責は幕府之を受けたり。彼等が宮廷の陰謀家を煽動するや、その責は幕府之を受けたり。然れども今や一躍して政權を取らば、凡べての責任は彼等の上に懸れり。彼等は如何にしてその責を全せんか。徳川氏二百五十年の威信を以て、徳川慶喜名家の自を以て、諸侯に君臨して、尙ほ且つ諸侯其命を奉せざるものあり。今や革命黨なるものは實に諸藩士中の最も微賤にして名なきの徒なり、その議論は諸藩中の小政黨なりしなり、唯その技量を以て、多數を壓し、遂に藩主をすら擁して此の革命の大旋渦中に投せしめたる也。その本源此の如きを知らば、必らずや新政府の命令に服せざるもの出て來らんとす。新政府は已に築き成されたり。然れどもその土臺は已に搖き初めんとす。此に於てか革命黨は此の「卑賤なる少數黨の技量」を飾るに、政教一致の政

神道を國
教とする
の政界

署を以てし、その政府の政治を神聖ならしめ、木石を祭つて神となせり。同元年三月十三日の布告は實に、祭政一致の端を開き大實の昔に立ち歸りたるものなり。曰く、

此度王政復古神武創業の始めに爲し基諸事御一新、祭政一致の御制政に御同復被遊候に付ては、先づ第一神祇官は再興、御遊立の上、追々諸祭典も被仰出候……天下の諸神社神主廟堂、祝部に至迄、向後右神祇官に附屬すべし

見るべし明治維新の當時にありては、政府は實にその政府の神聖を保ち、その勢力を維持せんかために、神道を以て國教とするの政界をりしを。此に於てか神佛の混合を淘汰して、純粹の神道たらしむるの必要を感じ、また天下に布告して曰く

中古以來某權現、或は午頭天王之類其外佛佛を以て神號と相稱候神社不少候、何れもその神社の由來仔細の書きつけ果々に可申出奉

佛像を以て神號と致候神社は、以來相改可申候事に付、本地と唱へ佛像を社前に掛、又は髑口梵鐘佛具の類早々取除可申候事

神佛混合
を分つ

神佛混合は實に神道國に於て、佛教かその勢力を保つ大手段にして、佛教は外教なりと攻撃せらるゝや、某將軍、某尊は佛菩薩の假りに日本に形跡を垂れたるものなりとなし、本地垂迹の説を以て、神道國を横行し、宮廷に入り、幕府に入り來れり。然るに今や此一令に遇ふて、佛教は全く政治の外に驅逐せられ、久しく佛教に壓せられし神官等、直垂の袖を奮つて起ち來れり。新政府は已に國教を設けたり、然れども尙ほ民心を一致して、新政府の過去を

大久保利
通運部の
議

忘れしむるに足らざるや、大久保利通は上書して、都を大坂に移し、天下の耳目を一洗せんことを建議せり。曰く

今日の如き大變態は開國以來いまだ曾て有らざる所なり然るに尋常定格を以て世これに應ずべけんや今一職官軍機利となり巨賊東走すも雖も其穴鎮定に至らず各國交際永続の法未だ立たず列藩離叛し方向定まらず人心洶々百事紛紜として復古の鴻業いまだ其半に至らず權に其端を開きたる者と謂ふべし然れば朝廷に於て一時の利權を計り永久治安の策をなさざる時は則北條の後に足利を生じ前敵去りて後好來るの覆轍を踏せられ候も必然なるべし依之深く皇國を迷目し國視する所の形跡に拘らず或く宇内の大勢を洞察し玉ひ數百年來一塊したる因循の弊を一新し國內同心合體一天の主と申ものは斯まで頼母しき者と上下一貫天下萬民感動泣涕いたし候程の御實行を舉行はれん事今日の急務の最急なるべし是までの通り主上と申奉るものは玉座の内在し人間に替らせ玉ふ儘に僅に限りある公卿方の外拜し奉る事も出來ざる候なる御有據にては民の父母たる天職の御職業には乖戻したる際なれば此御根本道運適當し御職掌定りて初めて内閣事務の一法起るべし右の根本を推究して大變革せらるべきは運部の典を舉げらるゝに在るべし何と云へば弊習と云へるは理に非ずして勢に在り勢は觸視する所の形跡に歸すべし今其形跡上の一二を論せんに主上の在る所を雲上と云ひ公卿方を雲上人と稱へ龍顏は押し難き物に譬へ玉體は寸地も踏玉はさるものと餘りに推尊し奉りて自ら分外に尊大高貴なる物の據に思召され終に上下隔絶して其形今日の弊習となりし物なり教上愛下は人倫の大綱にして論無き事なから過れば君道な失はしめ臣道を失はしむるの害あるべし仁徳帝の時を天下萬世稱讃し奉るは外ならず即今國々に於ても帝王從者一二を率して國中を歩行き萬民を撫育するは實に君道を行ふ者之首ふ可し然れば更始一新王政復古の今日に當り本朝の聖時に則ちせ外國美政を歴するの大英斷を以て舉行はせ玉ふべきは運部に在るべし是を一新の機會として簡易輕便を本として數種の大弊を抜き民の父母たる天職の君道を履行せられ命令一たび下りて天下慄動する所の大基礎を立推及し玉ふに非

れば皇威を海外に輝し萬國に御對立あらざれ候事不可叶
 一 遷都の地は浪華に如く可らず暫く行在を定められ治安の體を一途に居る大に成す事あるべし外國交際之道富國強兵の術攻守の大權を取る事海陸軍を起す事に於て地形適當なるべし尙其局々の論あるへければ賢せず
 右國內事務の大根本にして今日寸刻も怠るべからざるの急務と奉存候此義行はれて内政の軸立ち基本始て舉行ふべし若し眼前些少の故障を懸念し他處に移り候はば行はるべき機を失し皇國の大基盤に去るべし仰き願はくは天照御祖を以て一新して急卒御旅行あらん事を祈萬禱し奉り候
 此して後ち是江戸の形勝なるに如かずと爲せしかば遂に江戸に遷都するに決す。此の如く新政府の政治家は、勉めて天下の視聽を一新せんことを勉めしが、遂に三月十四日天皇三條城にあり諸侯を會して天神地祇を祭り、五條の誓約を爲せり。

誓文

- 一 廣く會議を興し萬機公論に決すべし
 - 一 上下心を一にして盛に經綸を行ふべし
 - 一 官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめん事を要す
 - 一 舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし
 - 一 知識を世界に求め大に皇基を振起すべし
- 我國未曾有の變革を爲んとし朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ大に斯國是な定め萬民保全の道を立んとす亦此誓約に基き協心努力せよ

是れ實に越前出身の參與、三岡公正（由利子）が自ら筆を執つて起草せしものなり。此の

誓文に至つては、維新の改革は王制復古よりも、更らに一步を進みたるものと云ふべき也。何となれば我國未曾有の變革を爲さんと欲すと云ふはなり。それ未曾有とは未だ會て例なきの事を云ふなり、見るべし維新の改革は、王制の古に復るよりも、此に至つては更らに勇進せるものなるを。

而して此の勅誓につきて當時の政弊のある所を索ぬるに、實に禍は隱微の間に伏したり。幕府が尙ほ朝廷と對立せるの時、朝廷の大權、公卿にありしのみ、高權、公卿の陰謀によりて或は成り、或は敗る、のみならず、その公卿なるものは、また實に三四宮嬪のために左右せられたるの形跡あり。三條實美の長州に竄逐せられしも、宮嬪その原動者たり、岩倉具視の用ひられしも、その原動者宮嬪にありて、當時、岩倉と、岩倉黨の少將、右衛門の兩宮嬪を名けて、一奸兩嬪と呼びたりき。されば天下の浪士、事を爲さんと欲するものは公卿に結托し、公卿にして事を爲さんと欲するものは、亦た有力なる宮嬪、藤の式部、押小路の娘大和局、權典侍の局、山本土佐大輔の娘、及び少將、右衛門等に結托せり。而して此等の宮嬪中、最も卑陋なる一二男兒に左右せらるるものあり、その結果は天下の大事を擧げて、奥まりたる宮中の局に於ける二三男女の密話に成敗せしむるに至れり。當時の政治家は實に身親しく此

天下の大
事二三男
女の密話
に成敗す

公議輿論
の文字は
卑賤なる
政治家が
藩主長老
公卿宮僚
を抑ゆる
の具也

兩大黨の
聯合

境を經歷してその弊を知れり。且つ夫れ太政官の樞機に參して、天下の大權を掌握せるものは皆ち卑賤にして格式なく、唯だ自家の力量を以て成り上りしものなり。之を以て彼等が會て主人公として仕へたる藩主宿老に號令せんとす、尋常一様の常法を以てせば、必らずや服せずして群起し、或は足利尊氏となり、或は赤松則村とやらん、此に於てか當時の政治家は苦心焦慮して、遂に泰西の憲法に摸して、公議輿論の文字を掲げ來り、一は之を以て公卿宮僚の陰謀を抑へて、萬事を公けせしめ、一は之を以て諸侯の野心を抑へて、萬事多數に決せしめんとせるなり。已に之を以て公卿、宮僚、諸侯を抑ゆ。然れども、假令ひ一時之を抑ゆるも、政府以外の國外物にして、悉く舊習を掃ふる以上は、自家の利にあらず。此に於てか智識を世界に求むとの開國説を取つて、保守齷齪の風を打破し去りたるものにして、尊王論はその附屬たる鎖國論を捨て、開國論はその隨伴物たる佐幕説を捨て、會て敵味方なりしもの、今や此の誓文の上に於て相和合したる也。

而して此の誓約は、唯り天皇が天神地祇に向つて誓ひしものに止まらずして、英國にある忠義の誓の如く、諸侯をして、天皇に對し此の誓約に加名せしむるを必要とし加名せざる諸侯は、京師を辭して國に歸るを得ざらむ。

國威宣布
の勅

斯の如く天皇自ら誓文を爲じて、諸侯の誓約を求め、以て新政府の方針を示して、その基礎を定めしが、また同日を以て、所謂る億兆安撫、國威宣布の勅文なるものを發布せり。その文辭正々堂々として、雄大の氣満ち、新政府の活力焔々として燃ゆるが如きものありしを見るべき也。

朕幼病を以て猝に大統を紹き爾來何を以て萬國に對立し列祖に辱へ奉らんや朝夕恐懼に堪へざるなり切に考ふるに中葉朝政衰へてより武家權を專らにし其は朝廷を推尊して賢臣を敬じてこれと違ひて億兆の父母として絶はて赤子の情を知る事能はざる様計りなし遂に億兆の君たるも唯名のみになり果るが爲に今日朝廷の尊嚴は古に倍せしが如くにて朝威は倍衰へ上下相離る、事皆境の如しか、る形勢にて何を以て天下に君臨せんや今般朝政一新の時にあたり天下億兆一人も其處を得ざるべきは皆朕が罪なれば今日の事朕自身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先に立ち古の列祖の盡させ給ひし權を朕が治績を勤めてごり始めて天職を奉して億兆の君たる所に背かざるべし往昔列祖萬機を親らし不臣のもの有れば自ら將としてこれを征したまひ朝廷の政すべし簡易にして如此尊重ならざる故君臣相親みて上下相愛し德澤天下に洽く國威海外に輝きしなり然るに近來内大に開け各國四方に相雄飛するの時にあたり獨我邦のみ世界の形勢にうとく舊習を固守し一新の効をばからず朕徒らに九重中に安居し一日の安を偷み百年の憂を忘る、時は遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱しめ奉り下は億兆を苦しめん事恐る故に朕は、百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼述し一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置かん事を欲す汝億兆將來の陋習に慣れ尊重のみを朝廷の事となし神州の危急を知らず朕一たび足を蹙れば非常に驚き種々の疑惑を生じ萬口紛紜として朕が志を成さざらむる時は是朕をして君たる道を失はしむるのみならず從て列祖の天下を

失はしむる也。汝能也。朕が志を體認し相率ひて私見を去り公議を採り朕が業を助て神州を保全し列聖の神靈を慰し奉らしめば生前の幸甚ならん

此の如く新政府は一方には、堂々として泰西風の公議輿論を輸入すると共に、一方にはまた族長政治をも布けり。その三月十六日の高札揭示の如きは、政府が道德宣布の役目をも勉めたるか如きものあり。

第一札

一人たるものは五倫の道を正しくすべし事

一 蘇武孤獨瘴疾のものを憫むべき事

一人を殺し家を焼き財を奪む等の惡業あるまじく事

第二札

何事によらずよろこばらざる事に大勢申合候をせしむ(徒黨)ととなへしむる事(強訴)といひあるひは申合せ居町所村をたらしめ候をせしむる事(逃散)と申す堅く御法度たり若右類之儀これらば早々其筋の役所へ申出べし御ほうび下さるへく事

第三札

きりしたん邪宗門の儀は堅く御制禁たり若不善なるもの有之は其筋の役所へ申出べし御ほうび下さるへく事

後ち四月二日に至り太政官の名を以て此の榜示を改めて左の布告を發し、政府が必しも切支丹を邪宗門と見とむるものにもあらざると、その邪宗門とは必しも切支丹を意味するものにも

らざる意を明にせり。

先般御布告有之候切支丹宗門は専ら、固く御制禁に有之候儀、其外邪宗門の儀も總て固く御制禁に付ては退治いたし心得違有之候ては不宜候に付此度別紙の通り相改候條早々制札御替可有揭示候事

一切支丹宗門の儀は是迄御制禁之通固く可相守事

一 邪宗門の儀は固く禁止候事

京都の新政府が以上の事を處するの間、東、江戸にありては、征東軍に對するの議論紛々として決せず。此に於て榎本謙次郎、津田真道、西周助、大島圭介の徒、泰西の風に倣ひ、諸士貴賤を問はず、悉く入城せしめて公會を開き、以て幕議を決せんと請ふ。此に於てか勝安房海軍奉行を以て會長となり、公會を開く。或は、公然佛國公使の力を藉りて征東軍を防がんと云ひ、或は輪王寺宮を奉じて王師に抗し、再び南朝北朝の別を建てんとし、徳川家康が親王を請ふて上野に置くの志をもちんと云ひ、出で、箱根の嶮によりて之を防がんと云ひ、或は海軍を以て大坂を突かんと云ひ、幾多の策は建てられたり、幾多の反對論を以て打ち消されたり、然れども皆を戦ふべきとの一點に於ては相吻合せり。而して開戦論は實に佛國陸軍敎師の教唆より出るもの多かりき。彼等は自家の訓練せる將軍の戦はずしてをわく、と退くは不平をり、征東の軍は其の實英人の助功多きを憤れり、自家の功名を絶域の日本に立てん

とするに熱心なり。此を以て勝安房が陸軍總裁となるや、陸軍教師等、夜私かに勝を訪ひ、細々と征東軍に應ずるの戰略を説きて開戦を勧誘せり。然れども勝は之に應ぜざりき。彼れは幕府中の一偉人にして、夙に世變を觀て、早に幕府の保つべきことを知れり。彼れ才幹縱横、機鋒百出、その計るや策士たり、その語るや辨士たりその他に使用するやまた儼然たる一家の外交家なり。然れどもその志慮は常に保守的調和黨にしてその政策議論、常に餘りに事實に左右せらる。彼れ一個の理想を打ち立て、之に向つて凡てのものを捧ぐる改革家の性格は毫も之を有せざるなり。且つまた餘りに物事に無頓着なり、彼の觀望は甚だ英傲をり、凡べての是非利害を餘り多く見すぎたり、藩制舊法の破るを見ても嗚咽の涙も出でざれば、新奇なる理想に向つて熱情も注がざるなり。されば彼の家には討論の浪士も行けば佐幕論者もまた行く、開港黨も行けば、攘夷黨もまた行けり。而して彼等は等しく皆を彼の議論に感服して歸れり。彼れ事の爲すべきを知るや断じて爲さんとす、然れども事己に己んぬと知れば、手を拱して何事も爲さずして和平を好む。彼の資格は殆んど宋朝の秦檜に似たり、唯だ槍と異る所は反對黨を寛容するの度量あるのみ。斯の如き活眼にして和平を好み、冷眼にして度量最も人物は、實に幕府と朝廷との間を調停するに極めて適當なる役者にて

ありき。彼れ今や乘憤擲弁の中に卓立して、獨り和親論を持ちて衆論を排せり。向て東西の戦決して濠洲なるべしと海軍死を決して爲す時、若し海軍を戦決せば大臣の軍艦を皆とて駿河に至り、小兵を海濱に放つて戦を挑まば官軍必す力を盡し、之に迫らん。此の時軍艦を以て横さまに之を撃たば、即ち勝たんに此の勝はより士氣を振作せり。而して後正が堂々陸路官軍を邀へ、海軍を以て直ちに無津の海に入り、官軍の西國諸侯と通ずるを妨げん。然れども此の如くんば、西國の諸侯は、必ず英國と相結ばせん、外國干涉の端之より開けん。是れ一國の大難なり、寧ろ政體奉還の初念を釋きて、恭順せんに如かざるべしと。慶喜遂に之に従ひ、一首の歌を遺して千代田城を出で、上野大慈院に退き、恭順王師を待つこの意を示す

國のため民のためと今もば
 此時の方つて、官軍諸道の軍を破り、將に日を期して江戸に侵入せんとし、山道の官軍は已に江戸を去る三里なる板橋驛に來り、東海道の軍は、進て駿河に至り、已にしてその先鋒は江戸を去る一里、品川驛に到り、高橋齊しく腹背より江戸の境を屢す。此に於てか人

心腹を、物情騒然、一瀧城の浪士は時を得、義行瀧城に、辻斬を爲し、兇殺を續け、甚じきは鞍馬を引き、車を聯ね、隊を爲して強盜を爲すものあり、市民逃散、糧の價大に下落して尙ほ之れを買ふものなく、空しく街上に積みて風雨に晒せり。江戸の將士はまた恭順の幕議に服せず、相率ひて爲す所あらんとて、營を脱するもの連日連夜、後には脱兵等公然、隊を組み、征東軍を邀へ、堺口の要意を爲すもの十數隊、曰く彰義、誠忠、純義、會義、草風、衝鋒、開元、休習、遊樂、進擊、而して此外また新式の兵法によりて訓練せられたる七聯隊あり。是等の脱兵は、一方には征東軍に抗するの要意を爲し、一方にはまた幕府中の和親論者を暗殺せんとせしかば、江戸の紀綱は、蕩然として崩れ、最早收拾すべからざるに至れり。而して僅かに之を守りたるものは、實に勝安房等の力なり。此時に方つて幕府の形勢は、殆んど長州が幕軍の侵伐に遇ひし時の如くなりき。一方には敵軍は頻りに境を壓し來れり、一方には主戦黨は頻りに兇器を弄して之に迫れり。和親を唱ふるものは主君と二三の近親無勢力の活版者のみ。若しそれ獨御その術を失せば、高杉晋作の如きもの驟然として出で來り、勝以下の徒を斬つて幕府の輿論を定め、必遂に大兵を擧げて征東軍に抗せしむらん。此時に方つて佛國は必らず幕軍を助け、英國は必らず征東軍を助け、

此に一掃乾坤を賭するの大戦を生じたるをらん。幸にも主戦黨中また幾多の分裂を生じて相一致す能はず、和親黨の側する所となり、或は常陸土野に奔り、或は甲府に奔る。その甲府に走るものは甲府にある徳川氏の將士と相會して、策を謀り、先づ征東軍に抗せり、而して遂に敗走せり、官軍は之がために慶喜恭順の意を信ずべからざるとせり。彼の一たび政権を奉還して、再び兵器を取りたるが如く、名を恭順と稱するもの尙ほ非謀を懐かんとを疑へり。之が爲めに輪王寺宮、親しく總督有栖川宮に會して、慶喜の爲めに請ふ所ありしも聞かれざるなり、和親黨が謀を乞ふの使益し、追ひ返されたり。此に於てか幕府と官軍とは事情全く通せざりぬ。此くで官軍大舉、江戸を攻むるの日に決し、部署已に定まりぬ。幕府使を發して恭順の意を陳べんと欲するも、所々の官軍白刃を抜き、まてば、何人も身を疑て、此使に當らんとするものなかりき。此時任侠剛勇を以て聞へたる山岡鐵太郎なるもの出で、自ら使せんことを乞へり、彼れ薩人益壽休之助を伴ひ、朝敵慶喜の使と大呼して、六郷にある官軍の陣を過ぎるに、衆目を側たて、敢て發射するものなし。此に於てか、一鞭輕く走せて駿府に至り、總督府の參謀西郷隆盛に會して、慶喜恭順の意を陳じ、切に寛厚の處置を請ふ。西郷曰く先きに靜寛院、天璋院の使者來りても、皆な恐懼して條理

を辨せず、聊初めて共に語るべし。此に於てか五ヶ條の要求を爲す。曰く江戸城を明け渡すべし。曰く城中の人数を向島に移すべし。曰く兵器を渡すべし。曰く軍糧を渡すべし。曰く慶喜を備前に預け奉りし。此の五ヶ條にして實行せざるれば徳川家を寛典に處せんと。山岡答て曰く、四ヶ條は取て之を奉せん。然れども吾主君を備前に托すべしとの一ヶ條は、僕死を以て之を争はん。西郷曰く朝命也。山岡曰く今日朝命を奉ずれば使者要する所なし。請ふ足下と地を易へて之を論せん。足下の主君島津公若し既に朝敵の名を受け、官軍との境を懸するの日は、足下は恭順謹慎の主君を執りて他海に托せ、安然とて傍觀するを得るか。余は足下が余輩の地に在つて之を思慮せんを請ふ。西郷は默然とて稍久しして後僕奮つて慶喜公の身を保たんと云ふ。此に於てか山岡歸つて之を幕府の執政に告ぐるや、慶喜以下大に悦び、令を布兵に發して勦掃する勿らむ。已に西郷等品川に入るや、勝安房之て西郷に會して、必ず恭順の誓を擧げんとを約す。此に於てか總督府號令を發して、攻撃を止め、諸軍靜かに江戸に入りしむ。百圓の都城に、兵を動かさずして官軍の有り歸す。是れ蓋し西郷等、勝の資糧を知る者、初より期を定めて、江戸に於て戦ふが細き無謀の事なるべからずと信ぜられたる也。

已にして勦使江戸に入り、官旨を傳て曰く、城及び軍糧銃砲を献すべし。曰く逆を助くる者の死一等を請ひ罪を定む。彼之を棄せば、曰く慶喜の死一等を請ひて永野を屏居せしむべし。幕吏凡そ之を奉す。此の如く、幕吏は和親の情易なり。慶喜は此に於てか會津の將士、及び脱走兵等は、相率ひて下野止野の間に出沒して、先づ宇都宮に至り、淺根の陣を設けんとす。此に於てか江戸の官軍急之を討ち、道にして城の別層を流曲に破り、勢に乗じて下野に至り、賊軍の根城結城を攻め、之れを破る。宇都宮に入る。已に慶喜は賊將大島圭介、精兵を擧げて來り、先づ結城を破る。官軍去つて宇都宮に集るや、上野三矢島圭介と相合して宇都宮を掩蔽し、遂に之を陥れしかば、賊勢大に舉り官軍恐怖す。此に於てか薩長長身土州及び因幡の兵を擧げて之に赴かじめ、奮戦攻撃遂に之を破り上野は殘兵日光に據り、遂に去つて會津に投ず。之より先き會津松平容保、會津に屏居して罪を待ち、仙臺米澤に神教を請ひし。三藩の肯せざるが爲め、その將士多く去つて常野の間にある幕軍に投じたり。幕軍の敗るや、彼等は相率ひて會津に歸り多数を以て蒲輪を圍む。一藩遂に王師に抗するに決す。其他、古谷作左衛門また信州にありて事を擧ぐるあり、諸兵の止絶にありて事を擧るものあり。越後の諸侯

幕府の平和黨失望す

また幕府を助ぐべしと云ふ者あり。關東敵北の報來に至らずして會津の藩論抵抗に快きと聞けり。一大激動を江戸將士の間に引き起せり。藩論は固く幕府の平和黨を非難し、征東軍の下るや、江戸の將士は主戰黨と平和黨との二派に分れたりしが主戰黨は已に四方に散じ、走つて兵端を開けり。而してその平和黨中は純然たる平和黨は、朝廷の徳川氏に對する、必らず温和の處置に出づべしと信じて平和黨たるものもありき。然るに勅使の江戸に入りて傳ふる所は、彼等の意外に思ふ所なりき、彼等思はく幕府の長州を征するや、封土を削らず、兵器を收めず、然るに朝廷の幕府に對するや、慶喜退られて封土の類なく、兵器を收めて降服の取扱を爲すは、甚だ是れ殘酷毒忍の處置なりと。此に於てか平和黨中にもまた更らに主戰黨の一派を生じたり、已に主戰黨が近國に戦端を開き、會津もまた之に應ずと聞けり、彼等の心胸は波をうつて動轉せり。此に於てか遂に彰義隊に投じ、東叡山の門主、輪王寺宮を擁して事を擧げんとす。無頼の徒、失職の士、狂女之に投せしかば、兎威江戸に震ひ、その市中に出るや、朱鞘の長劍を横へて横行闊歩し、肩上に錦片をつくる者を見れば、脚弄無稽、私闘を挑む。錦片をかざるものは、官軍將士に兵を發して之を討たんとす。

彰義隊

東北の背叛

官軍已に常總野州に於て幕軍と戦ひ、江戸の中また此の不逞の徒と事あらんとす。此時に方つて官軍をして驚惶せしむるの一事起れり。東北征討の將帥。九條左大臣。醍醐大納言。澤三位等薩長二藩の兵を指揮し、道を分つて奥羽諸州にありし東北の諸侯を指揮せしが、諸侯の國論一定せずして、號令行はれず。時に秋田、津輕、生駒の三藩のみ勤王論者力を得て、一に征東軍に従ひしが、庄内侯は公然、兵を擧げて東征軍に抗じ、秋田以下の三藩が征東軍に服するを憎み、數は秋田を襲撃せり、常野の間に轉戦せる幕軍潰走して奥羽に入るや、庄内藩士と力を合せ、秋田に逼りて城下の盟を爲さしめんとす。此時に方つて東北の雄藩、仙臺、米澤等は會津征代の命を奉じてその國境に逼り、頻りに使を發して會津に説くに利害を以てして速に罪に伏せしめんとせしが、秋田正さに陥らんとして東北の局面一變せんとするや、兩藩主檄を東北諸侯に傳へて之を召集し、連署して會津の爲めに冤を訴ふ曰く

仙臺侯の上書

王政復古朝餽御一新の折柄一旦天下の兵を被爲勅關東御征伐被爲在候段は乍恐重大の事件深き敷慮も被爲在候上とは奉存候へ共天下之人心歸着仕候事に無之候ては誰被爲成然るに先達て慶喜御用被爲在參内可仕旨御沙汰に付會桑等先手にて上京仕候中途右兩藩より官軍へ砲發仕候は叛逆無節大逆無道の朝敵に付追討將軍を以て御征討被爲在候趣御布告に相成候處慶喜臣下等御布告の趣にては先手の者關門へ差掛り候節俄に藩藩勢より及砲發不得止争闘に至り候由に有之如何にも倉卒紛擾の間砲發いしれか先孰れが後分明不相辨風聞も有之臣慶喜御沙汰の趣を奉疑慶喜布告の旨を信じ候には實

て無御座候へ共發砲前後判然不相辨より人心懸惑下に八九は可有之是れ人心一定不仕一條に御座候徳川祖先數百年の禍亂を定め撥亂反正大勳勢は今更申上候までも無之累世傳武修文海内を鎮靜仕候事既に二百餘年の久きに及び運渡季に關し武威漸々不振遂に嘉永五年以來外夷陸續紛至人心懸然其間には慶喜處置を得ず失體不當の儀も不少可有之候へ共今日に至り既に政令歸一公平正大の旨を以て皇國を安んじ奉らんが爲に政權を朝廷に奉歸候上は又何事を企望仕可奉旨朝廷哉と人心の懸惑下に八九は可有之是れ人心一定不仕二條に御座候方今王政復古紀綱一新萬民刮目の聖運に被相當繼天立極萬世無窮の御大策被爲誠誠に親民如赤子民の奉仰朝廷又如父母一夫不得其所者無きを欲仕候折柄一朝海内の兵を被爲動無辜之萬民水火塗炭の苦に陥り候段可哀可憐之至必幼帝の聖慮に被爲出候には有之間敷と人心の懸惑下に八九は可有之是れ人心一定不仕三條に御座候慶喜既に退去仕候後泰然不動恭順能仕候由然るに先年毛利大膳大夫家來共閣下に於て砲發仕候段は一時卒爾の誤一旦朝敵の汚名を蒙り候へ共眞情實意明白に相駁はれ候上は寛大の御仁恕を以て官位復故入京御免被成下候御儀慶喜とて一旦祖先の大功を被爲棄徒らに發砲の前後を以て叛名を被爲定候ては階藩の心服は勿論下々賤民に至る迄感服仕候間敷人心の懸惑下に八九は可有之是れ人心一定不仕四條に御座候仰又外夷御交通の儀追々御多端に被爲成當今既に十餘國にも相及び此時に當りて一旦天下の兵を動し四海鼎沸の勢に至り候へは彼等と雖も必ず坐して傍觀仕候間敷各國帝王の指揮を受け如何なる舉動に及び候も雖計然る時は御國辱を宇内の萬民に被爲流儀委にも相成人心の懸惑のみならず寒心杞憂痛哭仕候者又下々八九は可有之是れ人心一定不仕五條に御座候彼是を深思熟慮仕候に朝廷より出師討討の儀暫く御用捨被爲在慶喜等御證實之儀廣く諸藩の論定を被爲運天下と共に正大公明無偏無黨の公論に歸し候御處置被爲在候は必ずしも不勢六師彼自ら服從可仕此段竊に奉懇願企望候古語にも輝輝不輝兵を先主の美德と仕又聖晉公の處置得宜能服其心と申格旨も御座候へば是等の處へ御目的を被爲注王政復古曠世之御成業御大成被爲在候據仕度臣民那微衷御誠懇備に奉希望候者し不然一旦懸惑萬民の服不服を御問無之懸念御追討と申事にては諸藩の向背

も雖計海内分裂群難割據慶元以前に十倍するの大亂を醸し加之外夷其時を窺ひ皇國古今未曾有の事變を生し却て轉禍爲福と申すものにして千萬非計之得者候

大山格之助等之を退く

東北初めて背く

是れ實に一の政略にてありき。彼等は此の如くして暫らく東北の形勢を見んと欲せるなり。斯くて彼等は夕の七ツより夜の九ツまで總督に迫りて已まず、總督若し聽かずんば之を兵せんとまで迫れり、此に於てか膽力なき公卿總督は余議なく之を聽くや、參謀大山格之助、世良修藏等之を遮つて曰く、會津眞に罪に伏せんとせば、宜しく旗を卷き劍を捨て、來るべし、今ま盛んに兵備を修めて罪を待つと稱す、その意計るべからずと、遂に之を退けて容れず、却て十藩主が會津の爲めに遊説するを責め、その藩士が私かに會津を助くるを發く。此に於てか奥州人は曰く總督之を聽かんとして參謀等之を沮むは、是れ朝威を挾みて私意を逞するものなりと、直ちに暴發し、參謀世良を斬りてその罪狀を數へ、以て南部諸州を煽動せり。是に於てか或は會津を救はんが爲め、或は自家の防禦の爲め、十七列藩相合從して此に奥羽大聯合軍を作れり、總督等僅かに力を以て盛岡に逃るゝや、盛岡また已に大聯合に入りたれば辛うじて秋田に投じたり。此報の江戸に達したる時は、即ち彰義隊が上野東叡山によりて、將に於て事を舉んとせる時にして、新政府は懼然として戰慄せり。獨り莞爾として笑ひしものは

上野彰義
隊を攻撃す

封土を廢
舊に與へ
人心を安
んす

東北越後
の役

參謀大村益次郎のみなりき、曰くまた十七藩を我領地とすべしと。
 此に於てか五月十五日先づ兵を發して上野の彰義隊を攻撃せしむ、薩州、肥後、因州の兵は湯
 島より、長州、肥前、筑後、大村、佐土原の兵は本郷より進む。此日大風大雨驟然として至りし
 かば、兩軍吶喊の聲、銃砲亂發の響を聞くのみ、已にして戰終るや、山の前後伏屍道を蔽ひ、
 大風大雨の中にありてすら、寺院、近傍の市街悉く焼け失せ、夜二更に至つて火初めて滅す。
 此に至つて江戸市中また一人の暴徒を見ず。官軍已に上野を夷け、餘威を以て轉じて小田原
 の幕軍を助くるを責めて、その封を削る。初め朝廷の政治家中には、他まで慶喜の罪を數へ
 て死一等を減ずるのみを恩典とし、その封は悉く之を収めんとせしものありしが、天下紛々
 尙ほ定まらざるや、餘儀なくも徳川氏の封を定め、駿州遠州奥羽の地を併せて七十萬石を與ふ
 此に於て將士其心を安んじ、關東八州畧は定まる。
 關八州は已に畧は定まれり、然れども奥羽より來る報道は、常に必らず吉報にあらず。初め
 官軍の東北に向ふや、薩州、長州、加州、尾州、越前等の兵は信州を経て越後口より進み、薩州
 の別軍及び大垣の兵は白川口より進み、兩道の兵會津に會せんと期す、白川は八達之地とし
 て奥羽の要衝たり、兩軍全力を注ぎて之を争ふ、官軍一たび之を得るも、聯合軍大舉して來

板垣退助
の軍聲

會津落城

りまた之れを奪へり。而して越後口の兵も久しく長岡の將、河井繼之進等のために遮られて
 長岡小千谷の間に苦しみ、黒田了介、山縣狂介、三好軍太郎等憤闘すれども一勝一敗、道、容
 易に開けず。而して山縣は黒田と軍議を異にし憤争して江戸に歸れり。その白河口の官軍が
 漸く進んで、仙臺に迫りしは七月にして、出師以來四ヶ月を費やせり、されば奥羽征討の軍、
 師を旋すは何の日にあるか計るべからざるの有様にてありき。かくて官軍奥羽の師と相對峙
 して日を空うしければ、參謀伊知地正治、板垣退助等相議して曰く、仙臺以下の諸藩は枝葉
 にして、その根本は會津にあり、兵を盡して枝葉に迫るは、直ちに根本を覆すに若かずと、
 此に於てか直ちに方成嶺を経て會津に迫る。時に會津の精兵多く出て、四境を拒ぎ、止つて
 城を守る者は老兵年少の徒多かりしが、皆能く守りて屈せず、屢ば夜に乗じて官軍を襲ふ
 て之を破る。已にして諸道の官軍漸く會兵を破つて城下に集り、且つ米澤を初めとして奥羽
 同盟軍多く官軍に降つて先鋒たる者ありしかば、會兵大に苦しみしが、尙ほその固有の忍耐
 力を以て守るもの數日、婦人は薙刀を揮ひ、彈丸を運びて壯丁を助け、老人は矢石の間を奔
 せて兵糧を運び、一城を擧つて官軍に當りしかば、官軍の死傷甚だ多かりき。已にして四方
 の交通全く止りしかば、會人遂に爲すべからざるを覺り、白旗を立て、降を軍門に納る、是れ

武人の手より權力を奪ふ
解兵の議

實に九月廿三日にして、五日を隔て仙臺以下の同盟軍も、また悉く降り、奥羽諸州全く平々。是れ實に政權武人の手を離れて、實務的政治家の手に渡るの過渡にてありき。而して諸藩武人の手より政治の實權を新政府に收めんとせば、最も急なるはその釐散の下に群集する虎狼の兵卒を解きて國に歸らしめ、以て武人の手足を削るにあり。是れ光武が故人の武將を歸らしめたるが如く、プレスビテリアン黨がクロムウエルの鐵騎を歸さんとしたるが如し、一時を寛ふせば、禍愈よ深からんとす。されば長人は早く已に此一點に着目し、其伏見鳥羽の戦に幕軍を走らし、已に天下の大勢を察するや、此時よりして其兵を解きて國に歸らしめしが、此に至つて愈よ解兵の急務を感じたり。彼等は名は兵士と稱するも、其實一廉の政治家なり、廟堂の上に周旋する大臣と朋友にして、尊卑を分たず、其兵營は兵營にあらざして朋友俱樂部なり、彼等は廟堂大臣の狎るべきを見て恐るべきを見ず、一旦無事の日とならば、天下を亂すものは必らず此輩にあらんと照々として明なり。然れども全く之を解くは、政府自ら其力を削るに均しければ、その雄才なるものを餘して朝廷の用を爲さしめ、武人の權を兩断せんとし、四月十九日此に陸軍編制の端を開けり。その組織左の如し。

陸軍編制

一高一萬石に付

兵員十人

當分の内三人

但京畿に常備九門及び此内要衝之箇所其兵を以て警衛可被仰付候

一高一萬石に付

兵員五十人

在所に備置奉

一高一萬石に付

金三百兩

年分三度に上納兵員の給料に充つ

一右の通皇國一體總高に割付陸軍編制被爲立候

薩州、一歩を損す

而して薩長二藩均しく新政府の最大原素たりしと雖も最も兵力を出せしは薩藩なりしかば、此の解兵令によりて最も權を失したる者は薩藩なりき。已に陸軍を編制し、諸藩の勢を兩分して、其の強分子を朝廷の用に供す。此に於てか進んで政體を變革して、諸藩の權力を中央政府に集むるの準備を爲せり。蓋し徳川氏は封建的地方分權の制を立て、外重くして内弱はく、外の權臣亂を爲して、内の大臣之を制する能はざる内輕外重の弊によりて倒れたれば、新政府は凡べての方向に向つて、銳意中央集權の政策を布きて、地方的勢力を破壊せんと計れり。陸軍編成、政體變革の如き、その第一着歩なり。而して此の新政體を見れば、君主貴族政治の下に共和代議の制を混合もたるものなるを見ん。

政體

一大に斯國是を定め制度法律を建つるは御誓文を以て目的とす

政體を變革して立法行政司法を分つ

一 天下の權力總べてこれを太政官に歸す則ち政令二途に出るの患なからしめ太政官の權力を分つて立法、行政、司法の三權とす、則ち偏重の患なからしむる也

一 立法官は行政官を兼ねるを得ず行政官は立法官を兼ねるを得ず但し臨時都府巡察と列國應接との如き猶立法官得兼之
一 親王公卿諸侯に非るよりは其一等官に昇るを得ざる者は親任、敎大臣の所以なり藩士庶人と雖も、徴士の法を設け獨
其二等官に昇るを得ざる者は貴賢の所以なり

一 各府各藩、皆實士を出し職員とす議事の制を立つるは輿論公議を収る所以なり

一 官等の制を立つるは各其職任の重きを知り敢て自ら輕んぜしめざる所以なり

一 從僕の儀親王公卿諸侯は帶刀二人、小者三人、其以下は帶刀二人、小者一人、蓋し尊重の風を除き上下隔絶の弊なからしむる所以なり

一 在官人私に自家に於て政事を議する勿れ若し他隨面議を乞者おらば之を宮中に出し公論を經べし

一 諸官四年を以て交代す公選入札の法を用ふべし但今後初度交代の時うの一部の中を致し二年を延して交代す斷絶宜しきを得せしむる也若し其人衆望の所爲ありて難去者は猶數年を延まざるを得ず

一 諸侯以下農工商各貴族の制を立つるは政府の費を補ひ兵備を敷にし民安を保つ所以なり故に位官のもの亦其秩級官給三十分の一を賞とべし

一 各府各藩各々其政令を施す亦御醫文を昧すべし唯其一方の制法を以て他法を倣する勿れ私に爵位と與ふ勿れ私に通賈を請る勿れ私に外人を雇ふ勿れ隱藩或は外國と盟約を立つる勿れ是れ小權を以て大權を犯し政体を紊るべからざる所以なり

太政官分つて七官と爲す

議政官 分つて上下二局となす

上局 議定親王諸王公卿諸侯を以て之に充つ内二人は補助を兼ね

政体を創立し法制を造作し職務を決定し三等官以上を登擧し及び官制を明にして條約を定め和議を宣す

參與 卿大夫士庶人を以て充つ掌る所議定に同じ

史官、筆生、

下局 議長二人辨事之を兼ね

議員 (實士)

議員が上局の命を承けて議する所の條件左の如し

租税の章程、驛遞の章程、貨幣を造る、權量を定む、外國と新約を結ぶ、内外通商の章程、禮を撰く、職を宣し

和と講す、水陸の捕拿、兵を招き糧を聚む、兵賦を定む、城塞武庫を藩地に築く、各藩の争訟

右一官立法の權を執る

また行政官、神祇官、會計官、軍務官、外國官、刑法官を置き行政官の長を輔相と云ひ、二

人にして議定之を兼ね、その他の諸官の長を知官事と稱す。諸藩の長を侯と稱し大都府に

て幕府の領地たりし所には府を置き、小都邑には縣を置く。此政体によれば太政官は上下二

局にして、皆を議事職の性質を帯びたれば、之を前回の政体に比して、貴族院衆議院の性質

愈よ顯著し來れり。然れども此の上局は議事職を以て直ちに政務の執行に任ずるものなれば、

當時の政
体は貴族
院内閣を
兼ねるが
如し

新政体の
不便

殆ど貴族院にして内閣を兼ねるが如きものなりき。

此政体の由來は、新政府が中央集權の制により、公議輿論の名を以て、地方割據の舊勢力を打破して、號令に便ならしめんと苦心せる折柄、翻譯書によりて外國の議院政治を學び、直ちに之を應用したるものなれば、殆んど木もて竹に繼ぐが如きものなりき。去れば更らに福岡孝悌をして政体書てうものを筆せしめ、之を天下に公けにして人民に政体教育を施せり、かゝればその實行せらるゝや、幾多の不便は思はぬ邊より出で來りしが、中に就きて最も當局者の苦心する所は、議事官たる參與、往々にして立法の範圍を超へて行政の部内に立ち入るにあり。此に於てかまた暫らく議政官を廢し、議政官、參與、史官等直ちに行政官となりて補助に次するの事となれり。

かくも新政府は中央集權の政策を定めたるも、京都は以て天下に號令するに足らざるを憂ひ、遂に都を江戸に移すの議を定めしが、なほ關西人民の動搖を慮りて、且らく東西兩京の名を存したり。次て十月十三日天皇遂に東京に行幸し二十八日、地方政治の制を定めて各府縣藩等しく準奉せしめ、雄藩をして自儘の政治を爲すを得ざらしむ、是また地方勢力統一の方策に向つて一步を進めたるもの也。

遷都
地方政治

藩治廢制

一 執政 朝政を体認し藩主を輔佐し一藩の訛録政事總裁せざるなし
參政 國政に參與し一藩の庶務より聞かざるなり
公議人 朝命を奉承し朝論に代り議員(中央政府の)に備ふ

國體戰爭

此時に方つてや東北の同盟軍已に降を容れたりと雖も、久しく和蘭に留學して海軍の作戰に習ひ、歸來幕府の海軍副總裁たりし榎本謙次郎、及び松平太郎、荒井郁之助等當時精英比なき幕府の軍艦開陽、回天、蟠龍、神速、千代田形、長崎、長鯨、大江、鳳凰の九艦に乗じて脱走し北海道に走り、先きに陸路、常野、奥羽の間を轉戦せる大島圭介、土方歳三、人見勝太郎(寧)等と相合して函館を奪ひ、近傍を畧し、北海道に共和國を立つると稱して大統領を立て海陸軍卿を定め、日章の旗を翻し、政府を立つるを各國公使に向つて宣布す。是に於てか諸道の兵を發して海陸之を討じ、連戦二ヶ月にして遂に之を降す、是れ實に明治二年五月なり、此に於てか天下大に定まり、維新の大運動一旦此に局を結ぶ。

(二) 封建變じて郡縣となる

東北平定の後政治家胸中の問題○足利尊氏の徒を出さん○盛岡藩、封土返上の嚆矢たり○封建を變じて郡縣となすの建議○郡縣論は此に初まりしにあらす○諸藩觀つて郡縣の上替を爲す○上司會議は純然たる國會也

東北役後政治家胸中の問題

東北の同盟軍已に平きて、天下略は定まるや、政治家の胸中に浮びたる思想は「如何にして此の後を善くすべきか」の大問題にてありき。彼等は已に中央集權の紐を引きしめて、天下の權を太政官に集め、之と共に地方政治の法を定めて、各藩の權を削平せんと企てたり。然れども是れその形と質とを古のまゝに存するものにして、天下の大經綸より云へば、尙ほ小刀細工たるを免れず。諸藩は東北の同盟軍尙ほ王師に抗したる時こそ、敵愾の氣によりて萬事を忘却したれ。東北已に亡びて天下事なきの時、徐ろに頭を上げて上を望み、文筆を以て彼等を指揮するものは、諸藩中の微録小身者なるを見れば、必らずや驕凌してその號令を聽かさらん。かくて足利尊氏の徒出でん、赤松圓心の徒出でん、然るときは維新の大業、巧を一貫に欠くに至らん。此に於てか政治家の胸中には、斷じて封建を廢して郡縣となし、諸侯の地を取つて、朝廷の代官をして州郡を治めしめんとの考案浮びたり。此時に方りて盛岡藩は其の敗軍の餘、生意衰殘し重ねて朝廷より重き科料を命せられ、内政紛雜、百事緒を失し

足利尊氏の徒を出さん

たれば之を治むるの術なきより、寧ろ藩籍を朝廷に歸さんことを請ひ、姫路藩もまた藩籍を返さんことを請ふ。此事如何に各藩主が其の領地の支配、軍國の重務に勞れたるかを證明する者也。此に於てか二年正月廿三日薩長土肥の四藩連署して上書し、其土地人民を奉還せんことを乞ふ。その略に曰く

封建を變じて郡縣となすの建議

響きに徳川氏の起る古家舊族天下に半ばす因て家を起すもの亦多し而して其土地人民を朝廷より受ると否とを問はず因襲の久しきを以て今日に至り人動もすれば明ふ是れ祖先の餘緒を留して得る所と是れ何ぞ兵を擁して官庫に入り其財を奪ひ是れ死を犯して獲る所のもの也と云ふに異ならんや而して庫に入るものは人々の賊たるを知る土地人民を掠奪するに至ては天下之を怪ます甚哉名義の棄擲此に至るや……抑臣等の居る所は即ち天子の土臣等の牧する所也天子の民なり何ぞ私有すべけんや今謹て其の版籍を收めて之を上る

と是れ實に至當の議論にして、公議輿論を以て唯一の鋒となし、萬事を切り廻すの時に方つて、此の如きの議論は、堂々として當るべからざる也。況んや封建の弊は、已に數千百年來、試験し來りし所にして、中外儒者の論も已に盡き、柳宗元より、歐陽修より、馬端臨より、李百藥より、吳萊より、封建の利弊已に論じ盡さる、小栗上野の如きも、長州征伐の時、早く天下を郡縣にせんと欲したり、徳川慶喜も、その政權返上の時は、天下必らず郡縣となるべしと永井玄蕃に語りたり。況んや泰西各國の統一政治は、吾が有識の士を刺激して已ま

郡縣論は此に初まりにあらす

諸藩就つて郡縣の上書を爲す

上局會議は純然たる國會也

されば、薩長の發論なきも、何人の口をか藉りて突き出づべき議論にてありき、されば薩長、土、肥の上書あるや、各藩の有志は後れたりと、直ちに藩主に勸めて之に倣はしめしがば、版籍奉還の上書は太政官に堆を爲せり。此に於てか六月十七日朝廷遂に封建を廢して、諸侯の版籍奉還を許るし、其請はざるものは奉還を命じ、且つ諸侯を以て藩知事となすもの二百六十人、皆公卿諸侯の名を廢して、改めて一に華族と名く。此に於てか未だ一兵を殺さず、一矢を折らず、一千年來の封建制度、一朝に變じて郡縣制度となる。

此奉土返還の一事は、上局會議を経たる者にして、行政官、六官、學校、待詔局（樞密院の如きもの）府縣の五等官以上、親王、公卿、諸侯の贊議を得たるものなり、而して新政府は此の上局會議に附するに、左の歳出入豫算表を以てせり、是れ實に純然たる國會にてありし也。

明治二年歳入出會計略表

歳入之部

第一 正租 總計七百九十二萬五千石餘此免凡二分五厘にして百九十八萬一千三百五十五石

此外に賭稅ありと雖未だ其實を密にせざれば今此に專す

歳出之部

第一 禁中 皇太后宮 後宮 現米十五萬石

第二 神社營繕 現米三萬石

第三 行政神祇外國刑法四官彈正廳公議所待詔局 現米十二萬石

第四 民部官水利橋梁驛遞牧牛馬物產其外費用 右現米十五萬石

第五 會計官造幣鑄山營繕百官旅費 右現米十三萬石

第六 軍務官海陸軍費 現米三十萬石

第七 諸學校及び印刷所 現米五萬石

第八 病院醫院 現米六萬石

第九 製鐵所 現米七萬石

第十 諸官員月給 現米二十二萬石

第十一 西京東京大坂三府 現米十萬石

第十二 諸縣官員月給 現米十五萬石

第十三 宮公卿及び中下大夫其外俸祿 右現米十七萬石

第十四 降伏人及貧民等扶助米 現米十二萬石

第十五 内債三百五十萬圓 右一ヶ年一割利分 現米十三萬石

第十六 現米六十六萬六千六百六十石餘 内外債三千萬圓十ヶ年濟

第十七、賞典 高百萬石 此現米二十萬石

第十八 臨時費用 現米三十萬石

歳出總計 現米三百二十四萬六千六百六十石

歳入總計 現米百九十八萬一千三百五十石
 歳出總計 現米三百二十四萬六千六百六十石
 歳入の歳出より少き高 現米百二十六萬五千三百十石餘

(三) 反動の大波、兩黨の現出

官制を改む○鎖國黨の失望○反動漸やく起りて名士犧牲となる○各藩主また新政を好まず○政權薩長の外に散す○薩人の野心○肥前入他藩に嫁まる○元老不平を發す○長肥政府○天下大亂の兆○功臣網羅能行はる○肥前の人權なき所以○藩を廢して縣となす○政府の元老分れて尙武尙文の二黨となる○尙武黨の勝利○征韓論○清國日本を以て爲すなしとなす○征韓論武人の間に尙まる○廟議出兵に決す○兩黨勸戒を仰ぐ○征韓黨聯合して退く○大久保利通の人物○大久保同主義内閣を作る

官制を改む

七月に至り政府また官制を改定し、六官を廢して、民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省、待詔院、集議院、大學校、彈正臺、皇太后宮職、皇后宮職、東宮坊、府、藩、縣、海軍、陸軍、留守官、宣敎使、開拓使、按察使を置き神祇官を太政官の上に置き、新に左右大臣、大納言、參議、大中小辨、正權大少史を設けたり。

鎖國黨の失望

斯の如く政府は着々その政制を整理して進めり、此に於てか反動の勢、徐々として生じ來れり。何れの運動に於ても、異種異様なる分子の、之に混合してその勢力を助けざるものなし。然れどもその運動の勢究まるや、此の異分子は即ちその自家の目的に向つて動かざるなし。維新改革の大運動起るや、鎖國黨も、開國黨を佐け、討幕の一事によりて結合せり。然れども其奔走馳驅したる結果は、即ち純然たる勇進的開國黨の政府を建設したるに過ぎず、此に

反動漸やく起りて名士其の犠牲となる

各藩主また新政を好まず

政權薩長の外に散す

薩人の野心

肥前人他藩に嫉ま元老不平を發す

於てか鎖國黨は遺憾遣る方なく、先づ明治二年京都に於て横井平四郎を斬殺せり、次で大村益次郎を要撃して死に至らしめたり、大樂源太郎また新政府を悦ばずして、長州奇兵隊の徒を率ひ、君側の姦を拂はんことを名として起り、遂に誅殺せらる。米澤の藩士雲井龍雄等もた熊本、越後の浪士と相謀じて、私かに兵を擧げんと計り、遂に梟首せらる。然れども反動は此に止まらず、薩摩の藩主、長州の藩主等、また其の舊臣の朝堂に飛揚し、急進の政策を斷行するを見て、快々として樂まず、私かに之を非とす。若しそれ此時に方つて、一人の直義あり、圓心ありて之に説かば、新政府の敵は、却つて蕭牆の内より起りしならん。而して其人なきにあらず、西郷、板垣等其議論の用ひられざるを憤り、樽々として國に歸れり、此に於てか岩倉具視を遣はして之を慰諭し、出で、大政に參せしめ、更らに大久保木戸をして各々其主に就きて遊説せしむ。

一は尊王討幕黨の長州が、威權を禁闕の中に専らにするを屑とせざりしによる。されば會津藩士と力を併せて、長人を討つて之を京師より退けたり。然るに長人の京師より退くや、薩州に對する禁闕の覺は、會津に對する程厚からずして、長州に代りて威權赫々たるものは、薩州にあらずして會津なりしかば、彼等は失望怨嗟して、また直ちに變じて勤王討幕黨となり、長州と聯合して會津を退けたり。去れば長人も薩州を以て、底意の知れぬ反覆の味方となせり。薩州が斯く反覆せるものは、専心一意、唯だ禁闕の權を取らんとするにありしなり。然るにその天下に率先して新政府を作るや、威權漸やく分れて諸藩に移り、長州は二人の内閣員を出し、維新の創業には、殆んど門外漢たりし肥前は三人を出し、薩州は唯だ大久保一人のみを出すを見て、痛く不平を起して、西郷以下の徒は、皆を國に歸れり。土州もまた佐々木一人にして、鍋島、副島、大隈等の肥前人が、坐上の議論籌策によりて、威權を内閣に専らにするを憤り、融通ある後藤の外、板垣以下の徒は皆を國に歸れり。形勢紛々として心あるものは、後醍醐中興の業、一び成りて、またもや足利赤松の亂出て來らんかと安き心もなかりき。是れ當年の形勢たる、内亂已に定まりて、創業破壊の力を要せず、保守建設の力を要するの時にして、自然の勢武人の力を要せざりしによると雖も、抑もまた肥前黨が此機に

乗じて、その得意の技を試みて進みたるによらずんばあらず。此に於てか政府は全く長肥の手によりて組織せられしかば、薩の西郷黨は、土佐と相聯合して、用ひられざるの不平を政府に向つて發し、薩の君主黨、長の君主黨は、其の家臣が急進の政策を斷ずるを不平とし、相異なる不平黨は、今や合從して新政府の周圍を取り巻けり。

此に於てか長州の參議廣澤兵助(直臣)四年一月を以て暗殺せられたり、人或は薩士の所爲なるを疑へり。薩州の壯士、横山正太郎(故文部大臣森有禮の兄)は朝政二三人士の專決に出るを論じて、太政官の門前に屠腹し、薩州の壯兵は相率ひて國に歸り、天下動亂の機愈よ迫れり。岩倉、大久保、木戸の薩長土に使せるもの、實に此がためにして、また復古の政策を取り、薩長の保主黨君主を引き出して、粧飾物となし、西郷以下の不平黨を政府に網羅せんとするにあり、而して此策遂に行はれ、西郷、板垣以下悉く上京し、三藩の兵十七大隊を徵して、親兵となし、悉く從來の參議を占め、西郷(薩)木戸(長)板垣(土)大隈(肥)の四人を以て參議となせしかば、薩長土肥の權衡此に生ず。而して十七大隊の親兵中、肥前は遂に一隊の兵士をも出さざりき、肥前が武人中に勢力をかりしものは、實に將來肥前人が政權を失する所以の本なりき。

政府は已に薩長土肥の四強藩を結合せり、已に後顧の憂あるなし、此時に方りて全國統一の略を斷ぜざんば何の時か之を斷せん。一夜、長州の鳥尾小彌太、野村靖の二人相率ひて井上多聞(馨伯)を訪ふ、井上歡笑して之を延く、二人容を改めて曰く、願はくは貴下の頭を受けん、井上暫らく首を傾け莞爾として笑つて曰く、此頭を與ふる甚だ難きにあらず、然れども察するに爾かするを要せざるべし、必らずや諸藩絶滅の論を持して來りしならん、二人手を打つて悦び遂に細かにその方策を談ず、井上曰く諸藩を廢する、行はるれば即ち可也、行はれずんば即ち再び兵馬を動かすの決心なかるべからず、宜しく先づ山縣を説き、山縣を以て西郷に説かしむべし、また一方には木戸を説きて發案せしめざるべからずと。かくて山縣の西郷に説くや、西郷一言にして之に應ず、此に於てか徳川慶勝、細川護久、池田慶徳、蜂須賀茂韶の建議ありしを幸として、諸藩を廢して悉く縣となすの令を布き、各藩の知事を罷めて大參事以下をして、假に事務を取らしめ、大事は一に朝裁を取らしむ。一方には此の如き政制上の統一政策の行はると共に、一方にはまた山田顯義、曾我祐準等の發案により各藩の兵權を取つて之を新政府の號令の下に集めんとする、軍政上の統一政策行はれたり。一日、各藩の兵權を中央政府に引き渡すべしとの布告出るや、各藩悦んで之に應じ、幾千萬金を投

じて製作せる軍器を、惜し氣もなく累々と馬背に附し、某藩武器をんと大札を打つて之を新政府に引き渡せり。蓋し此時に方つて各藩其政務に迷惑したる折柄なりしかば、政權兵權の統一は彼等の惜む所に非ずして寧ろ渡りに舟の如き悦ありし也。以て統一政略の時機に應じたるを見るべし。是より先き版籍奉還の舉ありしも、舊藩主尙ほ知事たりしかば、その士民に接する毫も封建の制に異ならず、當時天下に遍かりし賈札製造の事、政府の苦心となりて、之を所置するに方り、政府は有栖川宮を以て、假りに福岡藩知事となしたるが如き、知事の名は知事たるも、其實如何に君主たるの姿ありしかを見るべき也。然れども此に至つて郡縣政治の實、漸やく定まり、人民と知事と君臣の關係漸く變じて、治者被治者の關係となれり。是れ實に社會變遷の一大段落にして、人民自由の起る實に此に起因せずんばあらず。

四年七月また太政官の官制を改め、新たに正院、左院、右院を設け左右大臣以下を廢し、太政大臣、納言、參議以下を正院に、議長議員を左院に置き、右院を以て諸省長次官、機務を議するの所となす。政府は斯の如く強藩結合の勢に乗じ、着々として新政を布きしと雖も、その内部に於ては早く已に二大黨派を生じ來れり。一は尙武論者、國權論者、海外侵略論者にして、一は尙文論者、内治論者、平和論者なり。一は維新の餘焰を以て武斷國權主義を實

元若分れ
て二派と
なる

行せんとし、一は維新の餘焰を撲盡して、人民の實力を發達せしめんと主張せり。而して尙武論は廟堂にありては西郷隆盛、副島種臣、江藤新平、板垣退助、後藤象次郎等之を代表し、尙文論は岩倉具視、木戸孝允、大久保利通、大隈重信等によりて代表せられ、事々に相衝突せり。初め西郷、板垣等が國に歸りしも、また實に此等の議論否寧ろ氣質の相反對せるによる。彼等がまた再び政府に歸るも、到底氣質の相合すべき道理なければ、また直ちに支吾を生せり。而して岩倉大久保の二人は當時の大達者にして、彼等は相合せられたれば、國權論者は到底その力を伸ぶる能はざりしが、此に一大機會ありて國權論者を飛揚せしめたり、即ち平和黨の外國行中に、朝鮮事件の生じたる是也。

尙武黨の
勝利

明治四年岩倉具視、右大臣を以て特命全權公使を兼ね、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尙方等を率へて歐米各國に進發す。是れ幕府以來各國と締結せる條約の國權國利を損する甚しければ、先づ改正の談判を開くに先づ一年にして、豫め我が意志を外國政府に告ぐるを以て至當となし、且つ從來是等の政治家が外國を知りしもの、多くは唯た不十分なる翻譯者の口頭によりて知りしに過ぎざれば、親しく實地を経歴して、歐米文物の美を味はんと欲せるなり。而して此一行は實に在朝中の平和黨の巨魁のみなりし

朝鮮征伐論

清國日本を以て爲すなしとなす

かは、彼等の去りたる後は、内閣は純然たる尙武黨の所有となれり。而して尙武黨がその議論を試むべきの機會こそ此間に生じたれ。

我國の朝鮮に對する幕府以來常に同等の地位に立てり、然れども附屬國の目を以て之を見たるなり。されば朝鮮が佛國と隙を生じたりとの報あるや、自家の屬國の事を心配するが如く、進んで之が仲裁を試みんとするものありしも果さざりき。維新の大業漸く成るや、使を發して新政府の成るを告げしが、其書辭屬國に對するか如くなりて之を拒絶せり、此に於て攘夷的の頭腦ある人士は、好題目を得たりとなし、器々として征韓の師起さるべからずと論じ、肥前の人丸山作樂等は私かに兵を擧げて朝鮮を討たんとし、事見はれて獄に投せられたり。その後政府花房義質等をして修交の書を齎らしめ其漂民を送り返さんと、朝鮮に至らしめじも、漂民を受けて使を受けず。時に我琉球の人民五十四人、臺灣に漂着して土蕃の殘害する所となる。此に於てか修交通商條約締結のために支那に駐在せる我全權大使外務卿副島種臣をして、臺灣朝鮮の處分を請求せしめたるも、是れ支那に關係する所にあらずとなして之を拒絶せり、是れ支那政府が明かに日本を以て爲す能はざるものと信じたる也。

此に於てか征韓論は軍人の中に燃へ上れり、彼等は維新以來、脾肉の嘆ありて、文官の飛揚

朝鮮征伐論武人に尙まる

朝鮮出兵に決す

兩黨勳業を仰ぐ

跋扈するを憤れり。此時に乗じて事を起さずんば、文官を壓するの時なしと爲し、頻りに廟堂に迫れり。廟堂の中に於ても、此時に方つて外征の師を起して國威を發揚するにあらずんば、外は侮を禦くべからず、内は人心の遊惰を覺ますべからずとなすものあり。此に於てか西郷隆盛、陸軍元帥兼近衛都督として、副島種臣、板垣退助、後藤象二郎、江藤新平の徒と、大に征韓論を唱ひ(「外交の部を見るべし」)、長州の前の參議前原二誠、薩の軍人桐野利秋、篠原國幹等之に唱和し、内外煽揚せしかば、その威當るべからず。此に尙武黨の世となりて、勝海舟、大隈重信、大木喬任等の平和論者は、歩一步、勢を失し、大政大臣三條實美も勢之に屈して、廟論最早や一決せんとするの時に方つて、遣外大使岩倉以下の一行歸り來れり。此に於てか廟議また一變す。

岩倉等は固より平和黨にして、強大なる國民を建設するの策、唯だ暫時の平和を以て國宮を作り、制度を整ふるにありと信じたり。その外國に周遊するや、又深く其文物典章の美に驚嘆して、愈々平和内政を主とするの意を強うせしかば、直ちに口を齊へて征韓論に反對せり。兩黨激論、痛議して已まず、主戰黨等遂に三條實美に迫りて、征韓の勅裁を得んとせしかば、三條驟かに發狂して大政を見る能はず、一に之を岩倉に委ねたりと云ふ。岩倉もまた病と稱

して屏門して出でず、天皇自ら岩倉の邸に幸して之を慰問し、三條に代りて事を視せしむ。此に至りて岩倉、内閣總理の席につきて御前會議を催ふと、遂に勅裁によりて征韓の議を一變す。此に於てか參議兼外務總裁副島種臣、參議兼左院事務總裁後藤象二郎、參議板垣退助、參議江藤新平、及び陸軍大將參議近衛都督西郷隆盛等、連引してその職を辭す、朝野駭然、流轉百出せり。是れ實に大久保利通をしてその技倆を揮はしむるの好機會にてありき。』彼は維新の元勳中、最も政治家の風ある一人なりき、彼は西郷の如き武人的膽力を有したり、然れどもまた木戸の如き實際的の頭腦をも有せり。薩摩の武權が西郷によりて代表せらるゝが如く、薩摩の文權は彼の一身に集まれり。彼は其政策の上に於て西郷等と相違反するのみならず、其門下生、其一身の權勢、其地位、其氣質よりして西郷と抵反せり、その議論は必ずしも巧妙新奇ならず、然れどもその識見は常に事物に徹底せり。而して一たび志慮を定むるや、猛然として之を貫かずんば已まず。彼は所謂『平凡の議論を有する非常の膽略家』にして滔々たる維新の元勳中、最も實際的の政治家にてありき。若しその欠點を求むれば、その己に異なるものを包容するの量に乏しきの一事にてありき。當時の社會は實に此の大膽にして實際を重し、沈黙して實行する専制家に支配せらるゝの運命を有せり。小國會の形跡を具

たる集議院なるものは、漸々下りて參事院の如きものと變じ、その議決は一文筆錢の價もななく、六年六月左院に合併せられたり。左院なるものは實に右院と相對して立法官たるべきものなりと雖も、概ね政府の代辨人を以て充たされたれば、明治の初年に於て天下を震動せしめたる公議輿論の聲は、此時に方つてはその其響音をも、聞く能はずなりぬ。されば廟堂の上に於て征韓可否の論あるも、そは唯だ二三人士政權爭奪の争に止りて、人民は依然として雲上喧嘩を見るが如くなりき。斯かる時こそ、大久保の如き人物がその技倆を逞ふするの時なり。此に於てか彼れ岩倉を怨憑して、西郷以下の不平黨の辭職を聽るさしめ、工部大輔伊藤博文を進めて參議兼工部卿たらしめ、海軍大輔勝安房をして參議兼海軍卿たらしめ、大隈重信をして參議を以て大藏卿を兼ねしめ、大木喬任をして同じく司法卿を兼ねしめ、特命全權公使寺島宗則をして參議兼外務卿たらしめたり。之より先き參議は一の内閣員にして、各省の卿は之と別職なりしが、此に至つて參議即ち各省の長官を兼ねるの端を開きしかば、各省は純ら内閣に隸屬するものとなり、政治機關の運轉一層の敏捷を加へ、純然たる同主義者の新内閣を現出せり。而して一方には薩州の舊君主、島津久光を延きて内閣顧問たらしめてその勢援を作り、以て西郷以下の合圍に應せんとせり、是れ實に明治六年の十二月にてありき。

兵制を一變して各階級より取る○人民新政に服せず○刺客岩倉を誘つ○大亂の兆○各藩攻撃同盟此に至つて破る○不平黨は民権院論を掲げて来る○民権論の一例○不平黨の民権院論は恰かも浪士の勤王攘夷論の如し○民権院設立の建白○其反對論○江藤新平兵を導く○江藤の人物○江藤、西郷及び土佐に捨てらる○大久保の地位○江藤抽らるる○民権論の氣焰大に盛がる○地方官會議は民権論の結果なり○人民地方官會議に服せず○地方官男子あり○地方官政府に迫まる○藩權を撃つて勇憤を外に洩らす○外國公使の異議○支那との葛藤○將士に支那と開戦せんとす○償金を取つて兵を退く○臺灣征伐の大利益

(四) 群黨大久保政府を合圍す

兵制を一變して各階級より取る
階級より取る
人民新政に服せず
刺客岩倉を誘つ

維新以來政府の常備兵なるものは各藩の士族にてありしが、前年の末を以て徵兵令を發して華士族平民中より、武幹あるものを選択して兵隊を作らんとし、此年の一月また六鎮臺を建て、新兵を配置せんとす。而して徵兵は一國民が血を以て國に酬ゆるものなるが故に、布告文中に之を名けて血税となすや、人民之を誤解して自家の子弟の血を絞取するものとなし、大に驚きて各所相傳へ、罵々として政府を非難せり。七月從來の田租法を廢して更らに全國の土地に公價を付し、地券に記し、地價百分の三を以て地租を定むるや、人民また誤解して舊法よりも重しとなし、所在、紛々として政府を悦ばず。此に至つて西郷以下の朝廷を出づるや、反對の氣焰は殆んどその頂上に達して、慷慨家の頭腦を擾亂し、土佐の壯士、武市熊

大亂正さ
に起らん
とす

吉等九人、先づ平和黨の首領、岩倉具視を刺さんとして、七月一日之を赤坂喰違坂に要撃す。岩倉驚きて溝に落ち、武市等之を殺せりとなして逃る。

例によりて政府の反對黨は、先づ刺客となりて見はれたり、此次には正さに兵を擧げて見はるべしと想像せられたり。西郷隆盛は薩州に在りて兵兒を率ひ、板垣は土佐にありて少年を率ひ、江藤以下は佐賀に歸りて藩士を鼓舞し、東西時を同じて起つべしと、天下は皆を此の如くに想像せるなり。世人が此の如く想像せるもまた故なきにあらず、何となれば諸參議が一朝裾を聯ねて内閣を退きしもの、實に征韓論の一擧に出るが如しと雖も、内閣の分裂は一朝一夕の故にあらず、その由來する所極めて遠く、彼薩、長、土、肥の四藩なるもの幕府に對してこそ、相共に連結して當りたれ、固と是れその氣質に於ても、人物に於ても、利害に於ても、議論に於ても、相一致すべきものにあらざるのみならず。各藩中の首領間に於ても、また利害、氣質、議論の相異するありき。彼等の幕府攻撃より、慕しくらに駆け來りて新政府建設の段に至る間こそ、攻撃同盟をなしたれ。新政府已に立ちて、イザ政權てふ掠奪物の分配の一段に至りては、此の同盟は疾くに解けて、恩怨已に結ばれたり。されば之を各藩とし

各藩の攻撃同盟此に至つて破る

ては薩は長州に肩よからず、土佐は肥前に肩よからず、之を一個人としては西郷は大久保に

不平黨は
民権院
黨となり
て出て來
る

層からず、江藤は木戸大隈に層からず、板垣は大久保に層からず、前原の木戸に於ける、西郷の大久保に於けるが如く文武相忌み、各藩各人の間、憤懣の積する己に久し。延て未流末派に至つては、その勢更らに大に、刀劍を引て相争はんとするものあり、かれば議の退朝は取りも直さず、不平黨が政府に對する宣戰の布告を見なすべきものなりし、彼等は果して遂に暴發したる乎。意外にも此の不平黨は長劍長鎗の武夫となりて見はれず、新しき金冠を戴き、泰西的の紳士として見はれたり。彼等は平生、國家あるを知つて人民あるを知らざる國權黨にして、その政治主義は寧ろ保守黨の系圖に屬するものなり。然れども彼等は今や一變して急進突飛黨となり、直ちに民権院を建てんことを譜牒として起てり。此時に方つてや維新の大改革を経て僅かに六年なりと雖も、公議輿論を名として起りたる政府は、漸く寡人專制となり、公議輿論の府たるべき衆議院も、左院に併せられ、右院は元老院の末路の如く、空虚しく政府の味方たる老朽官吏の隱棲所となり、公議輿論なるものは正しく己に滅亡したり。政府に於ては此の如き現象も漸次共に、民権院に於ては攘夷鎖國の說も蕩然として去ると共に、百物一切泰西に摸せんとするの流風を生じ、泰西の風は即ち文明開化にして、文明開化なる運動は決

民権論の
一例

して抵抗すべからざるものとなし、急激なる開化論至る所に唱られ、東京百萬の家を焼き拂つて石造とすべしと云ふものあり、法律を以て和服を禁じ洋服を装ふべしと云ふものあり、一夫一婦の説より、基督教より、自由民権の説より、泰西の社會に行はる、流風は、一に洋學者の手を経て要求せられ、苟も當世に心あらんものは、此の新運動に加盟せざるを恥とするの勢ありき。而して民権なる文字が如何に民間に解釋せられしかを知らんと欲せば、當時の新聞に記載せる左の雜報を見よ。

民権(一)とやらは振りはしは風俗となりて中には權法を心得ぬ者も矢張りこれを使ふものあり東京花川戸邊に住む士族某印鑑のことに其區の扱所に至り云々の事なり戸長に逢ひたしといふに印鑑の義ならば私は戸籍掛りなれば御引合ひ申すべしといふに其公は何人にやと云はれ私町用掛りと答へけるにいつ町用掛りなどは拙者共給金を呉れ置く者共にて相手になり難し是非に月給といふは其趣を通ずるに區内の多用なる分課してあれは扱所にては離れかれなし皆戸長の代なり扱費君は地主にやといふにイヤ店借りなりと答へければそれは近ごろ御覽の毒なり地主にて區入費を拂ひ玉はい多少に拘らず給金を出すといふべきか店借にてはうの權なしと一本打こまれ道へ逃げ歸れり

不平黨の
論は尙ほ
浪士の動
王國の
如し

されば尙も志を當世に得ざるものは、皆なこの氣焰に鞭つて進み、政府攻撃の衝に向はざるはなかりき。不平黨が之を以て政府攻撃の譜牒となせしもの、恰かも幕末に方りて、薩長が勤王攘夷、公議輿論を楯として幕府に逼りしと同一の筆法にてありき。

而して不平黨中民撰議院論を主張したるものは福島、後藤、板垣、江藤の四人にして、彼等は七
年一月由利公正、小室信夫、岡本健三郎、古澤迂郎(滋)の四名と連署して、民撰議院設立の建白
を爲せり。曰

臣等伏して方今政權の歸する所を察するに上帝室に在らず下人民に在らず而して獨り有司に歸す夫有司上帝室を尊ぶと
云はざるには非ず而して帝室漸く其尊榮を失ふ下人民を保つと云はざるには非らず而して政令百端弊出弊改、政刑情實
に成り賞罰愛憎に出づ首路強敵困苦告るなし夫れ是の如くにして天下の治安ならんことを欲す三尺の童子も猶其不可なる
を知る因仍改めず恐くは國家土崩の勢を致さん臣等愛國の情自ら已む能はず乃ち之を振救するの道を講求するに唯天下
の公議を張るに在るのみ天下の公議を張るは民選議院を立るに在るのみ則有司の權、限る所ありて而して上下其安全幸
福を受ける者あらん請ふ遂に之を陳せん夫人民政府に對して租税を拂ふの義務ある者は乃其政府の事を與知可否するの權
利を有す是天下の通論にして復味々臣等之を數言するを待さざる者なり故に臣等竊に願ふ有司亦是大理に抗抵せざらん
とを今民選議院を立るの體を拒む者曰く我民不學無智未だ開明の域に進まず故に今日民選議院を立る尙懸きに早かるべ
しと臣等以爲らく若果して眞に其謂ふ所の如きか則之をして學且智而して急に開明の域に進ましむるの道即民選議院を
立つるに在り何となれば則今日我人民をして學且智に開明の域に進ましめんとす先其通義權理を保障せしめ之をして自
尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめんとするは之をして天下の事に與らしむるに在り是の如くして人民其面
面に安じ下學無智自ら甘んずる者未だ之あらざるなり而して今其自ら學且智にして自ら其開明の域に入るを待つ是殆ん
と百年河清を待つの類なり甚きは則今速かに議院を立るは是れ天下の愚を集むるに過ぎざる耳と謂ふに至る噫何う自ら
傲れるの太過しく而て其人民を視るの蔑如たるや有司中賢巧固より人に過ぐる者あらん然れども安んぞ學問有識の人世
復諸人に過ぐる者あらざるを知らんや蓋し天下の人は是の如く蔑視すべからざる也若し將た蔑視すべし者せば有司亦其

中の一人ならずや然らば則ち均しく是不學無識なり僅々有司の專裁と人民の輿論公議を張ると其賢愚不肖果して如何ぞ
や臣等謂ふ有司の智亦之を絶新以前に視る必ず其進みし者ならん何となれば人間の智識なる者は必ず其之を用ふるに従
て進む者なればなり故に曰く民選議院を立つる是即人民をして學且智に而して急に開明の域に進ましむるの道なり且
夫政府の職其宜しく奉して以て目的となすべき者人民をして進歩するを得せしむるに在り故に草昧の世野蠻の俗其民勇
猛暴悍而して従ふ所を知らず是時に方つて政府の職固より之をして従ふ所を知らしむるに在り今我國既に草昧に非ず而
て我人民の從馴なる者既に過ぎます然らば則今日我政府の宜しく以て其目的となすべき者則民選議院を立て我人民をし
て其敢爲の氣を起し天下を分任するの義務を辨知し天下の事に參與し得せしむるに在り則國國の人皆同心なり
夫政府の強き者何を以て之を致すや天下の人民皆同心なればなり臣等必ず速く舊事を引て之を廢せず且昨十月政府の變
革(征韓論を云ふ)に就て之を駁す及々乎として其危い說我政府の孤立するは何ぞや昨十月政府の變革天下人民の之が
爲めに喜成せし者幾かある音之か爲めに喜成せざるのみならず天下人民の茫として之を知らざる者十にして八九に居る
唯兵隊の解散に驚くのみ今民選議院を立るは則政府人民の間に情實融通而相共に合て一體となり國始めて以て強かるべ
し政府始めて以て強かるべきなり

臣等既に天下の大理に就て之を究め我國今日の勢に就て之を實にし政府の職に就て之を論じ及昨十月政府の變革に就て
之を駁す而して臣等、自ら臣等の説を信すると愈々篤く切に謂ふ今日天下を絶特振起するの道唯民選議院を立て天下の
公議を張るにあるのみ其方法等の體の如き臣等必ず之を茲に言はず蓋し十數枚紙の能く之を盡す者に非れば也但臣等
切かに聞く今日有司特重の職に稱り事多く困難を移め世の改革を言ふ者を目して輕々進歩として之を拒むし尙早きの三
字を以てすと臣等謂ふ之を辨せん
夫れ輕々進歩と云ふ者則より臣等の能く解せざる所若し果して事倉卒に出る者を以て輕々進歩とするか民選議院なる者

は以て事を鄭重にする所の者なり各者相せずして變更の際事本末體急の序を失して彼此の施設相視する者を以て輕々進歩するか此れ國に定率なく有司任意放行すればなり是二者あれば則ち適きに其民撰議院の立てずんばあるべからざる所以を駁するを見る耳夫れ進歩する者は天下の至美なり事々物々進歩せんばあるべからず然らば則ち有司必ず進歩の二字を非する能はず其罪する所必ず輕々の二字に止まらん輕々の二字民撰議院と會て相關涉せざる也

尙早きの二字の民撰議院の立るに於ける臣等首に之を解せざるのみならず臣等の見正に之と相反す如何となれば今日民撰議院を立つるも尙恐くは歲月の久しきを待ち而して後始めて其十分完備を期するに至らん故に臣等一日も唯其立つとの晚からんとを恐れ故に曰く臣等唯其反對を見るのみと

有司の說又謂ふ歐米各國今日の議院なるものは一朝一夕に設立せし議院に非ず其進歩の漸を以て之を致せし者のみ故に我今日俄かに之を模するを得ずと夫れ進歩の漸を以て之を致せし者豈に獨り議院のみならず凡百學問技術機械皆然るなり彼れ數百年の久しきを積て之れを致せし者は蓋し前に成規なく皆自ら之を經驗發明せしものなればなり今我其成規を擇んで之を取らば何ぞ企て及ぶべからざらんや若し我自ら蒸氣の理を發明するを待ら然る後始めて蒸氣機を用ふるを得べく電氣の理を發明するを待ら然る後始めて電信の線を架するを得べきとするか政府は應に手を下すの事なるべし

臣等既に已に今日我國民撰議院を立てずんばあるべからざる所以及び今日我國人民進歩の度能く新議院を立るに堪ゆることと辨論する者は則ち有司の之を拒む者をして口に辯する所ならずしめんとに非ず斯議院を立る天下の公論を伸張し人民の通儀權理を立て天下の元氣を鼓舞し以て上下親近し君臣相愛し我帝國を維持振起し幸福安全を保障せんことを欲してなり請ふ幸ひに之を採ひたまはんとす

其反對論

此建白の出るや、世論囂々として之に唱和し、一時天下を震動するの勢あり、何人も公議輿論の文字に抗拒せしものなかりしか如く、何人も公然之に反對するものあるなく、適ま反對するも、その姓名を匿して新聞紙上に投書するに過ぎず。此時唯だ僅かに之に反對して民撰議院尙早しの論を唱へたるがためその名を歴史に止むるを得たるものあり、加藤弘之是なり彼は曾て幕府に召れて開成所の講師たり、我法學者中最も故き一人なり、されはその議論は多少の人士を動かさざりしにあらざると雖も、天下の志士、皆之を目して曲學、官に阿むるの俗論となし、民撰議院設立の論は、滔々として當るべからざるの勢あり、新聞紙が直接に天下の人心を啓發教育せるもの、實に此の問題に初まる。

然れども政府は加藤弘之の如く、民撰議院尙早しと信するのみならず、日本人民は果して泰西國人の如く、終に圓滑に民撰議院を運用するの能力ありや否やを疑ひ、泰然として之に動かざりき。此に於てか一ヶ月を出でず、急進黨はその頭に戴きたる泰西平和的紳士の頭巾を打すて、見はれたり。江藤新平は征韓黨の首領となり、秋田縣令たりし島義勇、愛國黨の首領となり、朝倉尙武、香月敬五郎、山中一郎、副島義高、山田平藏等と相共に據して、二月兵を佐賀に起して、先づ佐賀城を襲ふて之を取る、江藤は退閣參議中の最も實務家にして、

江藤新平
兵を擧ぐ
江藤の人
物
(189)

江藤、四
郷及び土
佐に捨て
ある

その面貌枯瘦して鬼氣あり、武人の資格は毫も之らざる也。彼れ議論精悍機鋒百出、最も
辨論家として立法家たるの才識を有すると、共に武人としては最も不適當なる人物なりき。さ
ればその封建黨、征韓黨、政府を悦ばざる各種の不平黨の氣焰に鞭つて出るも、彼れ固より
獨力を以て政府を顛覆し得べしとは信せざりしなり。彼初め之を以て西郷黨に語れり、然れど
も彼等は機向は早しとて應せず、之を以て土佐の不平黨に語りしも、躊躇して應せず、先づ
發すれば晴ふ之に次がんと云ふに過ぎず。然れども江藤は先づ自ら發すれば、戊辰の役に怨
を呑みて降服せる奥羽を初として、土佐も之に應じ、越後も之に應じ、所在悉く發すれば、
西郷もまた起たんと信じたり。此に於てかその蒲柳の質を以て、立法家より一變して武人と
なり、劍を取つて軍隊を率んとせる也。此時に當つて大久保利通の身は、恰かも漢の晁錯の如
し、五參議を退けたるも、之を壓するも叛き、壓せざるもまた叛くべしとて之を壓したるも、大
久保なり、此時に方つて大久保にして自ら征討の役に加はらずんば、天下不平の徒をして名
を爲さしめんとす。此に於てか大久保は自ら請ふて大判事河野敏謙、岸良兼義を率めて之れ
に向ひ、陸軍少將野津鎮雄をして兵を率めて熊本に趣かしめ、少將島尾小彌太をして大坂鎮
臺に臨みて、關西の咽喉を扼せしめ、山田顯義を西海道に、山口尙芳を長崎に遣はし、島津

大久保の
地位

江藤捕へ
らる

久光を鹿兒島に遣はして、萬一の變に具へ鎮撫を爲さしむ。政府が此の如くに手配せしもの
は、實に江藤が期したるが如く、土佐、鹿兒島の之に應せんことを懼れしなり。然れども江
藤は武人にあらず、其勢初より振はざるを見て土佐は冷々たり、鹿兒島は怯々たり。此に於
てか江藤遂に敗れて鹿兒島に走りて、西郷に頼らんとするや西郷之を省せず、即ち走つて土
佐に渡りて不平黨に倚るや、容れずして密告するものあり遂に警吏の捕ふる所となる。此役
兩軍の死傷互に百四五十人にして極を結ぶ。而して江藤が定めたる新律綱領によりて刑せら
れたるものは實に江藤と島とを初とす、故に人稱して商鞅となす。

民権論の
魁魁大に
擧る

江藤已に亡び佐賀の征韓論、參議の民撰議院論は彼の骨と共に地下に葬られたり。然れども
彼等が喝破せる有司專制、公議滅絶の聲は天下を鼓動して已まざる也。或る者は希臘教の主
教ニコライが日本の政體を評して、衆裁役君なりと云へるを引き、或る者はヘラルド新聞が
政令を評して天子の名を藉りて二三雄臣の志を達するものなりと云へしを取つて、實例とな
し、泰西の政治論法を取つて政府を攻撃せり。此時に方つてや民權黨は泰西文明の器具たる
新聞紙を用ゆると共に、一方には殺伐危険の氣風を煽揚して已まざれば、政府は自家の專制
政府にあらざるを天下に説明するの己むを得ざるを感じ、七月五日詔して各府縣の長官を徵

地方官會議は民衆の結實也

人民、地方官會議に服せず

地方官に男子あり

集して、人民に代りて律法を議せしむ。是れ所謂る地方官會議なるものにして、彼の四參議が建白せる民撰議院の轉化なるものなり。政府は思らく民撰議院は未だ之を設くるの時機に達せず、然れども議院は之を設けざるべからずと、此に於てか井上馨が大藏大輔たりしとき地方官を招集せるを回顧し、之に做つて官撰議院を立たる也。然れども官撰議院も亦た未だ政府を安心せしむるに足らず、また人民を満足せしむるにも足らざりき人民は思らく是れ美名を以て人民を瞞着するものなりと、此に於てか人民中より總代を撰舉して、地方官會議の顧問たらしむべしと論じ、地方官に迫つて人民の代理人たるの實を現はすべしと告げ、百方之を教唆激昂し、甚しきは此の地方官會議なるものは、徒らに人民代理の名あつてその實なきものなれば、人民の宜しくグリニヤの古制に倣ひ、華士族平民を問はず、貧富貴賤を論せず、大に相會合して自由會議を組織して、國政を討論すべしと論ずるものあり。且つ當時の地方官なるものは、多くは維新改革の大業に與かりし豪俊にして、自ら見ること甚だ高し、彼等は地位に於ては遙かに政府の大臣に及ばざれ、その閱歴聲望は大臣を小兒視するものなきにあらず。されば伊藤博文が後進の身ながら、唯だ律令制度に通したるの故を以て、議長たるを屑とせず、政府が議院憲法を作て地方官會議の議權を、地方民政の範圍内に止めしを憤り、

地方官政府に迫る

台灣を擧つて勇憤を外に洩らすの策

大に團結して政府に迫り、己に人民に代りて律令を議するを云はし、宜しく泰西の國會に倣ふべしとて、天下の大政を議するの權を得んと主張す。政府は實にその處置に窮し、暫らく之を閉づるの機會を得んと欲せしが、遂に之を得たり、即ち支那政府との葛藤是なり。之より先き江藤以下の亡ぶるや、征韓黨の一部は已に夷げらるゝと雖も、軍人の間に漫延せる外征の氣焰は之を抑ゆべからず、若し夫れ之を放任してその行くがまゝに一任すれば、その勢計るべからざるものあらんとす。此に於てか政府は外征の役を起し、不平元老の周圍にある少年を引き出さんと決し、江藤の徒平々の月を以て、直ちに兵を發して台灣生蕃が我漂民を虐殺するの罪を問ふ。大隈重信蕃地事務局總裁として長崎に出で、遙かに時宜に應せんとし、西郷從道生蕃事務都督として、參軍谷干城、赤松則良を伴ひ、米國の軍人リゼンドルを引きて參謀府顧問たらしめ、兵士三千六百人を率ひて發す。此時に方つてや征韓論の己みしがため、快々として樂まず、無事を憤りし鹿兒島の壯年八百餘人、また遣中にも目ざしたる西郷の部下は一人も之に應せず、之に應じたるは多くは名もなき足輕共なりき。己にして米國公使ビンガム異議を唱へて曰く、日本支那等しく我與國たり、日本將さに支那の領地に事あら

んとするに方りて、我人民船舶を日本に貸すは、局外中立の公議を破るものなり、速に貸與せし船舶人民を返すべしと、英國公使もまた必らず之によりて清國と日本の間に事あるべきを云つて之を止む。而して木戸孝允は初より征韓論を破りたる政府は、宜しく征台論をも唱ふべからずと、單すら平和論を唱へて已まず、若し愈々之を斷行せば速に參議兼文部卿たるの地を去らんと、遂に袂を拂つて退く。

此に於てか大隈、令を西郷に傳へて出發を延期せしむ。西郷聽かすして曰く、我れ自ら藩虜の巢窟を掃き死して後にやまん、清國若し異議を發せば、即ち政府宜しく、西郷以下の徒は脱艦の賊徒なりと答ふべしと、遂に發す。然れども米人米艦は遂に解備せられ、西郷等、孟春、日進、龍驤の三艦を以て台灣に至る、是れ實に豊臣秀吉文祿の役より、二百九十年來、初めて外國を征するの軍なり。此に於てか國民敵愾の氣大に起り、劍を撫し銃を叩きて旦夕勝敗を談じ、從軍を請ひ軍資を献するもの、親王、公卿、士農工商、婦人、千八百二人、金額七萬圓、米穀三千三百石に達し、横濱裁判所の雇吏佛人モツセ亦身を以て從軍せんことを乞ふに至る、此に於てか外國に事あるを名として、暫らく地方官會議を閉づるを得たり。台灣生蕃は固より蕞爾たる一小部落の頑民、之に迫るに文明の利器を以てす、之を覆すは易

外國公使の異議

支那との葛藤

將に支那と開戦せんとして償金を取つて兵を退く

々たるのみ。然れども台灣を討すると云ふ一事は、即ち清國と交渉を開くの端なり。先きに清國が台灣我に關せずと答へしものは、日本の能く爲すなきを信じたるのみ。今や兵を擧げて之を討するを聞かば、必らずや異議あらん、是れ外國公使の助言を待たず、初より明白々に知られたり。然れども政府は外國威を宣揚するの策と、内、不平黨の氣焰を洩らすの策と、勢餘義なくも此役に用出でたるなり。果然西郷の土蕃を征するや、支那政府は其の得意の恐喝的外交政略を以て、台灣は二百年來支那の領地なるに、通告なくして恣に之を征討する不理を唱へ、速に兵を退けざんば、日本の不利なるを告げしかば、往復辯論數回にして決せず。一方には此の如く外交の問題となり居る間に、西郷は疾くに兵を進めて生蕃全軀を懾伏せしむ。此に於てか支那政府は愈よ全力を盡くして、外交の術に由て日本を台灣の地より排せんとし、詰問愈よ迫る。此に於てか大に天下に令して、一朝事あらば、清國と兵馬の間に見ゆるの不幸避くべからざるを報じて、兵備を嚴にし、以て必らず爲すの志を示めし、而して八月參議兼内務卿大久保利通、自ら特命全權辦理大臣として清國に行きて總理衙門に談判し、往復七回、議遂に成らず、公使館の旗を撤して歸り、正さに兵馬を以て曲直を判せんせしむ。清國在留英國公使ウエードその間に立ち之を調停し、遂に死者撫恤、道路建築償辨の爲め支

那政府より五十万圓を受けて兵を台湾より退くるを約す、此役日本政府の費す所一千百五十萬圓、死者五百七十三人、得る所固より失ふ所を償ふに足らずと雖も、此一舉は實に至大なる結果を生じたり。琉球は久しく日清兩國に屬するの形ありて、支那を父として、日本を母とすと云へり。されば日本が琉球を封土の中に數ふるも、支那は往々にして異議ありしが、此一舉琉球人虐殺のために、償を日本に拂ひたれば、即ち明かにその日本の封土たるを認識せるものなり、是れその一利なり。之より先き歐洲の漂流人、支那蠻民のために殘掠を蒙むれるものなきにあらず、然れども皆を満足なる償を支那政府より得たるものあらず、此一舉實に諸國の爲し能はざる所をなせり、是れその二利なり。明治以來浪士が外人を殺戮する類々なるより、英佛二國は自國の兵をして居留地を守らしめたり、是れ實に日本の面目を汚かすの一大汚點なりしが、此一舉によりて日本政府の力を信じたれば、兩國はその居留地の兵を撤去するに於て大に助となりたり。是れその三利なり。

外に向つては此の如く國聲を宣揚すると共に、内に向つては外交の技倆もて主戰黨の心を攪り、軍事の威光を以て平和論者の口を緘ざれば、政府の基漸く固まれり。而してその衝に當れるものは實に大久保利通なりしかば、是より以後大久保の勢威赫々として同列を凌ぎ、

無名の首相たるに至り、之と共に公議輿論、自由政治の力愈々減して、政府干涉の端益々開く、此の一期は實に政權の潛運駛移するの一大期限なりき。

(五) 大久保内閣隆盛の極頂

言論自由の黄金時代○言論自由の一例○大久保の政界先づ言論の自由を奪ふ○新聞の漢人形記者の噴矢○干渉保護の政策此に定まる○大久保の敵手木戸孝九○木戸の建白○井上馨大坂會議を企つ○元老調和して此に元老院を設く○政府また動搖す○地方官會議の無靈力○元老院政府に迫る○政府の急進保守の二黨合併して大久保政府を倒さんとす○政治上に於ける宮廷の勢力

かくて世は一轉して大久保の時となるや、先づ最初に變動を受けたるものは、言論の自由なりき。初め新政府の政治家は、幕府が志士の口を箝したるの結果を實歴して恐るべきを見、且つ歐米諸洲に於ける言論自由の風を聞見したれば、その奥羽函館の役に福地源一郎等が発せたる江湖新聞が戦報を誤つて人心を迷すの時に方つて之を檢束せるの後、新聞紙に對する極めて寛大にして、新聞社の寄書は郵便税を免じて之を奨励し、時の宰臣木戸孝九の如き、自ら資金を擲つて之を奨励したる程なりき。されば當時は我國言論自由の黄金時代にして、人民は自由自在にその思ふ所を暴露せり、左の論文の如きは人民の思想進歩せりと爲すの今日に於てすら、一言直ちに上は有司の問ふ所となり、下は保守黨の暗撃する所となるべきものなるも、當年の社會には自由に發露せられたり。

○皆さん御同前に佐幕から勤王へ假り住居してよう／＼愛國の籍に入り永住しますからは全四民同權無理が通る大連

言論自由の黄金時代

言論自由の一例

りも無道理の引込む横町も無し箱根から先にも化物は居らず命限り落ふれども乞ふに成る事も出来ませぬ然も朋輩大も別輩君も人間僕も人間こわいといふはかくされぬ借金催促ばかりだサア夫だから銘々の寶物は此の日本の國土より外に無し之を大切に銘々の職分を精出し國土にゆりの立つ事さへしなげりや別段天子様の御罷の塵を取りまうなんかんを坐なりと云ふにも及ばぬ天子様は人民の隊長と思ふて夫丈に敬ふがよい又天子様もちんが威服らねば國中はくちやみだなんかん味増を御上げ遊ばさず人民に親しく御相談遊ばす筈なるべし付いては爰に解せぬ事がありませぬ此開化になりまして天子様の御顔を寫真師に寫し申てはならぬ賣り申してはならぬと嚴重の御停止はどふいふ理風やら人民が隊長様の御姿を知りましてはなせ御不都合だろう元より人民に御顔向けのならぬ事はあらずしやる筈がなし知ないでこそ御不都合では御座らぬ歎ハ、アわかつた／＼御役人様方の内に粗末にしては相濟まぬと御罷の塵取衆があるので御座らぬふだいこの御川様書目かかくすともかくすならぬといふ處まで書を掛けて筆を置き悔やし涙にくれたり

(明治八年日々新聞)

大久保内閣は先づ新聞條例、讒謗律を制定して、言論の自由を縮め、封建士族殺伐の氣を遣るに文明の器具を用ゆるを妨たげり。此時までは新聞に記名する編輯人は即ち實際の編輯人なりしが、此法律によりて言責に任ずる事となるや、其方法に窮したるに時恰かもヘラルド新聞が泰西には漢人形の新聞編輯あるを論じたるより、遂に現今の如く記名記者と匿名記者の別を生ずるに至れり。此時に方つてや少しく泰西の智識を有するものは、皆を政府に衣食したれば、新聞紙に投書して時政を論議するもの多くは官吏なりき。此に於てか政府はまた

大久保の政界先づ言論の自由を奪ふ干渉保護政策此に定まる

官吏が新聞に投書して政論を爲すを禁したり、されば新聞雑誌の上、寂然として静まりて、民権の鋭鋒漸やく挫折す。而して一方に向つては百般の法令を以て人民の事業を勸誘保護、干渉し政府の力を以て民業を助長せり、政府の干渉に成りたる事業は皆此時に初まる、爾來幾多の政變ありと雖も、内閣の政策、多くは此の大久保内閣の系圖を引くものにして、彼れは實に維新革命の旋風、回雨中より、明治政府が進むべき一條の道路を見出して、之を此時に定めたるも、如く、後來の政治家遂に此の轍路を脱する能はず。

然れども以上の政策も、決して抵抗なしに實行せられたるにあらず、日本人民は、極力此の政策に抵抗したる木戸孝允の名を記憶すべき也。彼れは實に立憲政治家の資格を具へたる立派なる政治家なりき。彼れ活眼、雄才、一世を經營するの力量を具ふるは、決して大久保に劣らざるなり、その度量を開きて後進を容る、は西郷に劣らざる也、加ふるに長州人に稀なる温良君子の風ありしかば、一世の士推して以て長者となせり。唯だそれ餘りに活眼にして利害を洞見するに過ぎ、是にても非にても、邪にても正にても、飛び出し、奮然して事に當り、一旦奮然するや、之を遂せんば已まざるの野蠻力を欠けり。而して新國民の間に立ちて經綸を施さんとせば、先づ此の野蠻力こそ肝要なれ、彼れこの資格に於て大久保に劣れり。此

大久保の
好敵手木
戸孝允

に於てか大久保と大刀打して遂に敗北せり。その門下生として推薦を蒙りたる伊藤博文の如きも、今は變じて大久保黨となれり。木戸が歐洲の巡遊より歸りて、國民建設の業は政府の力を以て爲すべきにあらず、政府は萬能力を有するとの信念は大危險の端なり、宜しく着々歩々、人民の實力を養ふて、文明の治を求むべしと論じて、左の上書を爲すや、大久保を助けて之を排したるものは伊藤なりき。

木戸の建
白

勿卒更革の際政事の基礎未だ立たず朝には世故に練達し人情を熟知する者少なく天下の才能を負ひ功利を喜ぶ者層至蟻聚し風を希ひ旨を候ひ輕進を變するを以て務とし願慮皆憚る所なし置縣の後に至つては其弊漸甚しく事は細大みな新を競ふに由り海内靡然俗を成し政府は人民の政府たる所以の旨を失ふ者有るに似て一意に斷行して人民將來の生活如何を問ふに遑わらず負債を處し訟獄を決し租税を課し家祿を收むるの法皆政府自ら患者を防くに急なれば其餘勢の反射する所却て人民の生活を害するに足り民貧富となく多く其産を失ふに至れり凡人民其慣習に生活せざる者少し是を以て遽に其慣習を變すれば生活の道を失るも亦自然の勢なり之を眼前の事に徴する亦以て其概を知るに足れり一旦已むことを得ず封建の治を變じて人民の爲めに其方向を改むと雖も暫く其慣習の舊に従ひ之をして遽に生活の道を失ふに至らざらしむるは即ち政府の以て政府たる所にして國家富強の本も亦必ず是に在らんとす今の輕舉急進の故を推究せずして徒らに皮膚の條理を論し人民をして生活を失ふの實害を被らしめんとす且つ近日華士族祿支出の方法に就ても臣が切に寛大の施爲あらんことを建言し其支出する所のものも亦徒らに政府の間に虚耗すること無く之を人民の實力に復し以て他日租税の平均を得國家富強の基と爲らんことを希望せし所なり以上亦既往に關し今必ずしも陳列を要せずと雖も將來人民に直接する政府の施爲は宜しく既往の跡を鑑み大に着實に歸せんことを希望するを以て其の概略を論する所以

なり

一今日郡縣の制畧定めり然則益其實利を擴充するを勉め人民の不利なる者を淘汰せしむばある可らず今や言路開けて刑罰寛く冤者自ら訴ふることを得ると雖も生活の道に至つては却て封建諸藩の舊に若かざるものあるに似たり其故何ぞや抑に諸藩の人民を制御せし刻は則ち然れども其各心封内に安んずるに急なるを以て物産を殖し學校を設くるか如き皆金穀の資を措きせず其功を偉大に收めんことを期せざるは無し故に國として人材無きは無く地として物産無きは無し今は政府既に諸藩の人民を収めて徴しく其壓制の紐を紓り然らば則ち舊藩主の學校物産に盡すべき公利公益を興すことは政府安んず人民の爲めに保護の力を用ひざる可けんや然り而して封建の制變せし後政府の施爲概ね此に出でざるを以て所在の人民漸く生活の道を失ひ物産を殖せんと欲すれば其資給せず學校多しと雖も所謂普通小學に止まれば年既に長して師を都會に求むるの資少く或は其資ありて一二の業を成す者ありと雖も其材能縣に用ひらるゝ所無きを以て官遊して歸らざる者比々皆是れなり夫れ人材物産は國家の頼て以て立つ所にして今既に此の如し諸縣の日に衰微に赴くも亦觀るべし天下の大勢之を人身に譬ふ諸縣は猶四肢の如し政府は猶頭の如し其間に流通循環して全身をして偏廢の憂無からしむる者は氣血にして猶資財の流通するか如し比年以來政府は盡く天下の金錢を諸縣より徵集し諸縣をして權を其間に有し一も其支用に任ずることを得ざらしむ是諸縣の日に衰微に赴くの源固にして所謂氣血流通せずして四肢將に偏枯せんとす四肢偏枯せば頭腦安んず獨り全きことを得んや今是憂を防かんことを欲せば政府と諸縣と其會計を異にし其權を地方に分與し而して地方の官を舉ぐるは人才を其土に選ぶに如くは無し抑も置縣の初は務めて舊來の積習を變せんことを期するを以て地方の官更率皆他郷の人を採れり是一時の權宜勢然らざるを得ず然れども其間強藩の餘威を藉り其官吏皆郷人を用ひ放て他郷の人を置かざるもの今に至て猶之あり苟も積習を變せんと欲せば強藩の地の如きは尤も他郷人を用ひざる可らず而して却て之に反す諸縣の如き既に舊來の積習を變する者は則ち必しも廢其所習を分合し以て人民の

耳目を接す宜しく漸次更に隨ひ代るに其土人を以てすへし蓋し土人の其土に於ける情意懸篤自ら他郷人に異なる所あり實其土俗民情に熟するのみならず一たび錯誤あれば耻亦必ず子孫に及ばんことを恐る故に其心に存すること深く必ず一時を苟且するの弊少かるべし既に一時に苟且するの弊無ければ諸縣の區畫は今日確定する所に隨ひ他日更に廢置分合することなく縣々各自に相勤め相勵まし天下の爲に公利公益を興すに従事せば物産益殖し人才益多く生活の道益廣からん是に於て政府も亦諸縣に照らし其規模經費を斟酌し減すべきを減し増すべきを增し政府諸縣と頭手其平均を得て偏枯の憂なからしめば則ち以て人民の爲めに一大幸福を保つに足らん然らずんば封建の治を變して郡縣とし人民壓制の苦を寛めんことを欲する所のもの從に人民の禍を致すに過ぎず而して天下後世の責皆當に政府に歸すべきなり

此の如く政府の權力愈よ増加すると共に木戸の勢力は日に銷沈し來れり。然れども彼れ敢て西郷板垣の如く、民間の運動を爲さざりき。是れ彼の出身は殆んど陳平張良の如く、その功惟帷幄の中でありて、盛徳大業の天下を驚かすなくして、退て據る所なきによると雖も、その至誠國を憂ふるの衷心によらずんばあらず。若し維新史中に於て立憲政治家の標本を求むれば、先づ指を木戸に屈せざるを得ず、政權の點よりせず、施政の實際より大久保に反對したるものは實に彼にてありき。

彼れ已に征台の役に不同意を唱へて去れり、是れ結局大久保の悦ぶ所なりき。大久保は人を容るゝ能はざるなり、大隈伊藤等、唯々諾々、自説を立てずして自家に懐くものを相手として政治を爲すを以て、最も便利となせり。此時に方つて長州の井上馨等は、曩きに政府の財

井上馨大
坂會議と
企つ

元老調和
して此
元老院と
設く

政を攻撃して民間に下りしが、民力休養の一點に於ては木戸と同論なるに、木戸去りて後は長州の勢力日に落墜し、大久保の天下となるを見て之を制せんとせり。之を制せんとせば、勢、長州の獨力を以て當るべからずとなし、此に土佐を誘はんとし、朝野の間に斡旋して、八年一月木戸、板垣、伊藤、大久保の四人を大坂に會せしめて、調和を謀る、世に之を名けて大坂會議と稱す。四人相集つて調和成りしかば、木戸板垣の二人また參議となり、大久保伊藤藤と共に政体取調掛となる。蓋し大久保等は西郷か隠然敵國たるを以て之に當らんとして、幾分かその政府萬能主義をすて、木戸等は幾分かその人民實力論を割き、双方共に歩み合を爲して、人民政府と萬能政府との間性政府を建てんことを談合したるなり。而してその結果は四月十四日に至りて左の立憲政体起立の詔となりて世に發露す。

朕即位の初、首として群臣を會し五事を以て神明に誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む幸に祖宗の靈と群臣の力とに頼り以て今日の小康を得たり願ふに中興日遠く内治の事當に振作更張すへきもの少しとせず朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設け以て立法の源を廣め大審院を置き以て審判の權を發し又地方官を召集し以て民情を通し公益を圖り漸次に國家立憲の政体を立て汝衆庶と共に其慶に頼らんと欲す汝衆庶或は苟に泥み故に慣るゝと莫く又或は進むに輕るゝ爲すに忽なること莫くうれ能く朕か意を体して翼賛する所われ

尋て左右兩院を廢して元老大審の二院を設く、政府は實に地方官會議を以て泰西の下院に擬

政府また
動搖す
地方官會
議の無氣
力

し、元老院を以て上院に擬せるものなり。此一事は例の如く、明に日本人民が、物の極處に達する能はざる生ぬるの弱點を示したるものなり。維新の政治家は尊王攘夷と佐幕開國の兩黨に分れたり、而して彼等は相調和して尊王開國の政策を實行せり。維新の元老中には征外と内治の兩黨を生じたり、而して彼等もまた因循姑息互に調和せり。今や人民黨と政府黨との争も、また調和に終り、官にもあらず、人民にもあらず、人民に代るてふ地方官會議元老院を以てその局を結びたり。一方より云へば調和の美たる云ふまでもなし、然れど流れて姑息生ぬるに陥りて、爲すべき時に思ひ切たる事を爲す能はざるもの、實に我國民の大國民たる能はざる所以なり

木戸板垣の二人已に内閣に返る、然れども彼等は寧ろ大久保内閣の客分たるが如きものありて、主客勢を異にす。されば歸參するや間もなく大坂會議の約束に背くの政策ありとて、内閣に動搖を起せり。此の動搖の中に木戸孝允は議長となりて地方官會議を開けり、その議案は地方警察、道路堤防橋梁の處置、及び地方民會は公選民會とすべきか、區戸長會議とすべきかの案なり、此中地方民會の規則こそ、實に民權の發達に大關係あるものにして、一國の民權を發達せしめんとせば、須らく先づ此の最下級より初めざるべからず。されば世の識者

元老院政
府に迫る

政府の急
進保守の
二黨合し
て大久保
内閣を倒
さんとす
宮廷の政
治上の勢
力

は當然として之を論じたるにも關らず、地方官會議は遂に區戸長を以て民會を編成すべしと決せり。以て地方官の腦中に毫も人民てう觀念なかりしを見るべき也。此の會議の後、租税を分つて國稅府縣稅(地方稅)の二に分ち町村會を設くるの令を出せり。

地方官會議は木戸の老實を以て之を圓滑に斡旋せり、然れども元老院に至つては、咆哮大呼して政府に迫り、名けて元老院と爲さば、宜しく正々堂々、立法の權を以て之に與ふべしと迫りて容易に制すべからず。板垣もまた内閣參議にして諸省の卿を兼ねるの非を論じて己ま
ず、之より先き四參議の不平ありて退くや、政府は島津久光を引きて内閣顧問たらしめて、以てその勢力を藉り、尋で左大臣たらしめしが、此に至つてその保守説を吐きて、新進大臣の急進政界を攻撃して已まず、板垣の内閣諸省分離論を出すや、之を發けて内閣を攻撃し、三條太政大臣の定見なきを責め、劾奏して之を退けんとす。此に於てか例の如く最後の判決を勅裁に請ふ、勅裁は固より板垣、島津の説を捨てて取らざる也。此に於てか板垣、島津の二人、相携へてまた内閣を退き、繼で木戸もまたその後を追ふ、此に於てか世はまた大久保の時となり、而して此の頃よりして宮廷の官吏少しく勢を得たり。何となれば事ごとく民間黨を壓せんとせば、一々之が勅裁を請はざるべからず、而して勅裁を請ふには宮人の力に依

らざるべからざればなり。當時大久保が自ら内務卿となり、その黨與伊治地正治が宮中に入つて一等侍講たりしを見れば、その如何ほど内政と宮中に重きをおきしかを見るべき也。

(六) 國民統一の時代

神風連の暴發○各地の小暴動○地租を減す○西郷長州に不平なり○西郷と大村の衝突○大村西郷が尊氏たるべきとを豫知す○願館の裡西郷を煩はさんとす○各藩の兵權を取つて西郷に備ふ○西郷が天下に怪まれたるは已に明治二年にあり○西郷大久保の衝突○大久保と西郷の性行○西郷の不平は武邊の一方に注ぐ○西郷門下の胸中に第二維新を畫く○武力を以て天下を經營せんとするの念○西郷黨暴發の時機○官軍の手配○西郷の軍隊○兩軍の戦○熊本城の連絡○西郷以下の討滅○西郷軍の奇異なる性質○土佐の謀叛○山縣西郷に與ふる書○此年は國民統一の時なり

尋で來りしは朝鮮事件なり、魯國との土地交換なり、九年三月の佩刀禁止令なり、六月の奥羽巡幸なり、皆な着々として政府の權威を定むるの助となりしが、十月に至りて西海の一隅に時ならぬ暴發の聲を聞けり。是れぞ所謂神風連の騒動なるものなり。彼等は日本を以て神國となし、神國の民が夷狄の民と交通するは、祖宗の靈を汚すものなりとなし、政府が外國の文明を輸入するを好まず、道に洋服の徒に逢へば袖もて目を掩ひ、地に唾して耶蘇を罵りて過ぐ、その首領大野鐵兵衛、加屋霽堅、上野謙吾等、平生その徒に教へて曰く、敬神の民は夷狄の銃丸も之を傷くる能はずと。さればその徒二百餘人が、夜暴發して鎮臺司令長官種田政明、縣令安岡亮吉を斬り、進んで鎮臺兵と戦ふて砲銃に倒さる、までは、銃丸は決して神民を傷くる能はずと信じて、白刃を抜きつれて進みたりき。此役官軍の斬殺せらる、もの六

神風連の
暴發

十餘人、傷者二百七人、此徒は維新以來の叛者中最も保守なるものにして、通常保守黨の隠險なるに似ず、最も純粹誠心の徒なりき。

九州は政府が常に注目せる所、早晚しか大舉してく叛の日あるべしと信せられたり。されば熊本の報至るや、政府は陸軍少將三浦梧樓を山口に、同大山巖を熊本に、内務少輔林友幸を九州に、佐々木高行等を四國に遣はし、以て九州四國全軀に應ずるの計を爲す、政府の手配りは果して其圖に當りき、長州にある前參議前原一誠は、私かに神風連と約束する所あり、また其弟にして小倉の兵營にある山田某をして、私かに暴發の準備を爲さしめ、自らは横山俊彦、奥平謙輔等と共に、山口にありて暴發の準備を爲しつゝありし也。彼は私かに朝政に向つて不平を懷けり、然れども其の不平たるや、經綸、主義の上にあらずして、寧ろ一個人の感懷より生じたる嫉惡にてありき、彼は其同藩の出身なる木戸孝允が、文官を以て坐上の籌策により政柄を取り、己等は空位を占むるに不平なり。兵隊の權漸やく溷らぐと共に、自家の黨與愈よ滅殺せらるゝに不平也。已に利害を異にし、己に感懷を異にせば、木戸の爲す所は一々憤慨の種とならざるをなし、此に於てか其の年少と相會するや、朝政を嘗るにあらずんば、即ち人物を難する也、慷慨の談にあらずんば、即ち事を好むの談也。其の木戸に對する、

九州小暴
動

恰かも西郷の大久保に對するが如く、其氣質より、地位より、志望より、將た權勢の上よりして遂に合すべからざる也。此に於てか私かに思らく、天下朝政に服せざるもの多し、乃公の名望を以て一たび足を擧れば、天下響の如くに應せん、先づ熊本、小倉、長州の三所より時を伺うして起たば、大勢即ち定まらんと。此に於てか、暴動の準備に餘念なきの時に方り、福岡縣士宮崎軍之助、今村百八郎、益田靜高等秋月藩士を率ひて暴發し、遙かに熊本に應ず。此報を聞くや、前原等急に二百餘人と共に、兵を萩に擧げ、官金を奪ひ、まさに縣廳を襲はんとし、官軍攻撃の部署已に定まると聞き、海路山陰に奔りしが途に於て皆な捕斬せらる。青森縣士永岡久茂等も、前原等と相謀りて千葉縣廳を襲はんとして、東京思案橋の下に捕らる。十二月伊勢常陸の農民、租税の重きを愁訴し、蜂起して官廳を毀ち、富商を劫掠す、尋て皆を平らぐ。實に明治九年の後半季は大久保の威勢赫々たるの時にして、而してまた大久保政府に反對するの氣焰その頂上に達したる時なり。此を以て動亂相尋ぐと雖も、幸にして諸黨多くは一致せざりしがために容易く之を討平するを得たり。然れども四國鹿兒島の地はなほ虎の隅を負ふが如きものあり、南西の兩角殺氣陰々として上るかため、先づ民力を休養して人心を靜めんとして、十年一月地租を減して百分の二分五厘となせり。

地租を減す

西郷長州に平ならす

西郷と大村との衝突

西郷が志を朝政に得ざるもの一朝一夕の故にあらず、その薩長の連衡を講して幕府を倒さんとするや、氣一世を蓋ひ、彼の天下の大兵を引き受けて流離困頓せる長州は、必らずや薩の周旋を恩として、百般の事、薩を重んずべしと信したりき。然るに長人が天子の召に應じて上國に出るや、獅子奮迅の勢を以てして向ふ所を擇ばず、その國小なりと雖も、識見雄略の士、濟々として並び、實際の經綸に於ては、遙かに薩人の上に出るのみならず、薩州が唯一の長所と頼み切つたる武幹すらも、長州の大村益次郎のためには、その半ばを輕んせられたり。西郷が大村と相並びて東海道を下るや、議論往々にして合はず、高聲幕外に洩るゝこと少からず、かくて江戸に達して、勝海舟等と應接して江戸城を收めたるは西郷の力なりしと雖も、その上野を攻撃し、關東を平らげ、東北越後を征討するの軍機は、一に大村によりて定められ、江戸城を收めたる後は、西郷は殆んど手を空うして大村の舉動を傍觀せり。是れ薩長の駢馳に於て、薩は一步を譲り、大村西郷の競争に於て、西郷一步を後れたる也。されば西郷の不平は早く己に此時に胚胎せる也。

されば大村が主として江戸城に居り、遙かに軍略を授けて東北を討つや、百里の外、その中ること善射の如しとて、名聲藉甚たるとき、西郷は快々としてその足九州に向へたれば、大

大村西郷が尊氏たらんことを豫知す

函館の役西郷の力を頼むとす

村等は他日足利尊氏たらんものは彼なるべしとて、深く其舉動に注目し、徳川討滅の大運動が、薩長土藩より、已に廣りて天下の運動となる時は、東北征伐も成るべくは薩摩の兵を用ひず、薩兵をして功を恃むことなからしめんと希ひ、函館攻撃の役にも官軍の總數七千六百の中、長人は七百八十一人ありて薩人は二百九十三人を出すに過ぎざりき。此時に方つて西郷の下にありては、黒田了介(伯)等頻りに西郷を珍重して、是非とも西郷を出さんと勉めたりしも、大權漸く大村に移りたれば、その甲斐なかりき。東北已に平ぐや、その薩人の向ひたる形跡を尋るに、庄内の如きは、殊に深く薩人に結托する所あるが如くなれば、心あるものは深く薩人の爲す所を怪しみたり。かくて函館征伐となるや、榎本等の威勢、意外に強よければ、大村の計策もすこしく齟齬しけると共に、黒田等は私かに書を鹿兒島に發して此事を告げしかば、西郷等はその郎黨門下生を擧つて軍艦に投して江戸灣に入り、函館の役難しと聞けば、請ふ之を助けんと申し込めり。大村は西郷の力を借るを迷惑と思ひしが、之を退けんも口實なければ、さらば卿の一戦を煩はさんと依頼し、されども恐らくは卿の來ると己に遅かりしならんと告げたりき。大村は此の如く告ぐると共に、函館の役若し西郷三艦の力を借りて、僅かに賊兵を破るが如きことあらば、是よりまた薩人の跋扈を來さんことを

西郷大久保の衝突あり

各藩の兵權を取つて西郷に備ふ

愛ひたりしが、幸にも西郷の三艦到着するの前日、函館已に陥れり。此に於てか西郷等は一兵をも上陸せしめずして、直ちに鹿兒島に歸れり。而して榎本處置の一段となるや黒田は諸人と力を合して榎本のために命乞を爲し以て恩遇を幕人に與ひたれば、最も之に反對せる木戸等は、深く其の處置を怪みたりき。かくて函館の賊も已に下りて、前後の策を講ずるの時となるや、識者が最も苦心せるは兵隊の所置にして、之を放任せば維新の改革、一變して兵隊政治とならんとす。殊とに憂ふべきは功を恃んで傲然たる鹿兒島の處置なり、此に於てか長州の山田顯義、柳川の曾我祐準等は、頻りに各藩の兵權を募つて、之を政府に歸せしむると共に、軍務局を置きて各藩士を訓練し、以て鹿兒島の如き不平の徒を壓せんとせり。而してその軍務局を大坂に置かんとするは、大坂を以て九州の變に應せんとするの略なりき。是れ實に明治二年の事にして、西郷一味の徒の天下に怪まるゝ此時に初れり。

かくて大村は暗殺せられ、西郷は累遷して陸軍大將たるとき、彼と大久保利通との間には、また一場の衝突を來せり。維新の前に方りては大久保は佐幕黨たり、西郷は勤王黨たり、その氣質より云へば、大久保は守成實務の政治家にして、西郷は創業粗大の人なり、彼は政治

家にして是れは武人に近く、彼が實務に汲々とし、政府の力を以て人民の事業に干渉する時、是れは壯年の徒を相手として天下の事を論じ、人望を集むるに汲々たり、彼れが隠然政府の中に黨與を樹立するの時、是れは失意不平、民間に埋没せる壯士に同志を募れり、此の如く西郷は大村との競争己むや、また直ちに大久保との競争を初めたり、而して大久保の權力朝廷に伸ぶるの時、西郷の勢力は民間の不平士族に伸び、政府にある薩州の文官は大久保の材力に信服すると共に武官は西郷の周圍を取り巻き、兩人の争は即ち文官武弁の嫉惡を表すに至れり。

西郷常に門下生に語りて曰く、功名を樹つると云ふが如き、未だ我輩の企つべきことにあらず、宜しく精神を萬人、後世に遺すべきなりと、然れどもその言論舉動は、適たまもつて西郷の功名を壯士の中に立てしかば、大久保との間は愈々惡し、彼れは固より大量の人なり、大久保は固より沈黙の人なり、されば卒然、座上に口論を生ずるが如きことは絶てなかりしと雖も、征韓論以後は、西郷と大久保との間には、埋むべからざる一大溝渠を生じたり。大久保曾て云つて曰く『斯く吾々兩人の間に支吾を生ずる以上は、兩人さし違へて死ぬるの外他なし』と

然れども西郷は必しも、凡べての朝政に向つて不平を抱きしにあらず、彼れ維新の大業を爲したる後は、殆んど一の武人となれり、その眼光は武事の一方に注射せり。而して新進の武人が、その才能巧智によりて頻りに累遷し、曾て自家の手足となりて九州の原野を轉戦せる武人が、空しく後へに蹉若たるものあるを憤り、此の如き偏頗輕巧の政治は、必らず國家を誤ると信し、憂鬱轉して不平となり、而して人民が新政府の政に服せず、所在蜂起し、一方には新進の少年が、新聞雜誌に時弊を摘發するを見て、此の不平は一變して驕慢となり、乃公出でずんば夫れ蒼生を如何と爲すに至れり。然れども彼れ未だ武力を以て改革を爲すまでもなく、必らずや政府が己に依頼するの日あるべしと信したる也。然れども西郷に附隨する少年の胸中には、早く己に第二の革命を畫き、何時か劍を取つて内閣員の頭に加ふるの日あるべしと信せられ、西郷の心もまた此くの如くなるべしと推測せられたり。且つ維新大革命の後、長人は早く武人政治の弊を先見して、兵隊を解きて國に歸し農民とならしめたり。之がためには兵隊の怒を招きて、一二の暴動ありしと雖も、之を以て兵隊に擁せられて、心なき政治を爲すの憂を免れたり。然るに薩人は此一點に於て見解を異にして、天下を經營するは武力にありと信したれば、其兵隊を解くことを爲さず、益すく之を敬重したりしかば、

彼等の氣は益す昂れり、彼等は遂に西郷を執へて自家の行く所まで行かすめざらんすとす、是れ實に西郷の一大過失にてありき。されば西郷が薩摩に歸り、私學校を作りて、壯年血氣の徒を集むるや、猛虎深山に入るとなし、天下不平の徒は之れを仰ぎて、先生となし、その足を揚ぐるを待てり。明治九年となりて西郷の爲には如何とも云ふべき鹿兒島縣令大山綱良の如きは、衆人稠坐の間にありて何れ『我輩も一度は切つて出ねばならぬ』と公言し、以て衆壯士に媚びたるを見て之を知るべき也。されば彼等は鹿兒島縣官より以下、戸長巡査に至るまで、皆な自家の黨與を以て之を組織せり、其區長は即ち大隊長なり、戸長は即ち小隊長也、全國を舉つて純然たる一軍團にして、天下に普通すべき徵兵令も獨り鹿兒島縣内のみは實行せられず、彼等は幕府の下にありて琉球國王と稱したるが如く明治政府の下にありても、一の治外法權、獨立國の躰を爲せり。而して明治三年の鹿兒島藩の届によれば人口八十九万六千八百人の中、士族十九万二千九百、卒二万二千九百、常備兵一万七千百人ありき、以て其好軍國なりしを見るべき也。而して此好國軍の士卒學校にありては單一すら武術を講じ時に大擧して山林に入りて獵を事とし、印刷局の寫眞を以て大久保の邸宅なりとなして、その奢侈專權、右の好相に優るとなし、之を匡すはその主君とも神とも崇むる西郷先生の外あ

らずとなし、今や薩人はその世間知らずの狹隘なる識見により、英雄崇拜の氣習により合して一体となりて暴發するの時を俟てり。其の形勢此の如きを見て、天下の木平士族は足跡相接して鹿兒島に入り、以て獲物を分たんと望みたりき。江藤已に發したり。前原已に發したり、我等も最早や猶豫すべからずとなして出師の名を求めたる時、幸なるかを東京にありて大久保の右腕たる大警視川路利良の下に警察官たる中原尙雄等十三人、及び同縣士野村綱、柏田盛文以下六人川路の命を奉じて相率ひて歸省し西郷を偵察するに遇ふ忽ち流言あり曰く彼等は西郷を刺さんとして來れるものなりと。一方には此の如き出來事あると共に、東京に於ても早く其不穩の情あるを察し、舊藩以來鹿兒島に存したる軍庫の彈藥を引き上げんとするや、別府新助、篠原國幹、村田新八、逸見十郎太等、生平西郷を推して事を舉げんと計畫せる私學校黨の領袖は、十年一月卅一日を以て要して陸軍の彈藥戎器を奪ひ、二月五日を以て以上の諸士を捕へて拷問害害し、遂に刺客の名を付し、十二日を以て、政府は刺客を放つて西郷を暗殺せしめんと謀りしが故に、西郷以下は政府に尋問の筋ありとて、兵を率ゐて上京すとの檄文を發し、專使もて之を薩、日、隅の諸州に配布せしめたり。諸州の壯士は生平西郷を崇拜して、天下事を嘆じたるものなりければ、之を聞き争つて之に應じたれば、

西郷が鹿兒島を發する時は已に一萬の大兵となりたり、此報の上國に達したるは二月五日にてありき。

是れ政府かかねて期したる事なり、之がため豫じめ天皇は京畿に行幸しありければ、直ちに鳳臺を西京に駐めて政治を聴き給ふ。かくて河村純義等を遣はして事情を偵察するに、反跡愈々顯然たれば、有栖川熾仁親王を以て征討大總督とし、中將山縣有朋、河村純義を參軍とし、少將野津鎮雄、山田顯義、曾我祐準、三浦梧樓、大山巖、川路利良、三好重臣、高島綱之助、小松之宮をして旅團を指揮せしむ、前後官軍の發するもの歩兵五十七大隊と三百名、砲兵六大隊と工兵一中隊、騎兵十五名、總員五萬一千八百五十八人、海軍十一艘二千二百八十一人にして、常備、後備、屯田兵、巡查、志願兵、臨時募集隊、新撰旅團等全國の兵を舉つて出す。

此時に方つてや熊本、福岡、大分、山口、愛媛、越後、石川等の士族、密かに劔を杖きて西郷に投ずるもの少なからず、その鹿兒島を出づる時は一萬人にして、熊本城に迫るときは、全軍已に二萬人となり、その鹿兒島を出るときは政府に尋問すと稱へしもの、熊本に入るときは新政厚徳の旗を建て、紙幣を發行せり、その三太郎峠を上るに方つて一兵を見ざるや、西郷天

官軍の手配

西郷の軍隊

兩軍の戦

を仰ぎて大に笑つて曰く、鎮臺兵我を此に要せず、その技倆知るへきのみと、氣世を呑み二月十八日には、全軍鼓騒して熊本城に迫り、二十一日四面より之を合撃す、城中或は圍を突きて出んと云ふものあり、城將谷干城、衆議を排して嬰守するに決し、城樓を焼き、地雷火を布きて、三千の見兵を以て之を守る、之より攻撃寧日なし。

已にして上國より下りたる官軍は、道を分つて賊軍を攻め、速に熊本城と連絡を通せんとせしむ、賊軍兇猛容易く破るべからず、時としては攻守の勢、變じて官軍却つて防禦の地に立ちしが、城中にては圍を受くる已に五旬にして、糧餉彈藥殆んど盡き、壘の藎を食ふて生存するに至りしかば、軍士嬰守するを屑とせず、潔よく撃ち出で、死せんことを請ふて曰ます。

此に於てか四月八日、先づ少佐奥保璋をして一大隊を率めて城を出で、賊中を馳突して宇土の官軍に至りて狀を陳せしむ、此に於てか官軍初めて賊狀を審にするを得て、大に旅團を部署し本軍別働に分つて進撃し、奮戦苦闘、別働の兵まづ賊軍を破り中佐山川浩一中隊を率めて長驅して熊本城に入り、官軍の連絡初めて通ず。此に於てか諸道の官軍、悉く熊本城に集り、四月廿日兩軍その總勢を集めて大に城東に鏖戦す、砲壘數里に亘り、吶喊天地に響く、已にして賊軍大敗して退き、薩日隅の國境を固めんとせしが、此時河村曾我大山高島の官軍已

熊本城の連絡

西郷以下の討滅

西郷軍の奇異なる性質

士佐の謀叛

に内より鹿兒島を固めれば、賊軍一戦の後また走つて日向に轉戦し、遂に可愛の嶽に圍まれ官軍の圍を破つて、また鹿兒島に亂入し、城山に籠りて持すること二十餘日、九月廿四日西郷以下の諸將悉く斃れて、西南初めて平らぐ。出師以來八ヶ月、金幣を費す四千二百萬圓、官軍の死者六千人、賊軍の獄に投せらるゝもの二千七百六十四人、その罪を免せらるゝもの四萬二百四十九人なりき、以てその古今の一大戦争なりしを見るべき也。

この内亂につき最も奇異に感ずるは、西郷の大旗の下に集りたる人士の、議論に於ても、性行に於ても、互に一致すべからざるもの多かりしこと是なり。擊劍を事としたる武夫あり、退職武官あり、新聞記者あり、その議論には頑固なる封建黨あり、急進なる共和論者あり、熊本の如きは、生平頑固なる封建説を唱ふるものと、急進なる民権論を唱ふる者と、互に相諍論しつゝ、道を分つて西郷の軍に投じたりき。而して一方に於ては、西郷幕下の少年が政府を罵つて急進なる歐羅巴家と稱すると共に、歐洲の民権論を祖述して政府に抵抗する士佐の林有造、片岡健吉、大江卓、岡本兼三郎等は、相謀して元老院の幹事にして急言激論、政府を苦しめたる陸奥宗光等と相計り、私かに兵を擧げて西郷に應せんとせること是なり、之を要するに此の内亂は維新の改革に與て、その地位その功に酬はれざりし不平家と、維新改革の

運動に於ては、機を失して第二流に落ちし失望家と、政權の争に於て大久保に負けたる人々の怨憤、合して此に至れるものにして、西郷は陸海軍に對する不平なり、初めは衆壯士の偶像となりて禮拜せられ、遂にはその衆壯士怨憤の犠牲となりて、身を殺したるものと云ふべし。西郷と維新の功業を共にせる山縣有朋が、交戦中に西郷に與へたる一書、實に能く西郷の心事を寫し出せりと云ふべし、曰く

山縣西郷に與ふる書

山縣有朋頓首再拜謹て書を西郷隆盛君の幕下に啓す朋か君と相識るや茲に年あり君の心事を知るや又蓋し深し矣曩に君が故山に歸養せしより已に其間警咳に接するを得ざりしと雖も葢雨の情は豈一日も朋の懷に往來せざらむや圖らざりき一旦浴染之變に際遭し反て君と旗鼓之間に相見るに至らむとは君が歸郷せし以來世論の鹿兒島縣士に於ける其の異狀を云々する者は概ね皆曰く西郷其謀主たりと曰く西郷の巨魁たりと朋獨り之を排斥して然らずとせしに今にして之に乖離す嗚呼復何をか言はんや雖然竊に朋が見る所を以てすれば今日の事たる勢不得已に由る也君の素志に非ざる也夫れ君の徳望を以て鹿兒島壯士の泰斗たり茲に君にして異圖を懷がば何ぞ其名なきを患んや何ぞ其機なきを苦まんや而して今日陸軍の公布する所を見るに罪を二三の官吏に問はんは欲するに過ぎず是れ果して擧兵の義名に適せりと云はん乎佐賀の賊先に誅せられ熊本山口の叛役に敗れ天下の士民は漸く自奮の志を立んとす是れ果して揚旗の好機に投せりと云はん乎君の老練明識を以て豈之を知るに難からんや而して之あるは乃ち君の干り知る所に非ざるを見るに足る也説く者は曰く天下不其の徒は西郷が山林に隠晦するを奇貨として功名を萬一に僥倖する念を懷き其の時勢に阻隔するの期に乘じ方其辭を巧にして朝廷の政務を譏誣し人心離散し黎民生を聊せざるが如きの妄説を虛構し西郷に出すんは蒼生を奈何西郷にして義兵を鹿兒島に擧げて人民の塗炭に坐するを救はんは欲せば天下皆靡然之に應ずべし

と懣懣せしもの蓋し一にして足らざる也西郷の卓識を以て固り其の虚構たり譏誣たるを洞視するに難からずと雖も
 没測の致す所は衆口以て金を鏢し遂に西郷をして今日の擧あるに至らしめたりと囑く者皆之を然りとす而して朋黨り
 之を然りとせざる也遂に君にして此志あらは單騎にして釐下に來り從容利害の在る所を上言するに何の妨あらんや君
 も亦固より自ら之を知らざるに非ざる可し是れ朋が説く者の言を聽て君の心を待たりとせざる所以なり思ふに君が數
 年に養生したる壯士は初より時勢の真相を確知して人理の大道を履踐するの才識を欠き或は不良の教唆に慷慨し或は
 一身の軀軻に怛懼し不平の怨嗟は一變して悲憤の殺氣と成り再變して嗾烟の妖氣と成り君の名望を以てするも尙之を
 制馭す可からざるに至る而して其名を問は轍ち曰く西郷の爲にする也其諷を聽けは轍ち曰く西郷の爲にする也と情
 勢の已に迫る斯の如く夫然り君が平生故舊に驚きの情交に於て空く此の壯士輩をして徒に方向を誤りて死地に就かし
 め獨り餘生を全するに忍びず於是乎其の事非なるを知て壯士に奉戒せられたるに非ずや然則今日の事たる君は蓋し
 初より一死を以て壯士に與へんと期せしに外ならざるが故に人生の毀譽を抛て之を度外に措き復天下後世の議論を顧
 みざる而已嗚呼君が心事たる寔に悲しからずや

或は云ふ西郷此書を見て感慨稍久うして曰く、吾れ山縣に負かずと、或は云ふ遂に西郷の手
 に達せずと。

事夷らきて後、英國の新聞パルマバジェットに左の如き一書、西郷の秘書官の名を以て掲載
 せらるゝを見る、是れ固より事實にあらざるべしと雖、其如何に外人の同情を得たるかを證
 明するに足るものもある也。

我が日本の南部陸軍大將西郷隆盛公閣下の命を奉して此急報を貴社に寄す我が桐野少將は本月一日の早晨を以て精兵

千を率て鹿兒島を守る帝兵を襲ふ我が敢死の兵苦戦十時間の後抜刀突進して接戦頗る急なり於是や帝兵大に敗れ士
 卒の死傷數千人を蒙て鹿兒島城下を引退きたり此の役や我南軍全く勝て王師の砲銃彈藥の他品を分捕りたるも勝
 て數ふべからず併せて金七十万を得たり我が敢死の士が如是の大勝を得たるは實に夫の我儘千万なる内閣大臣等に向
 て頂門の一針を興へたりと思はる抑も今の大臣等は我々人民を奴隸視し各々淫逸に耽て民間の疾苦を顧みず今日新令
 を天下に布て明日は則ち之を革め勿体なくも常に天皇陛下の名を藉らざるはなし……………我々は今日實に我々人民
 の自由を得んが爲に我々人民の居を安んぜんが爲に且我が天皇陛下に御一身の自由を得させ奉らんが爲に此の戦争を
 開き天皇陛下に哀訴して玉座の左右に侍りて自己の私慾を逞うせんと欲する奸臣等を放逐せんと決心したり抑も此の
 内亂を今日に起さしめたるものは實に奸臣等の罪なり而して夫の奸臣等は今方々に西洋の兵法を教へたる兵隊を繰出
 して我々の家宅を焼き我々の巨艦を殺し我々の日本帝國を賣らん

日本薩摩國鹿兒島日本南部陸軍本營にて

大將西郷隆盛の書記旨

明治十年九月二日

第四軍の少將カマン(姓名不明)記す

此二ヶ年、政府は非常の苦心を爲せり、而して國民の統一成りて、明治政府の基礎立ちしもの
 のまた實に此年にあり。

(七) 自由民権の大運動

上にありては大久保の世、下にありては板垣の世○土佐の政社○明治十年に於ける立志社の運動○静儉社○中立社○上下の衝突○琉球事件○大久保刺殺○大久保の死悦ばる○大久保の信念○大久保の政策○大久保の死は後進政治家の途を開く○大隈重信の時代○伊藤と大隈の拮抗○井藤同盟の起源○近衛兵の暴發○近衛兵の暴發は陸奥等に關係す○民権家大運動を始む○愛國社○各地の民権家奮起す○元老院門前の有志家○國會期成同盟會起る○集會條例○板垣関東に乗り込む○自由黨起る○大隈、藩閥打撃の大計畫○大計畫の第一段○第二段○政府組の織一變して大隈の權伸ぶ○第三段○十六年に國會を開敢するの策○開拓使官有物拂下の件○新富座の大演説○民間各派の光景○國會開設の勸諭○大隈の失落○薩長連合の好機○参事院の起原、伊藤の權勢○伊藤井上政府の實權を取る○大隈の運動○改進黨起る○當時の政府はマホメットの如し○政府黨の現出○立憲帝政黨○兩論派の論論○板垣少年に刺さる○王權論○言論の不自由憲法取調のため伊藤の外遊○民間黨の萎微○板垣後藤の外遊○改進黨自由兩黨の爭論

上にありては大久保の世、下にありては板垣の世

大久保内閣に不平なるもの、江藤己に倒れ、前原己に滅び、西郷もまたその後を追ひ、而して木戸孝允は征西の役の中頃、京都にありて病を以て没し、後藤象二郎は一躍して礦山師となれり、此に於てか大久保の敵手たる元老は畧ほつきて、餘ます所は板垣退助のみ。而して西郷の一擧は、恰かも海綿の水中に入りて水分を吸集せるが如く、武斷的不平家を網羅して、刑場の露と消へしめしかば、天下愈よ政論を以て内閣に抵抗するの勢となり、上にありては大久保の世、下にありては板垣の世となれり、此の政論的の運動こそ、實に土佐人得意の技

下にありては板垣の世、土佐の政社

にして、その天下の率先者たるもの此時にありき。之より先き土佐に三政社現出せり、一を立志社と云ひ、一を静儉社と云ひ、一を中立社と云ふ、立志社は明治七年板垣等が征韓の議論に敗れて歸りしとき、共に興に歸りし陸海軍士官兵卒の設立せるものにして、社員一千餘人あり、洋學所を開き、法學所を設け、日々夜々、自由民権の説を講じ、或は佛國革命を童話に作つて市街に歌謠せしめ、或は魯國社會黨の非運を小説に作りて傳唱せしめ、以て自由民権の説を平民に知らしめんと勉めたり。かくて明治十年西郷の兵に乗じ、片岡健吉を總代として西京に出で、次に大に政府に要求する所あり、曰く公議を擴張して以て施政の過失を正すべし、曰く立法、司法、行政の三權未だ固からず、曰く士族の處置、徴兵、地租改正、條約改正、朝鮮、臺灣、魯國の事其宜を失せるものあり、曰く以上の過失は實に人民公論の發揮せざるにあれば、速かに民撰議院を立て憲法の基を立つべしと。立志社は實に我國に於ける政治的結社の最先なるものにして、また最大なるものたり、静儉社は純然たる封建黨にして、他までも世を封建の昔に返さんとするものにして、社員は漢學を修め傍ら山野を開拓せり、中立社は民権黨にあらず、守舊黨にあらず、一種の中立黨にして、また純然たる官權黨たり、さればその社員も多くは官吏にして、佐々木高行、谷干城等その首領たり。此くの如く三大政社

中立社

静儉社

明治十年に於ける立志社の運動

あると共に、四國の中至る所に三社の流を汲みて相争ひしが、西郷の亂平らぎて後は、天下武力を以て大久保内閣に抗抵するの愚なるを覺り、相率ひて自由民權説を唱へたり。自由民權の説を唱ふるもの、多くは少壯、失落の徒なりしかば、板垣はその赫々たる元老の勲業を以て、自然に民權黨の首領たり而して土佐の聲望實に天下に冠たり。

然れども民權黨もなほ未だ封建武士の習氣を脱せず、言論の次には腕力を用ひんとするもの多く、その言ふ所は壓制政府轉覆すべしとか、或は專擅政府には納税の義務なしとか云ふに過ぎず。甚しきは民權黨の世とならば、全く人民の租税を免せんと云ふものあり、政府もまた公議輿論の風雲中より現出せるものなるを忘却し、武權を以て民間黨を鎮壓せんとせり。されば天下、政府を直とせざるもの多かりしが、剛毅なる大久保は最と揚鷹に其行かんと欲する道を行き、更らに此運動に應せず、着々として國民統一の方向に進み、十二年の四月を以て断して琉球藩を廢して沖繩縣を置けり。之より先き琉球の地の久しく外國の注目する所たるを以て、明治政府の起るや、使を發して其入朝を促かし、國王を封して藩王となせしが、實際に於てはなほ日支兩國に屬するの形あり。支那もまた之を諾して、先帝の死するや白詔を下し、新帝の即位するや紅詔を下し、日本が琉球のために臺灣を征し、支那より償金を取り

上下の衝突

琉球事件

たるの後も、其琉球を遇するやなほ前日の如く、藩屬の形を以て之を待ちしかば、政府は明治八年内務大丞松田道之を遣はして、其支那の正朔を奉じ、貢物を支那に納るを禁じ、悉く日本政府に屬するの形を行はしむ。此に於てか支那黨と日本黨とを生じ、支那黨の官吏、藩廳に充滿するの故を以て、藩王、書を日本政府に上り、其支那政府の恩惠を蒙むる五百餘年にして一朝に絶つべからざるを云ひ、明治五年、時の外務卿副島種臣が、國牀政跡を變せざるべしとの約を爲せるを取つて動かず。此に於てか松田は『余は政府の代表者也、余の命を用ひずんば叛者也、叛者は國法の處分を待つべし』と云ひ放つて歸途につくや、藩吏大に驚きて、僅に松田の使命を諾せり。然れども其實尙は服せずして、或は出で、政府に直訴し、或は左の書を支那歐米列國の公使に呈し、其力によりて支那日本の兩國に屬するの形を永續せんと計れり。

具琉球國法司官(毛鳳來馬駁才)等爲三小國危急一切賄有約大國俯賜(譯)鑒事、竊琉球小國自三朝洪武五年(即一千三百七十二年)入貢中國(永樂二年即一千三百九十九年)我前王武寧受三朝册封一爲中山王二相承至今尙列三外藩遵用中國年號曆朔文字一惟國內政令許其自治一大清以來定例進貢二土物二年一次進三大清國大皇帝登極一專遣三陪臣一行三慶賀之禮一敝國王嗣位時一應封典一大清國大皇帝遣一使册封嗣王爲三中山王二又時召三陪臣子弟入三北京國子監一讀一書過一有源船一遺一風難民大清國各省督撫皆加三撫卹一給一糧餉一船安送回國自一列三中國外藩一以來至一今五

百餘年不レ改前咸豐九年(即一千八百五十九年日本安政六年)大荷蘭國欽奉全權公使大臣加白其來ニ小國ニ互市會蒙レ許
 レ立二條約七款ニ條約中即用ニ波文及大清國年號ニ諒貴公使有レ案可ニ以查考ニ大合衆國大法蘭西國亦曾與ニ敵國ニ立レ約
 其在ニ日本ニ則舊與ニ薩摩藩 往來同治十一年(即一千八百七十二年日本明治五年)日本既廢ニ薩摩藩ニ逼合ニ敵國ニ改號ニ
 東京ニ册ニ封我國主ニ爲藩王ニ列入ニ華族ニ事與ニ外務省ニ交涉同治十二年(即一千八百七十三年日本明治六年)日本勅ニ
 將敵國與下大荷蘭國大合衆國大佛蘭西國上所レ立條約原書ニ送ニ交外務省ニ同治十三年九月(即一千八百七十四年日本明治
 七年)又強以ニ琉球事務ニ改附ニ内務省ニ至ニ光緒元年(即一千八百七十五年日本明治八年)日本國太政官曾ニ琉球國ニ曰自
 今琉球進ニ貢清國ニ及受ニ清國册封ニ即行ニ停止ニ又曰藩中宜レ用ニ明治年號及日本立法ニ藩中職官宜レ行ニ改革ニ敵國屢
 次上レ番遣レ使並求ニ日本ニ無レ如國小力弱日本決不ニ允從ニ一切敵國雖レ小自爲ニ一國ニ違ニ用大清國年號ニ泰西國天恩
 高厚許ニ其自治ニ今日日本國乃逼令ニ改革ニ查ニ敵國與下大荷蘭國立約ニ係ニ用大清國年號文字ニ今若大清國封貢之事不レ
 能照レ舊舉行ニ則前約幾同ニ廢紙ニ小國無ニ以自存ニ即恐得ニ罪大國ニ且無ニ以對ニ大清國ニ當深懷恐小國彈丸之地當時大荷
 蘭國不レ行ニ拒乘ニ待爲ニ列國ニ允與立レ約至レ今感ニ荷厚情ニ今事處ニ危急ニ惟有ニ仰仗ニ大國ニ勸ニ諭日本ニ使ニ琉球一
 切照レ舊國臣民職ニ德無レ極除別備ニ文或ニ大清國欽差大臣及大法蘭西國全權公使大合衆國全權公使外相應具請求
 准施行

是れ實に支那の政治家が陰に教唆せるものにして、之によりて歐米公使が其隙を此問題に入
 る、や、支那また其間に入りて、以て兩屬の事を維持せんと欲せしなり。然れども各國公使
 は國際の問題として之を論ぜざる中に、政府は遂に廢藩の一舉を斷じたる也。

大久保は已に西郷を殺せり、木戸を惱殺せり、江藤前原を刑殺せり、已に琉球を併せたり、

大久保則
 さる

其負ふたる所の國民統一の業、已に爲さる、や。五月その參朝の途に於て暴徒のために襲撃
 せられて死し、空しく紀尾井坂に墓碑を止め、その一半の生涯を後人の推測に打ち任せり。

大久保の
 死憾ばる

刺客は石川縣の士族、島田二郎、長連豪、杉本乙菊、杉村文一、脇田新一、島根縣士淺井壽
 篤等にして、多くは西郷を慕望して、會てその左右に侍せしとありしもの也。

大久保の
 信念

此時に方つて、大久保の死は實に天下少壯の徒が、手を打つて相賀せし所にして、彼は少年
 民權家の腦中には、殆んど塊國のメッテルニツヒを以て比せられ、全く國民改進黨の敵手を以
 て目せられたり。彼れメッテルニツヒと同じく、改革なる文字中には、政治家の野心含まれ、
 自由なる文字は空言事に益なしと信じたり、メッテルニツヒと同じく、口を動かして議論す
 るの暇には、手を以て實行すべしと爲せり。されば當時の所謂る民權論なるものを聞くも毫
 も感ずる所なく、他までも現今の政界を、そのまゝに存して變更することなく、工藝農商
 は政府の力を以て助長改進黨すること、最も國民の需要に應じたる政策なりとなせり。此に於
 てかその結果は農工商に關する政策は急進にして、政界は保守を尙とびたり、而して民間黨
 は政府が助長干渉の政策を以て農工商に對するを以て國民の利にあらず、その自然の發達に
 一任すべしとなして漸進の論を主張し、政界は速に之を一變して、公議政府となすべしと急

大久保の
 政策

進説を取れり、朝野の争點實に此にありしが、今日に至つてこの舊觀を存するものあり。大久保の死は少年民権家に歡喜せられたるのみならず、また政府中の後進政治家にも悦ばれたり、彼の政治世界に在りて同輩に對する、恰かもシーザルの如く、悉く元老を夷滅せずんばやまざりき。去れば板垣、井上、陸奥の徒は大久保に對して攻撃同盟を組織し、進むも退くも共にせんと約したることありし程なり。その後進に對するは、恰かもバアメルストンの如く、自ら用ひて後進の路を塞ぎ、僅かに大隈重信、松方正義、伊藤博文、前島密、松田道之等を用ひしと雖も、閣中の大權大久保にあれば、政府と云へば、人、大久保と同視し、大木の下、雜艸なく、他の後進政治家は名を爲すの地なかりき。されば彼の死は恰かも爵者たる大木を切り倒して、低樹の上に日光の通じたるが如く、後進政治家が進歩の路此に於てか開けたり、而して先づ進みて實權を取りしものは大隈重信にてありき。

大隈の出身は佐賀藩にして、その出るや薩長の如き功勳兵權を有するにあらず、單に自家の力量によりて地位を取りしものなれば、武勳兵權の政府にありて磨揚せんには、中々に困難なるものありしかば、征韓論の時も依々として意見を發表せず、一轉して大久保の世となるや、全く順良なる大久保の友人となり、以てその意見を實際に行ふを求めたり、されば單に

當時の大隈を知る者は、順柔にして定見なき者となせり。然れども彼は能く屈するを知るとともに、能く伸るを知れり、彼は聲望地位に於て大久保に如かざるが故に、之に屈して容れられんことを求めたり。然れども今や大久保去りて大柱倒れたり、滿朝の大臣皆な儕輩後進のみ、伊藤の通才もなほ固からざる也、井上の膽略もなほ試みられざる也。大木寺島の先輩は局を守るの才のみ、乃公の技倆を此時に試みずんば、何の時をか待たん。鷲鳥は己にその翼を廣げたり、何者か能く之に當らん、滿朝の大臣、皆な靡披して大隈をして樞要の地に立たしめたり。而して大久保以後、財政の事最も政府を悩まし、而して財政は大隈得意の事にして、且つその當局なりしかば、大に大隈をして便を得せしめたり。之を拮抗するものは獨り伊藤にして、彼れその力量聲望の大隈に及ばずして、到底、單騎の戦を爲す能はざるを知り、自ら大久保に代りて内務卿となるや、海外に官遊する議官井上馨を呼びて、己に代つて工部卿たらしめ、連合して以て大隈に當らんと試みたり。而して此の聯合は、後來十有餘年の間連續せり。此の如く大隈、伊藤、井上等の割據せる政府は、依然として、政治にありては漸進、民力發達にありては急進助長を尙び大久保の政策を改めざりき。

大久保の死によりて、政府の根底、動搖せるは疑ふべからざるの事實なりしかば、久しく不

平鬱々たりし竹橋兵營の暴徒は、その八月を以て急に暴發せり。十年の役、賊軍の最も恐怖せるは近衛兵にてありき、彼等は全軍の中より、最も武幹驍勇の徒を撰拔せるものにして、その殊とに陛下の親兵たるの面目を重んずるを以て、戰場にあつて最も拔群の働あり、某中隊の如きは勇往奮進、一中隊の兵士、盡きて三人となるまで激戦せり、されば賊軍はその帽子の赤きの故を以て之を名けて赤帽となし、赤帽の進む所、風を望んで走れり、彼等は之を以て自ら多しとする所なきにあらず。然るに事平きて後、先づ恩賞を受くるものは、彈雨硝煙の間に身を挺でたる自家の徒にあらずして、遙かに戰場を離れて指揮せる將校にてありき。或る者は旭日の章をかけて揚々として自家の營前を通過せり、或る者は數千の恩金を得て、美食暖衣に飽けり、彼等何ものぞ、その勳功は自家の徒の力によりて得たるものにあらずや、昔し後醍醐の北條を誅滅するや、先づ恩賞を受くるものは佞官、内豎の徒にして、將軍發を撫して秋風に泣くと聞きしが、彼等の身もまた此の如きかぞ、此の如き不平は全軍の間に行はれしが、近衛軍は最も甚しかりき。かくて所々に集會して秘々密々に謀議をこらし、遂に合從群起、兵力を以て闕下に強請する所あらんとし、八月廿三日の夜半、竹橋の砲兵先づ發し、兵營を毀ち、秣舍を焼き、長官を殺ると、砲銃を發して、禁闕に迫りしが途に大尉磯林

眞造に賺されて自首して縛に就く。此時東京鎮臺の少佐岡本柳之助は砲兵大隊を率ひて王子に行軍せしが、若し近衛砲兵の兇焰は少しく強かりしならば、岡本等は直ちに王子の火藥庫を襲ふて彈藥を奪ひ、遙に近衛兵に應ずべかりし也。次で岡本は終身文武大小の官に補せらるゝを禁ぜられ、近衛歩兵三添卯助、砲兵長島竹四郎以下銃刑に處せらるゝもの五十三人、准流百十八人、徒刑六十八人、懲役十七人なりき、之と共に大坂その他の諸鎮に於てもまた往々不平の徒を出せしが、遂に大事に至らざりき。此事驟然として起り、忽然として巴、人その由來を審にせずして終りしと雖も、賞勳の晚きと、給料の減額を怨むるの情と、相合して不平なるに乗じて、私かに陸奥宗光の黨與が之を教唆せるによるものなるへと信ぜられたり、そは陸奥等の獄は八月廿日に斷ぜられ、竹橋の變はその廿三日を以て起りたればなり。政府は一方には兇徒を罰すると共に、兵卒の賞勳を速にせしかば、諸鎮に蟠まる不平は烟散霧消して、遂に事なきを得たり。

是れ固より小事なりしと雖も、兵卒が銃を取つて禁闕に向ふもの、長州人が蛤門に亂入したる以來の變にして、政府の威柄の漸く衰たるを見るべく、若し一轉すれば兵隊政治となるべかりし也。是より政府は銳意して兵隊を檢束する策を講じ、一方には陛下の勅語なるも

民権家大
運動を始
む

愛國社

のを下し、兵隊をして之を歌はしめ忠義の念を養はんとせるは此時より起りし也。而して二三新聞を限り、兵營に容るゝを許せしもまた此時より初まる。

政府は已に兵隊政治の略を免れたり、然れども民権家に對しては苦戦の地に陥れり。自由民権の説は已に八九年より發したり、大久保の統一政略によりて壓伏せられたり、今や大久保已に死し、内閣の大權搖きて躊躇する所なきを見るや、民権家は此機に乗せんと、各地相唱和して起てり、而して明治十二年は地方官會議にて定めたる府縣會を各地に起せるより人民が政事に注目するの念大に勃興せる時なりしが、民権家の運動は大に民心を啓發し、板垣退助を初として、土佐の民権家先づ主となりて大坂に愛國社の會議を開けり。之に應じたるものは東北、南越、五畿の人々なりしが、その合議書なるもの左の如し。

我輩此社を結ぶの主意は愛國の至情自ら止む能はざるを以てなり夫れ國を愛するものは須らく先づ其身を愛すべし人々各其身を愛するの通義を推せば互に相交際親愛せざるべからず其相交際親愛するには必ず先づ同志集合し會議を開かざるを得ず依て今此會議を開き互に相研究協議し以て各意同士の權利を伸張し人間本分の義務を盡し小にしては一身一家を保全し大にしては天下國家を維持する道より終に於て天皇陛下の尊榮福祉を増し我帝國をして歐米諸國と對峙屹立せしめんと欲するに在り今此主意を述へ左の條件を約定せり

第一條 此の社を名づけて愛國社と稱し東京に開場を設くべし

第二條 愛國社は各縣各社より其社員三名を東京に出し毎月數次期を定めて相會し大政の出る所と天下の形勢事情とを察し一般人民の公益を謀る等の事を協同討論し及何事に因らば各社に報知するを務むべし

愛國社は東京に出て、高きに上りて天下に號令せんと欲せし也。然れども大坂は實に土佐人が出で、關西に號令するには、最も適當の地にして且つ關西は土佐人が最も恃む所なりしかば、先づ暫らく大坂に止るに決したる也。愛國社の會議は痛く人心を刺激し、尋て岡山の地に民権家の同志聯合會議を起し、次で福岡の地に有志民権家の會合を開けり。此の如く民権家は關西の地を席卷して行くと共に、關東に於ては新聞雜誌に、講談演説に、日夜國會開設、自由民権の論を主張せしかば、東西相呼應して天下殆んど震動するの勢なりしが、千葉縣の櫻井謙先づ起つて國會開設の請願を爲せり。この一舉は實に民権家が爲さんと欲するの端を開きしものなれば、風雷の如く、響音の如く、各地の民権家相立つて之に應じ、續々として元老院の門前に詰めかけたり。而して民権家は建白と云はずして請願と云ひしかば、政府に訴ふるにあらざして皇室に直訴するの跡となり、政府は實にこの處置に究せり。此に於てか元老院は建白を受くるの門にして請願を受くるの地にあらざるとなして、請願を受くるを拒絶せしかば、民権家は太政官と元老院の門を出入して、頻りに官吏と推問答せしが、一日有志

各地の民
権家奮起
す

元老院門
前の有志
者